



平成 27 年 1 月 27 日

各 位

社 名 グローバルアジアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 瀧 培今
(JASDAQ・コード 3587)
問合せ先 取締役 楊 晶
TEL 03-5510-7841 (代表)

第三者委員会の報告書に関するお知らせ

平成 27 年 1 月 19 日付で受領した第三者委員会から報告書を別紙のとおり開示いたします。

平成 27 年 1 月 21 日付「第三者委員会の報告書受領に関するお知らせ」において公表いたしました通り、調査対象となっている多くの項目が、現在訴訟・請求などの争いになっており影響が生じる恐れがあること、項目によっては刑事事件の対象となる可能性があり、捜査に重大な影響を与える恐れがあること、取引に影響がでる恐れがあること、個人情報の保護の観点から伏字とさせていただきます。

尚、別紙の報告書は、第三者委員会に了承を得て、報告書原本を基に、当社が伏字にする固有名を選択し、置き換えたものとなります。

今回の調査結果を真摯に受け止め、再発防止のための提言に沿って改善に取り組み、必要な措置を進めてまいり所存です。問題点の是正や再発防止策の具体的な内容につきましては、確定次第改めてお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上

平成27年1月19日

グローバルアジアホールディングス株式会社 御中

報告書

当職らは、下記第1の2の調査事項について、調査を実施し、その結果をとりまとめたので、本書をもって報告する。

第三者委員会

委員長 弁護士 逢坂 貞夫

副委員長 弁護士 中込 秀樹

委員 公認会計士 石崎 秀明

目次

第 1	本調査に至る経緯及び調査事項	1 頁
1	本調査に至る経緯	1 頁
2	調査事項	1 頁
第 2	調査の範囲及び調査期間	2 頁
1	ヒアリング対象者	2 頁
2	質問状送付先	3 頁
3	その他検討資料	4 頁
4	調査期間	4 頁
第 3	第本調査の前提及び限界	5 頁
1	情報の真実性・正確性	5 頁
2	情報を収集する上での時間的, 方法的限界	5 頁
3	対象会社による調査妨害	5 頁
4	本調査の限界	6 頁
5	本調査の結果の利用	6 頁
第 4	前提事実	7 頁
1	対象会社に関する前提事実	7 頁
2	関係者に関する概説	12 頁
3	経緯年表	15 頁
第 5	平成 2 7 年 3 月期第 1 四半期に計上した特別損失に関する検討	18 頁
1	株式会社 A W に対する融資の不履行と対象会社の現金残高の関係について	19 頁
2	第 4 回新株予約権行使に基づく払込実体及び対象会社の現金保有高について	20 頁
3	株式会社 F に対する預け金について	27 頁
4	A J 株式会社に対する預け金について	32 頁
5	株式会社 A H 東京に対する預け金について	36 頁
6	株式会社 A F に対する預け金について	38 頁
7	A D 株式会社に対する預け金について	42 頁
8	有限会社 A U に対する預け金について	45 頁
9	平成 2 6 年 6 月の新株予約権発行に基づく払込金の引出しについて	47 頁

10	平成27年3月期第1四半期に計上された偶発損失引当金繰入額 について	54 頁
11	平成27年3月期第1四半期に計上された減損損失について	57 頁
12	株式会社ARに関する訴訟損失引当金計上について	63 頁
第 6	簿外債務その他不正会計の疑いのある事項に関する調査	67 頁
1	BL株式会社の貸金債権について	67 頁
2	ANの貸金債権について	70 頁
3	株式会社BDの貸金債権について	75 頁
4	AO株式会社の手数料債権等について	78 頁
5	APの貸金債権について	83 頁
6	BCの貸金債権について	86 頁
7	BJの貸金債権について	88 頁
8	O株式会社の貸金債権について	91 頁
9	ASの貸金債権について	95 頁
10	ATの貸金債権について	97 頁
11	AZ株式会社の貸金債権について	98 頁
12	Yの立替債権について	101 頁
13	AMの貸金債権について	102 頁
14	株式会社BEの貸金債権について	104 頁
15	AV等の貸金債権について	106 頁
16	株式会社BFの貸金債権について	108 頁
17	株式会社BGの貸金債権について	110 頁
18	BM及びBNの貸金債権について	112 頁
19	BOの貸金債権について	119 頁
20	株式会社BHに対する債権の貸倒引当繰入について	121 頁
21	BB株式会社及び株式会社テクノメディアのソフトウェア 仮勘 定について	125 頁
22	AXの貸金債権について	130 頁
23	AQ及び株式会社AQの貸金債権について	132 頁
24	BKの貸金債権について	134 頁
25	BP株式会社の貸金債権について	135 頁
26	BQ株式会社の貸金債権について	136 頁

第 7	過年度決算の訂正事項の概要	137 頁
第 8	本調査を通じて認識された対象会社の業務上の問題点	138 頁
1	会社代表印，銀行届印，認印等の管理	138 頁
2	多額の手元現金	138 頁
3	与信管理の形骸化	139 頁
4	稟議制度の形骸化	139 頁
第 9	再発防止策	140 頁
1	会社代表印，銀行届印，認印等の管理について	140 頁
2	現金の多額保有について	140 頁
3	与信管理の形骸化について	140 頁
4	稟議制度の形骸化について	140 頁
5	企業風土の改善	140 頁
6	組織	141 頁
7	責任追及	141 頁
第 10	結語	143 頁

第1 本調査に至る経緯及び調査事項

1 本調査に至る経緯

グローバルアジアホールディングス株式会社（旧商号「株式会社プリンシパル・コーポレーション」、旧々商号「株式会社アイビーダイワ」、以下「対象会社」という。）は、平成26年6月に新株予約権の発行及び行使に基づき計2億1253万9734円の増資金の払込を受けたが、同増資金の行方が不明となるという事件が生じた。そして、対象会社は、平成26年8月、平成27年3月期第1四半期に関し、上記増資金の喪失に対する貸倒引当を含む合計9億8244万円（連結）の特別損失（以下「本件特別損失」という。）を計上した。また、対象会社は平成26年6月以降複数の金銭債権の支払請求を受けているところ、その債権中には対象会社が債務と認識していないものが複数含まれている。

そこで、対象会社は、上記特別損失の計上に関する事実の調査及び会計処理の検討、簿外債務の存否、その他これらの関連事項につき第三者による中立的立場からの調査検討を受けるため当委員会を設置した。

2 調査事項

当職らは、上記経緯に基づき、本件特別損失に係る事実関係及び会計処理の妥当性、簿外債務の存否その他関連諸問題について調査し、その上で対象会社の事業上の問題点の指摘及びその改善提案を行うこととした。対象会社の取締役その他関係者に対する刑事責任の有無については、直接の調査事項としてはいない。

第2 調査の範囲及び調査期間

本調査では、次に示す、対象会社の会計帳簿、諸票類及び関係契約書等の分析、通帳・現金等の動きの分析、関係者のヒアリング及びその分析、当委員会の作成及び発送に係る質問状に対する回答、対象会社から提供を受けたその他関連資料の検討等を行った。

1 ヒアリング対象者

実施日	対象者	属性
H26. 11. 6 その他随時	菊地博紀	対象会社代表取締役副社長
H26. 11. 6 その他随時	B	対象会社内部監査室長
H26. 11. 6	楊晶	対象会社取締役
H26. 11. 14	込山和人	対象会社社外監査役
H26. 11. 15	E	(株) F 代表取締役
H26. 11. 16	G	対象会社旧取締役 (株) H 代表取締役 (株) テクノメディア代表取締役
H26. 11. 16	池永威彦	対象会社取締役
H26. 11. 19	K	対象会社関係者
H26. 11. 19	L	対象会社財務経理担当
H26. 11. 19	M	対象会社内部監査室担当
H26. 11. 19	N	O (株) 代表者
H26. 11. 20	P	Q 有限公司代表
H26. 11. 21	佐藤和利	対象会社常勤監査役
H26. 11. 22	公認会計士 S 事務所 S	対象会社旧会計監査人
H26. 11. 22	監査法人 U T、V、W	対象会社社会計監査人
H26. 11. 22	X 会計事務所 X	対象会社旧会計監査人
H26. 11. 28	Y (Z)	対象会社旧総務部長
H27. 1. 07	A A	対象会社旧代表取締役
欠席	A B	対象会社利害関係人
欠席	A C	A D (株) 代表取締役
欠席	A E	(株) A F 代表取締役

欠席	A G	(株) A H東京代表取締役
欠席	A I	A J (株)代表取締役
欠席者	A K	有限会社 A L取締役
欠席者	A M	対象会社利害関係人

2 質問状送付先

送付日	発送先	送付結果
H26. 11. 07	A N	H26. 11. 14 回答
H26. 11. 07	A O(株)	H26. 11. 18 回答
H26. 11. 07	A P	H26. 11. 10 回答
H26. 11. 07	(株)B V	H26. 11. 12 回答
H26. 11. 07	A Q	H26. 11. 12 回答
H26. 11. 07	(株)A R	H26. 11. 13 回答
H26. 11. 07	O(株)	H26. 11. 13 回答
H26. 11. 07	A S	H26. 11. 17 回答
H26. 11. 07	有限会社A U	H26. 11. 18 回答
H26. 11. 07	Y (Z)	H26. 11. 14 回答
H26. 11. 07	A V等代理人	H26. 11. 11 回答
H26. 11. 07	(株)A W	H26. 11. 13 回答
H26. 11. 07	A X	H26. 12. 16 回答
H26. 11. 07	A Y浜松町支店	H26. 11. 18 回答
H26. 11. 07	A Z(株)	H26. 11. 11 宛名不完全 (棟, 室番号漏)
H26. 11. 07	(株)B A	H26. 11. 17 宛所尋ねなし
H26. 11. 07	B B(株)	H26. 11. 11 宛所尋ねなし
H26. 11. 07	B C (代理人住所)	H26. 11. 11 宛名不完全で返送
H26. 11. 07	(株)B D	H26. 11. 10 宛所尋ねなしで返送
H26. 11. 07	A M	返信なし
H26. 11. 07	(株)B E	返信なし
H26. 11. 07	(株)B F	返信なし
H26. 11. 07	(株)B G	返信なし
H26. 11. 07	(株)B H	返信なし
H26. 11. 07	B I(株)	返信なし
H26. 11. 07	B J	返信なし
H26. 11. 07	A D(株)	返信なし
H26. 11. 07	B K	返信なし
H26. 11. 07	A S	返信なし
H26. 11. 07	A T	返信なし

H26. 11. 07	(株)A J	返信なし
H26. 11. 07	A H東京(株)	返信なし
H26. 11. 07	(株)A F	返信なし
H26. 11. 07	(株)B L	返信なし
H26. 11. 11	B M 代理人	H26. 11. 18 回答
H26. 11. 11	B N 代理人	H26. 11. 18 回答
H26. 11. 11	B O	H26. 12. 29 回答
H26. 11. 11	B P(株)	返信なし
H26. 11. 11	B Q(株)	返信なし
H26. 11. 19	O(株)	H26. 11. 28 回答
H26. 11. 20	B C (別住所宛で再送)	返信なし
H26. 11. 20	(株)B D (別住所の代理人宛 で再送)	返信なし
H26. 11. 21	B R	返信なし

3 その他検討資料

- ・対象会社の投資家向け広報（以下「IR」という。）¹
- ・会計帳簿
- ・会計帳票類
- ・関係処分証書等（契約書，公正証書，領収書等）
- ・預金通帳
- ・株主総会・取締役会議事録
- ・定款及び対象会社の内部規程
- ・稟議書
- ・質問状に対する回答書
- ・その他下記具体的検討中に摘示する書類

4 調査期間

平成26年10月22日から平成27年1月19日

¹ 対象会社HP（<http://gahd.jp/ir/>）にて閲覧可能である。

第3 本調査の前提及び限界

1 情報の真実性・正確性

本報告書において行った調査は、専ら、対象会社からの開示資料、関係者のヒアリング及び質問書に対する回答書に含まれた情報に依拠するものであり、その内容の真実性・正確性及び十分性・網羅性について、他の情報によって検証する作業は行われていない。

また、本調査で参照したヒアリング又は文書等による回答は、必ずしもその裏付けとなる客観資料を開示したうえで行われているものではない。

2 情報を収集する上での時間的、方法的限界

対象会社は、当委員会に依頼する調査内容につき、当初、主として対象会社による平成26年6月の新株予約権の発行及び行使に基づく払込金計2億1229万円が行方不明となった事件についての調査の点を依頼した。

しかし、対象会社の業務及び会計上の問題点について関係当局からのヒアリングを経た結果、調査を要する事項の範囲が大幅に拡大した。これに対し、当委員会による調査は、平成26年10月22日から平成27年1月19日という比較的短期間でなさざるを得なかった。また、調査方法としては任意の協力を前提とするものである等の限界を免れない。

したがって、本調査は、調査対象事項に関する事実関係について全てを網羅したものではない。本調査において把握していない事実が存在し、又は事実認識において正確でない点がある可能性は排除できないことを留意すべきである。もとより、調査事項の関係で刑事責任の有無等の観点からの検討は行なわない。

3 対象会社による調査妨害

当委員会は、対象会社前代表取締役AAのヒアリング予定日の前日である平成27年1月6日午後11時すぎに、同人がヒアリング協力の条件としてその同席を希望していたBS弁護士からメールを受信した。同メールには、AAが、同日に、原告を対象会社、被告をAA外2名とする訴状の送達を受けたため、明日のヒアリングもそれを踏まえた対応となる旨記載されていた。当委員会はそれまで対象会社から訴訟提起の報告を受けていなかった。そして、ヒアリング当日、AAは、対象会社の第5回新株予約権の発行及び行使に基づく払込金である約2億円の現金の引出し及び用途に係る事実につき、訴訟対応の必要を理由に原則として供述を拒否した。

対象会社は、上記払込金の引出しに関する事実関係等の調査を当委員会に依頼し、さらに、AAが上記払込金の引出しに関与した重要な関係者にあたり、当委員会が同人からヒアリングを行う予定であったことを知りながら、上記のとおり、当委員会に何ら報告

することなく、AAに対して、上記払込金について隠匿、横領したとして訴訟提起し、その結果、当委員会のAAからのヒアリングに支障が生じた。当委員会としては、対象会社の上記行為は、当委員会に対する調査妨害行為にあたるもので、大変遺憾であると考えている。

4 本調査の限界

本調査は、以下の記載事項を前提として行った。

①当職らが、文書の抜粋又は要約のみの提供を受けたものである場合において、かかる抜粋又は要約は、当該文書全体の内容を適切に反映しており、当該文書全体についての誤解を生じさせるものではない。

②本報告書において明示的に記載された事項を除き、当職らの検討対象となった事項について重大な影響を及ぼす情報の開示が留保されたことはない。

なお、本報告書は、対象会社が第三者に対し秘密保持義務を負担している契約に基づく情報を含んでおり、かかる秘密保持義務の違反によって、当該第三者から対象会社に対して当該契約の解除、損害賠償、その他の請求がなされる可能性があるが、当職らは、かかる第三者が情報の開示について承諾していたか否かについて、調査・確認をしていない。

5 本調査の結果の利用

本報告書は、対象会社の要請に基づき、前記の問題点及びこれに関連する事実の有無や会計処理の適否を判断することに関し、対象会社によって利用されることのみを目的として作成されたものであり、それ以外の目的のため使用されることを予定していない。

本報告書は、当職らの事前の書面による承諾なくして、対象会社以外の第三者に対して開示され、若しくはその写しが交付され、利用され、又は依拠されることを予定していない。なお、本報告書が、当職らの書面による承諾の上、第三者に開示された場合であっても、当職らは対象会社以外の第三者に対し何ら責任を負うものではない。

第4 前提事実（平成23年以降の対象会社の沿革）

1 対象会社に関する前提事実

（1）対象会社概要

ア 対象会社の会社登記によれば、対象会社は、平成23年9月1日に、商号を「株式会社アイビーダイワ」から「株式会社プリンシバル・コーポレーション」に変更し、その後、平成26年9月12日に、同商号を「グローバルアジアホールディングス株式会社」に再度変更した。本報告書において「対象会社」という場合、「株式会社アイビーダイワ」又は「株式会社プリンシバル・コーポレーション」の商号が用いられている場合をも含むものとする。

イ 東証上場会社情報サービスによれば、対象会社は、東京証券取引所JASDAQ市場に上場している。

（2）平成24年3月の過年度訂正

ア 対象会社の平成24年3月14日付IR（証券取引所宛て株主向け情報公開書面）には、対象会社は、同日付にて、平成23年度3月期第3四半期から平成24年度3月期第2四半期の各決算短信等の訂正を東京証券取引所（以下「東証」という。）に提出し、同日、対象会社の株式が大阪証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されたとの記載がある。

イ 対象会社が実施した上記過年度修正に関する「内部調査報告書」には、概要以下の記載がある。

対象会社の完全子会社である株式会社BTはFEグループ²からスーパーマーケット5店舗を取得したが、この取得をめぐる取引の会計処理に一部実態を反映しない誤ったものがあつたため、会計上の修正処理が必要となつた。上記取引に関し対象会社はFEグループ等に対して債権を有しているが、FEグループの資金繰りが厳しい状況にあることからすれば、合計で約3億5000万円の貸倒引当金繰入額を特別損失として計上すべきである。このような会計処理の誤り及び損失計上を招いた原因は、対象会社のFT元社長が、経営安定化を図るため、FEグループのAB社長と協議し、BTを通じて同グループの収益事業を譲り受けることとしたが、スーパー事業を管理できる人材がいなかったこと、そのため、AB社長に同事業の助言支援をお願いし、さらに、FEグループの役員であつた人物が対象会社の役員の地位についたことで、FEグループは事業

² 報告書には、株式会社FEコーポレーション、株式会社BX及び株式会社FIの3社は、資本的にも、人的にも関係があり、FEグループとして一体的に考えられること、同グループの社長がABであることが記載されている。

の譲渡人であるとともに譲受人の対象会社を指導する立場にもあたることとなり、同グループの提案に対するチェックが甘くなったこと、B Tにおいては取締役会の承認なくF Eグループの指示に従って出金処理がなされることがあったこと等にある。

ウ 対象会社は上記内部調査報告書につき第三者による妥当性検討を目的として社外調査委員会を設置した。平成24年4月5日付社外調査委員会調査報告書には概要以下の記載がある。

内部調査報告書に記載された会計上の過年度訂正は妥当である。対象会社は、F Eグループ等社外の人員ではなく、社内の人員でスーパー事業の主要な業務を実施すべきである。F Eグループに対しては、債権回収に関して法的対応をする必要がある。

エ 東証のHPに掲載された特設注意市場銘柄指定状況³及び対象会社の平成24年6月19日付IRによれば、東証は、平成24年6月20日、対象会社が同年3月14日及び6月8日に過年度の決算短信等の訂正を行い、有価証券報告書等の訂正報告書を提出した件につき、対象会社及びB Tの内部管理体制に不備があり、改善の必要性が高いと認め、同社株式を特設注意市場銘柄に指定し、適時開示等規則違反について警告措置を実施し、併せて特設注意市場銘柄に指定した事実及び警告措置を実施した事実を投資家に周知させるため監視区分に指定した。

オ 金融庁長官作成に係る平成24年11月9日付決定書によれば、対象会社は平成23年6月27日、同年8月12日及び同年11月14日に貸倒引当金の過少計上等の虚偽記載のある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したことを理由に、1200万円の課徴金納付命令を受けた。

カ 東証のHPに掲載された特設注意市場銘柄指定状況⁴によれば、東証は、平成25年9月24日、対象会社及びその子会社においては、規程の整備及び運用状況が不十分であること、不適切な会計処理の原因となった子会社管理等の不備が十分に改善されていないこと、内部監査業務、適時開示、経理業務が特定個人に依存し、組織的に対応する体制となっていないこと等を理由に特設注意市場銘柄の指定継続決定をした。これにより、対象会社は、特設注意市場銘柄に指定された日から3年後の平成27年6月20日を経過しても未だ内部管理体制に問題があると認められる場合は上場廃止となる。

(3) Shanghai Hugel Leaf Investments Holding (以下「上海ヒューズリーフ」という。)による対象会社株式の取得

³ <http://www.tse.or.jp/listing/tokusetsu/>

⁴ <http://www.tse.or.jp/listing/tokusetsu/>

ア 対象会社の平成25年12月11日付IRによれば、対象会社の筆頭株主が新たに上海ヒューズリーフとなり、同社が対象会社の総株主の議決権の8.53%の議決権数を所有した。

イ 平成26年3月25日付IRによれば、対象会社は、同年4月に開催予定とIRにて情報開示していた臨時株主総会の開催の中止決定をした。

ウ 差出人を上海ヒューズリーフの日本代表楊晶（対象会社の平成26年2月12日付IRによれば、同人は同日付で対象会社の執行役員管理担当に就任している）、名宛人を対象会社役員のAA及びGとする平成26年3月25日付Eメールは、題名を「抗議文」とし、本文には、「筆頭株主である Shanghai Hugel Leaf Investment Holding Co., Ltd（上海瀚葉投資控股有限公司）としては、貴社の企業価値向上の見地から、本年4月に予定されていた臨時株主総会において、新たな取締役3名を選任すること及び現取締役1名以上の辞任をもとめていたにもかかわらず、貴職らが自己保身のため、これを完全に無視して違法な取締役会を開催し、上記臨時株主総会を中止する旨の決議を強行したことは、極めて遺憾です。」と記載されている。

エ 差出人を上海ヒューズリーフ、名宛人を対象会社代理人弁護士とする平成26年4月4日付通知書には、中国株主が対象会社に資金提供するための条件として、①対象会社が、瀋培今、楊晶及び瀋培杲の3名を取締役として選任するための臨時株主総会の招集を取締役会で決議し、プレスリリースすること、②対象会社の代表印、銀行届出印、預金通帳、キャッシュカード等を楊晶に引き渡すこと、③臨時株主総会において上記3名を取締役として選任し、AA及びGは取締役を辞任し、同日中に役員変更登記申請をすることの3つが挙げられている。

オ 対象会社の平成26年5月29日付IRによれば、対象会社は、同日付取締役会において、執行役員の楊晶を、同人が本来の担当業務に従事していないことを理由に解任する決議をした。また、取締役であるAA及びGが、任期満了に伴い、平成26年6月27日の定時株主総会の終結の時をもって、対象会社の取締役を退任すること、そして新役員体制を、菊地博紀、CE、FJ、FK、EJ、FL及びANの7名とする旨の決定をした。

（4）平成26年6月27日付対象会社第69回定時株主総会（以下「第69回総会」という。）

ア 対象会社第69回総会に関し、検査役弁護士が作成した平成26年7月18日付総会検査役報告書には以下の記載がある。

第69回総会の取締役選任議案に関し、対象会社は菊地博紀、CE、FJ、FK、EJ、FL及びANの7名の選任議案を提出したのに対し、対象会社株主が瀋培今、菊地

博紀，池永威彦，楊晶及び瀋培杲の5名を取締役候補者とする修正提案を行い，上海ヒューズリーフは上記総会開催前に修正提案に賛成する旨の委任状勧誘を行った。

上記総会の議事進行においては，AA代表取締役と菊地博紀取締役が同時に自らが議長であると主張する状態が生じ，会議場全体が騒然とし，混乱状態となった。約2時間を要した株主総会において，最終的に，AAは対象会社提案議案について質疑応答の機会を持たないまま賛成の株主に拍手を求める形で議場に諮り一部株主からの拍手に基づき，対象会社提案議案の賛成多数による可決及び総会の閉会を宣言した。その後菊地博紀は，質疑応答を経ることなく，修正提案を議場に諮り，一部の株主から賛成との声があがったことから，修正案の可決及び総会の終了を宣言した。後日，検査役が，議決権行使書の集計結果資料，対象会社宛委任状写し，FS宛委任状写しを参考に，事前に確認した有効要件を考慮して集計したところ，取締役選任に係る対象会社提案議案は反対多数であり，同議案の修正案は賛成多数であった。

イ 対象会社の平成26年6月27日付IRにおいて，作成名義人を対象会社代表取締役社長CEとして，第69回総会において取締役7名が選任され，その後の取締役会においてCEが代表取締役に就任したことが，菊地博紀は取締役就任を辞退したことが掲載された。

ウ 一方，対象会社の平成26年6月30日付IRにおいては，作成名義人を対象会社代表取締役社長瀋培今及び代表取締役菊地博紀として，以下の内容が掲載された。すなわち，第69回総会において上海ヒューズリーフらの修正提案が可決された。しかし，何者かが総会後の混乱に乗じて新取締役に無断で，内容に誤りのあるプレスリリースを総会同日に行ったため，内容を訂正する趣旨で本IRを掲載した。

この点，対象会社の登記簿には，平成26年6月27日付で瀋培今，菊地博紀，池永威彦，楊晶及び瀋培杲の5名が取締役に就任し，瀋培今及び菊地博紀が代表取締役に就任した旨登記されている。

エ 対象会社株主FSは，平成26年7月9日，東京地方裁判所に対し，対象会社を被告として，上記定時株主総会におけるCE，FJ，FK，EJ，FL及びANを取締役に選任する旨の決議の取消しを求めて訴えを提訴した。

東京地方裁判所は，同年10月28日に訴えを認容する判決を言い渡し，同判決は確定した。

オ 当委員会は，対象会社第69回総会の模様を収録したビデオ及び検査役報告書を調査した結果，以上のとおり，対象会社の平成26年6月27日付定時株主総会においては，その議事運営及び効力を巡って大きな混乱がみられたものの，上海ヒューズリーフが委任状勧誘に基づきその独自に推薦した役員を対象会社の取締役に選任させたこと，この結果，対象会社はFEグループ関係者がその業務に関与しない人員体制となったこと，菊地博紀については，FEグループと協同した面が否めない人物であるにもかかわらず，各自代表権のある代表取締役となったことを認めた。

(5) 対象会社に対する複数の金銭債権の行使

菊地博紀 は、平成26年6月27日に再度代表取締役役に就任してから、以下のとおり対象会社に対する金銭債権の支払請求を受けた。下記債権の存否については後に検討する

ア 対象会社は平成26年6月30日、同社を訪問したASから合計3800万円の支払請求を受けた。

イ 対象会社は同年7月8日、BCの代理人から合計約8900万円の支払催告を受けた。

ウ 対象会社は同月14日、BKから電話を受け、860万円の支払請求を受けた。

エ 対象会社は、同月23日、AXから400万円の金銭債権に基づく差押えを受けた。

オ 対象会社は同月23日、AV等の代理人から内容証明郵便にて7050万円の支払催告を受けた。

カ 対象会社は同月25日、株式会社BDから2000万円の金銭債権に基づく差押えを受けた。

キ 対象会社は、同月30日、同社を訪問したAPから2000万円の支払請求を受けた。

ク 対象会社は同月31日、BJから2000万円の支払いを求めて訴えを提起された。

ケ 対象会社は、同年8月4日、株式会社AQ及びAQの代理人から内容証明郵便にて合計630万円の支払催告を受けた。

コ 菊地博紀 は、債権を主張する上記の者達はABと交流のあった者達であり、同年6月27日付定時株主総会に基づき対象会社の経営陣が交代し、ABの影響下でない新経営陣が就任したため、それを機に権利行使するようになったものと思われると供述する。

(6) 対象会社第5回新株予約権の行使に基づく増資金の喪失

対象会社の平成26年7月22日付IRによれば、第69期定時株主総会后、新経営陣が対象会社の代表印、銀行印及び預金通帳の引渡しを旧経営陣関係者から受け、対象会社の預金残高を確認したところ、対象会社の口座に振り込まれた第5回新株予約権の発行及び行使に基づく増資金2億1229万円が全額現金で引き出され、所在不明となっていることが判明した。

(7) 特別損失の計上

対象会社の平成26年8月15日付IRによれば、対象会社は平成27年3月期第1四半期において、上記増資金の引出し及び複数の預け金等に対する貸倒引当金計上等を理由に連結ベースの合計で9億8244万円の特別損失を計上した。

2 関係者に関する概説

(1) 菊地博紀

ア 対象会社の平成23年6月24日付IRによれば、菊地博紀は、同年2月から対象会社の事業開発室室長として対象会社に勤務し、同年6月24日に対象会社の代表取締役就任した。

平成24年4月5日付社外調査委員会調査報告書によれば、同人は、対象会社の過年度訂正に係る取引の発生後に取締役就任した。

イ 対象会社の平成26年1月15日付IRによれば、菊地博紀は同日付で対象会社代表取締役の地位から解任され、同人に代わって新たにAAが代表取締役となった。菊地博紀は従前の担当事業につき担当役員として取締役を務めることとなった。菊地博紀及びAAの供述によれば、菊地博紀は、代表取締役の交代に伴い、AAに対象会社の金庫の鍵を引渡し、AAは対象会社の金庫内に対象会社代表印を保管した。

ウ 対象会社の同日付IRによれば、菊地博紀は、平成26年6月27日開催の第69回総会における取締役選任議案に関し、対象会社の提案する取締役候補者及び上海ヒュージリーフの提案する取締役候補者のいずれにも含まれている。同総会検査役報告書によれば、菊地博紀は同総会において当時の代表取締役であったAAに代わる議長として取締役の選任に関し上海ヒュージリーフら提案に係る修正議案を議場に諮って採決しており、また、総会終了後には、検査役に対して、菊地博紀は上海ヒュージリーフによる委任状勧誘以前から同社提案の取締役となることを同社に対して承諾していたことを宣誓する内容の自署ある書面を提示し、その撮影をさせている。

エ 菊地博紀は上記総会により再度取締役に選任され、それ以後、対象会社の瀋培今代表取締役とともに、各自代表権のある代表取締役を務めている。

(2) 上海ヒュージリーフ

ア 対象会社の平成25年12月11日付IRによれば、上海ヒュージリーフはその頃に対象会社の総株主の議決権の8.53%の議決権数を所有する筆頭株主となった。

イ 当委員会は、上海ヒュージリーフに出資し、同社を指揮する投資ファンドの代表であるPをヒアリングしたが、その結果によれば、上海ヒュージリーフは、中国の大手投資会社で中国全土に拠点があり、主な事業として、上場会社への投資、時価のマネージメント、株式取引等を行っていること、2011年以降日本の市場に対する投資を行い、対象会社は3番目の投資となることを認めた。

Pは、当委員会に対し、対象会社に経営上大きな問題があることは残念だが、多くの株主の関わる上場会社であり、投資した以上責任を持って対象会社を再建し、資金投下をして、今後、日本に対し投資する拠点の会社としたいと述べている。

(3) Y

ア 株式会社DVの会社登記及び対象会社の平成23年8月8日付IR及びY本人の供述によれば、Yは、DVの株式の半数を保有し、同社の代表を務めるFMの息子であり、自らも同社の半数の株式を保有している。ABとは兄弟の関係にある。

イ 平成24年4月5日付社外調査委員会報告調査書には、対象会社が、BTによるスーパーマーケットの営業譲受に関し、FEグループのYの指示により、何ら契約書等証憑の無いままに口頭でBTに支払指示を出し、DVに金銭を支払ったことや平成22年10月から平成23年1月までは、BTの資金管理に関しては、FEグループと明確な区分がなされぬまま管理されており、同グループのYの指示により出金処理をしていたことが記載されている。

ウ 菊地博紀及びY本人の供述によれば、Yは平成26年4月より、「Z」という別名にて対象会社の総務部長に就任した。

エ 平成26年7月18日付総会検査役報告書には、「Z」は裁判所での検査役選任に係る審問期日においては、同人は総会の事務担当者ではないと説明していたが、同年6月27日に開催された対象会社の定時株主総会の議場においては対象会社側の中心的な役割を演じていたことから、身分証明書の提示の可否及び真に「Z」なる人物であるか質問したところ、身の危険が及ぶおそれゆえに身分証明書の提示には応じられないこと、自分はAAの知人であり、同人の要請により対象会社の総務部長Zとして総会の補助をしている旨回答したとの記載がある。

オ 対象会社社外監査役D作成に係る平成26年7月10日付受領書によれば、込山和人は同日Zより、対象会社の通帳、キャッシュカード、印鑑登録カード、会社代表印・銀行印・認印、金庫鍵及び会社入口カードキーの引渡しを受けた。

カ Yは、社外調査委員会に対し、平成26年6月に対象会社の新株予約権の発行に基づく増資金約2億円が現金で引き出されている件につき、自身が払込金の引出しをしたことは認める一方、これを対象会社の債務の弁済にあてた旨述べて、平成26年8月8日付増資金使途明細に関する報告書を提出した。

(4) AB

ア 株式会社FEコーポレーションの会社登記によれば、ABは同社の代表取締役である。

イ 対象会社の平成24年3月14日付内部調査報告書によれば、対象会社はABが主宰するFEグループからその事業の一部を譲り受けることとし、ABと協議の上、スーパーマーケット運営会社のBTを譲り受け、さらに同社を通じてFEグループからスーパーの店舗の譲受けを受けたが、同事業計画はFEグループの全面的な支援に基づくものであったため、対象会社によるチェックが及ばず、その結果、対象会社による会計記載の誤りが生じ、また、同グループの資金繰悪化に伴い、同グループに対する多額の債権について特別損失の計上が必要となった。

ウ 菊地博紀は、平成25年頃、ABは名義上株主となっていないが、株主複数名を指揮する実質上の大株主であると述べ、同年の定時株主総会の時に同人が直接持参したという、BJ、BZら8名の作成に係る委任状の写しを提出した。対象会社株主名簿によれば、これらの委任状の議決権比率の合計は13.52%であり、対象会社の平成25年6月27日付IRによれば、当該株主総会の議決権行使率は38.72%である。

エ BQ株式会社(別項「第6.2.6 BQ株式会社の貸金債権について」参照)を原告とする平成26年6月9日付訴状には以下の記載がある。

ABは対象会社の実質大口株主で、自称対象会社資金調達担当者である。株主名簿上ABは対象会社の株主又は役員ではない。平成26年3月から4月にかけてのことであるが、対象会社に対する1億円の資金提供スポンサー探しに関し、BQ株式会社代表取締役のBY(以下「BY」という。)の協力によりスポンサー候補者となった者がスポンサーを辞退した件で、BYはABから「大変なことをしてくれた」「(対象会社)に1億円を付けないととんでもないことになる」「輩が来る」「対象会社に1億円の資金が入るようなんとかしろ」と脅された。BYは新たに別のスポンサー候補者を紹介したが、交渉が決裂したため、BYはABから軟禁された上、「1億円はお前が作れ」「外に車が有るから乗れ」と脅され、5500万円を対象会社の口座に振り込むことを書面で約束さ

せられた。その後BYがABと面談したところ「録音してたら、ただじゃおかねーぞ！」
「(金を) 作ってこい！」等と脅された。後日、BYはABに言われるままに合計500
万円を渡した。この件につき、菊地博紀は当該500万円の請求につき対象会社は何ら
関与していないと釈明した。

オ 菊地博紀の供述及び同人代理人弁護士作成に係る平成26年7月付告訴状ドラフ
トによれば、平成26年7月1日、ABは、「債権者のところに連れていくから、説明し
ろ」などと言って菊地博紀の腕をつかんで引っ張り、停車していた軽自動車内に連行し
ようとし、これに対して菊地博紀が抵抗し、見かけた付近の通行人が110番通報する
ということがあった。菊地博紀は、この件につき正式に告訴することはなかったが、同
日に警察官と共にABらも含めて警察署に行き、両上腕や肩の打撲等の被害につき、被
害届を作成した。

カ ABは、当委員会の調査に応じない。

3 経緯年表

平成23年

1月7日	代表取締役交替（高橋正紀から斉藤芳春）
2月8日	臨時株主総会開催（株式併合他）
3月31日	食品スーパー2店舗（桜新町、観音）事業譲受
4月1日	高橋（元社長）取締役辞任
5月24日	会計監査人交替（ワルトリンクスから東京中央監査法人）定時株主総会に 向け幹部人事（取締役、監査役）の発表 商号変更の発表（アビエーグイからプリンシパル・コーポレーション）
6月24日	第66回定時株主総会 代表取締役の交替（斉藤芳春から菊地博紀）
8月8日	飲食店2店舗（旅籠、ベジスタ）営業譲受
9月1日	本社移転（代々木から赤坂）、LED事業参入発表
9月13日	店舗支援システム事業参入発表
9月27日	証券取引等監視委員会による調査開始
11月14日	第2四半期決算短信
12月16日	旅籠分社化

平成24年

2月15日	会計監査人交替（東京中央監査法人から阪神公認会計士事務所）
3月14日	決算過年度訂正、内部調査報告書
3月19日	社外調査委員会設置
4月5日	社外調査委員会調査報告書提出

4月13日 証券取引等監視委員会に金商法 26 条報告の提出
 4月24日 社内処分（斉藤取締役辞任，役員報酬返上）
 5月25日 定時株主総会に向け幹部人事（取締役，監査役，会計監査人）の発表
 6月8日 第 3 回新株予約権発行（7 億 2000 万円）決議
 6月19日 特設注意市場銘柄の指定を受ける
 6月26日 第 67 回定時株主総会
 6月27日 平成 24 年 3 月末債務超過状態の確定に伴い上場廃止猶予期間入り
 7月4日 経営監視委員会の設置，コンプライアンス委員会の拡充の発表
 8月14日 第 1 四半期決算短信
 9月11日 第 3 回新株予約権行使完了
 9月28日 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告
 11月12日 課徴金納付命令の決定
 11月14日 第 2 四半期決算短信
 11月30日 バルザイユ鉱区権益売却により資源事業撤退

平成 25 年

1月8日 一時会計監査人の選任（阪神公認会計士事務所から館野・丸岡公認会計士）
 2月6日 第 4 回新株予約権発行（10 億 6200 万円），株式併合，定款変更発表
 2月14日 第 3 四半期決算短信
 3月1日 臨時株主総会（新株予約権，株式併合，定款変更）
 3月15日 食品スーパー5 店舗をマルダイへ事業譲渡を決定
 3月21日 食品スーパー5 店舗事業譲渡代金決済（4 億 5,000 万円）
 3月27日 事業譲渡に伴い新株予約権の一部（3 億 3,000 万円相当）買戻
 4月1日 本社事務所移転（赤坂から虎ノ門）
 4月10日 出商株式会社と LED 事業につき業務提携発表
 4月18日 テクノメディア社買収（子会社化）
 4月25日 ベジリンク社と食品事業につき業務提携発表
 5月17日 平成 25 年 3 月期決算短信発表
 5月31日 定時株主総会にむけ幹部人事（取締役，監査役）の発表
 6月19日 Hikari Energy Japan 社と LED，節電器事業につき業務提携発表
 6月20日 取引所に内部管理体制確認書提出
 6月27日 第 68 回定時株主総会
 債務超過解消により「猶予期間解除」の発表
 7月10日 ハミングステージ株式をベジダイニング社に譲渡
 8月14日 第 1 四半期決算短信発表
 9月24日 特設注意市場銘柄指定継続の発表
 10月16日 新株予約権未行使分（1 億 5,400 万円相当）を三田証券より清水寿

雄へ譲渡

- 10月29日 新株予約権当社保有分（3億3,000万円相当）をCA社に譲渡
- 11月1日 ティーティーアイ, 新株予約権（1億5,400万円相当）行使完了
- 11月12日 ベジスタを分社化
- 11月14日 ティーティーアイ社, 新株予約権（3億3,000万円相当）行使完了
第2四半期決算短信発表
- 11月27日 ティーティーアイ社, 当社株式譲渡の報告
- 12月11日 Shanghai Hugel Leaf Investments Holdings Co.Ltd. 社が筆頭株主
（8.53%）になった旨発表

平成26年

- 1月15日 代表取締役の異動（菊地から松本純）
- 2月12日 臨時株主総会開催のための基準日設定, 執行役員会制度の復活（楊・
松田健太郎の執行役員就任）を発表
- 2月14日 第3四半期決算短信発表
- 3月3日 フィットネスサロン「ベジラボ」オープン
- 3月25日 臨時株主総会の開催中止の発表
- 4月28日 山本, 眞邊の執行役員就任, 鈴木 of 総務部長就任
- 5月7日 木村の執行役員就任
- 5月19日 平成26年3月期決算短信発表
- 5月26日 筆頭株主の異動の発表（CBHK-Phillip Sec.）
- 5月28日 第5回新株予約権発行（2億1,000万円相当）の決議
- 5月29日 定時株主総会にむけ幹部人事（取締役, 監査役）の発表楊執行役員解
任
- 6月17日 第5回新株予約権（2億1,000万円）行使完了
- 6月23日 新日本住宅と業務提携発表
- 6月27日 第69回定時株主総会
- 6月30日 新任取締役, 代表取締役交替（松本から藩）の発表
- 7月22日 社内調査委員会の設置
- 8月5日 会計監査人の交替（稲森, 丸岡会計士から監査法人アリア）
- 8月14日 第1四半期決算短信の発表
- 9月4日 フィットネスサロン「ベジラボ」譲渡
- 9月12日 臨時株主総会開催（授權枠拡大・商号変更の定款一部変更）
- 9月17日 証券取引等監視委員会による検査
- 10月7日 社内調査委員会による調査結果の受領

第5 平成27年3月第1四半期計上に係る特別損失に関する検討

対象会社が平成27年3月期第1四半期に計上した特別損失の内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	関係当事者	連結	個別	勘定科目
貸倒引当金繰入額	・ F	40,000	40,000	預け金
	・ A J	75,000	75,000	営業保証金・預け金
	・ A H東京	61,000	61,000	預け金
	・ A F	190,000	190,000	貸付金・営業保証金
	・ A D	14,000	14,000	預け金
	・ A U	140,000	140,000	預け金
	・ A A (平成26年6月13日付増資金)	192,300	192,300	仮払金
小計		712,300	712,300	-
減損損失		134,156	116,253	-
偶発損失引当金繰入額		100,000	100,000	-
訴訟損失引当金繰入額	・ A R	35,984	35,984	-
合計		982,441	964,538	-

以下、上記特別損失の各内訳につき、検討していく。

貸倒引当金繰入に関し、対象会社の預け金の実体の存否について関係者間の主張に争いがあるが、対象会社による預け金の認定に際しては、対象会社が預け金拋出時期に預け金相当額を資産として保有していることが前提となる。そこで、対象会社の現金及び預金資産の保有高に関する帳簿記載の正確性に関わる問題点からまず検討し、その後に各貸倒引当金繰入について検討することとする。

1 株式会社AWに対する融資の不履行と対象会社の現金残高の関係について

対象会社の会計帳簿上、平成25年3月末日の現金残高は1億5570万5817円であり、同年4月9日の現金残高は1億4700万7474円であり、同月12日の現金残高は3938万4574円であり、同月末日の現金残高は189,236,674円であるとされ、これを基に平成26年3月期（第69期）の決算書が作成されている。

一方対象会社は、平成25年4月10日AW株式会社（以下「AW」という。）に対し1億2000万円を貸し付ける旨の契約をしていたが、この貸付は実行されなかったという事実があり、その実行されなかった理由は融資実行の日に対象会社に融資金相当額の資金がなかったからであることを推認させるような対象会社作成の書面（詫び状）及びAWの契約解除通知があることから、上記の現金残高の記載は虚偽ではないDWの疑いがある。

（1）当委員会の調査によれば、次の事実が認められる。

ア 会計監査人S公認会計士は、平成25年4月2日対象会社の現金実査をした。実査は当日の午前11時に開始し、午前11時30分に終了した。同会計監査人は対象会社の金庫にあった現金を勘定し、2億60万7474円の存在を確認した（資料1-9）。

同監査人は同月12日午後1時にも対象会社の現金実査をした。同会計監査人は対象会社の金庫にあった現金を勘定し、39,384,574円の存在を確認した。

イ 対象会社とAWとの間に、対象会社がAWに対し極度額1億2000万円の貸金を利率年3%で貸し付ける旨の平成25年4月10日付極度金銭消費貸借契約書（資料1-1）があり、AWが、同日1億2000万円をこの契約に基づき受領した旨のAW作成名義の対象会社宛の同日付受領証がある（資料1-2）。

ウ 対象会社は、平成25年5月9日付でAWに対し、対象会社が約束した融資が、同社の資金調達が遅れたため4月30日に履行できずAWに迷惑をかけたことを詫びる旨の書簡を出した（資料1-5）。

エ 当委員会の照会に対し、AWは、対象会社と平成25年4月に資金調達に関する契約締結に至ったが契約は履行されず、資金を受け取っていない、平成25年9月にAW顧問弁護士から契約解除通知を送付した旨回答した（資料1-4）。

オ AW代理人CB弁護士から、対象会社に宛てて、極度額1億2000万円の融資が履行されていないので本書到達後1週間以内に履行がないときは契約を解除する旨記載した内容証明郵便が送付された（資料1-3）。

カ AWとの金融取引は、金融商品取引法上の第2種免許業者である株式会社CCが仲介したが、その担当者は、当委員会のヒアリングにおいて、「この極度金銭消費貸借契約書は平成25年4月10日AWの取締役立ち会いで締結した。AWの与信調査をし、その結果が良ければ融資を実行する約束で、現金1億2000万円は一旦AWの受領書と引き換えに、CC社で受領し、保管した。しかし、調査の結果AWの与信に不安が出たので、取引を中止し、現金は平成25年4月30日までに対象会社に返金した。」と述べた。

キ 対象会社がAWに対し上記ウの詫び状を出した理由について、対象会社の当時の代表者菊地博紀は、「AWから、融資中止後、対象会社からの融資を得られるとして取引先に説明をしてきたので融資が中止になり、困っている。御社の詫び状があれば当社の与信に不安があって融資が中止されたわけではないとして資金繰りができるので、何とか詫び状を書いて協力して貰えないか」と頼まれたので、可哀想になって承諾したと述べた。また、菊地博紀は、「AW代理人弁護士の解除通知は、AWの経理処理の問題として受け止めたので何ら返答もしていない」と述べた。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

上記(1)アの現金実査の際、現金の存在が確認され、対象会社の会計帳簿上その2回の現金実査の間の日である平成25年4月10日に1億2000万円の融資をしたと記載されているから、融資を行う原資の存在は優に認められるし、2回目の実査の結果は、融資によって現金が減少したこともとも符合している。また、極度金銭消費貸借契約締結とこれに伴う融資金の出金、その契約実行の中止とこれに伴う融資金の返還の各事実は、上記カの供述及び上記(1)イ及びエの事実から優に認められる。

上記ウの詫び状送付の事実及びエの契約解除の事実はこの認定と矛盾するかのようであるが、資金繰りに窮したAWから懇請されて菊地博紀が協力したとの心情も理解できないわけではなく、偽りの事実に基づく書面を送付したのは経営者としては軽はずみな行為であったと非難されるべきではあるが、これの存在をもって以上認定の事実が覆るものではない。エの契約解除もAW側の事情に基づくものと推認され、同様に認定事実を覆すに足りるものではない。

(3) 会計処理の妥当性

以上からすれば、対象会社の平成25年4月における帳簿処理は適正なものであったと認められる。

2 第4回新株予約権行使に基づく払込実体及び対象会社の現金保有高について

平成25年10月18日付IR, 同月21日付IR, 同月29日付IR, 同月30日付IR, 11月1日付IR, 同月7日付IR, 同月14日付IR対象会社のIRによれば, 平成25年10月18日から11月1日までの間に, BCによる新株予約権の行使により, 対象会社に対する1億5436万円の払込みがあったこと, 同年11月4日に, 株式会社CAの新株予約権の行使により対象会社に対する3億3千万円の払込みがあったこと(以下本項においてこれらの払込を「本件払込」という。)が記載されている。そして, 対象会社の平成26年3月期第3四半期決算短信においては, 対象会社が約5億の現金及び預金資産を保有している旨記載されている。

これに対し, 平成25年6月27日以降対象会社の社外監査役を務めるD及び平成26年4月28日に対象会社の総務部長に就任したYは, 対象会社は平成25年12月末日時に約5億円の現金を保有しておらず, 上記決算短信は虚偽である旨主張するので, かかる主張の当否について検討する。

(1) 当委員会の調査によれば, 以下の事実が認められる。

ア 対象会社の平成25年10月18日付IR, 同月21日付IR, 同月29日付IR, 同月30日付IR, 11月1日付IR, 同月7日付IR, 同月14日付IRを通じて, 対象会社は, 平成25年10月18日から11月1日までの間に, BCによる新株予約権の行使により, 1億5436万円の払込みがあったこと, 同年11月4日に, 株式会社CAの新株予約権の行使により3億3000万円の払込みがあったことを公表している。

イ 対象会社の普通預金通帳には以下の入出金の記載がある。(資料2-2, 2-3)

①	平成25年	10月18日	入金	BC	5000万円
		10月21日	支払	3000万円	
			支払	2000万円	
②		10月21日	入金	BC	2000万円
		10月21日	支払	2000万円	
③		10月29日	入金	CD	3000万円
			入金後即時一括の支払なし		
④		10月30日	入金	CD	3996万円
		10月30日	支払	2000万円	
		10月30日	支払	2000万円	
⑤		11月1日	入金	CD	1440万円
		11月1日	支払	440万円	
			(残額1000万円につき即時の現金引き出しなし)		
⑥		11月11日	入金	CA	1億5000万円
		11月11日	支払	3000万円	
		11月11日	支払	1000万円	

	11月11日	支払	2000万円	
	11月11日	支払	1000万円	
	11月12日	支払	8000万円	
⑦	11月12日	入金	CA	7000万円
	11月12日	支払		7000万円
	11月12日	入金	CA	8000万円
	11月12日	支払	2000万円	
	11月12日	支払	4000万円	
	11月12日	支払	2000万円	
	11月13日	入金	CA	3000万円
	11月13日	振込	テクノメディア	2700万円
	11月15日	支払	300万円	

ウ 対象会社の平成26年2月14日付IRに係る平成26年3月期第3四半期決算短信においては、対象会社が平成25年12月31日時点で約5億の現金及び預金資産を保有している旨が記載されている。

エ 対象会社の平成25年2月6日付IRには、増資に基づく調達資金の用途につき、対象会社及びその子会社であるBTの未払債務の弁済、運転資金といった用途が挙げられている。その後、対象会社は平成25年4月8日付IRにて、BTのスーパーストア全5店舗を営業譲渡したため、その運転資金として用いる予定であった3億3000万円につき資金用途を変更する旨を公表している。

そして、対象会社の平成25年10月29日付IRには、新株予約権行使に基づき払い込まれる3億3000万円につき、①AFとの業務提携による卸売部門の創設、運転資金、②Hの創設、運転資金、③ネットスーパーの創設、運転資金として用いる旨が記載されている。

オ 平成26年1月31日付業務委託契約書（資料2-6）には、対象会社が株式会社BAに対象会社の子会社による「H」の運営につき助言及びアドバイスを委託し、報酬として3000万円を支払う旨が記載されており、同年3月3日付受領証（資料2-7）には、株式会社BAが対象会社から上記報酬として3000万円受領した旨が記載されている。

対象会社の同日付IR（資料2-12）には、対象会社が「VEGELABO～H～」をオープンする旨が記載されている。

カ 平成26年3月25日付システム開発業務請負基本契約書（資料2-8）には、対象会社からBB株式会社がシステム開発業務を請負い、対象会社は請負代金として2500万円を支払う旨が記載され、同月27日付受領証（資料2-9）には、BB株式会社が対象会社から請負代金として2500万円を受領した旨が記載されている。

また、平成26年3月28日付業務委託契約書（資料2-10）には、対象会社がA J株式会社にネットスーパーサイトの運営業務を委託し、その報酬として月額400万円を支払う旨が記載されており、同日付受領証（資料2-11）には、A J株式会社が対象会社から1年分の報酬として5000万円を受領した旨が記載されている。

キ 当時対象会社の会計監査人であったXは、当委員会に対し、対象会社では、平成25年10月及び11月の新株予約権の実行に基づく払込後は、翌年の5月中旬まで会計監査人による現金実査を行っていないこと、実査ができなかった理由は、当時対象会社が内部でもめていて、協力的な対応がなかったことによること、平成26年3月末の決算前の実査にも応じなかったため、同月末には共同で会計監査人を受任していたSと共に辞任届けを提出したこと、その後5月になって当時対象会社の代表者であったAAから再度会計監査人としての業務依頼を受けたので実査にきちんと協力すること等を条件に受任して実査を行い、平成26年3月末時点の現金残高を逆算査定したことを述べた。

ク 対象会社の会計帳簿には、平成25年10月及び11月の払込に基づき、資産が約5億円増加したと記載された。

ケ 上海ヒュージリーフが対象会社に送付した平成26年3月28日付け最終通告書（資料2-1）には、平成25年11月4日（原文ママ。「11月14日」の誤り）の株式会社CAの新株予約権行使に基づく払込みは会社の通帳に入金直後、全部現金で引き出されているので対象会社には入っていないと記載されている。また、同年10月のBCによる新株予約権行使に基づく払込金についても払込直後に現金として引き出されて行方が分からなくなっており、合計4億8千万円の資金が、当時の取締役であるAA、G及び菊地博紀によって横領されたとする。

コ 上海ヒュージリーフが込山及びAAに送付した平成26年3月28日付内容証明郵便（資料2-14、15）には、株式会社CAが対象会社新株予約権行使の対価として払い込んだとする3億3000万円につき仮装払込みの疑いがあるが記載されている。

サ 平成26年7月17日を作成日付としてCE、AA及びYの代理人が菊地博紀宛てた通知書（資料2-16）には、対象会社の四半期報告書における「平成25年12月31日現在で「現金及び預金」が約5億円ある」旨の記載は虚偽の疑いがあり、その点について報告を求める旨が記載されている。

また、Yは当時複数の債権者が対象会社に対して権利行使していたので、対象会社は当時現金資産を保有していなかったと述べた。

シ 込山の作成に係る「東証の実査（8月28日午後1時30分から午後3時まで）における込山の説明及び提出資料のメモ」（資料2-12）には、平成25年12月に対

象会社が借入れをしていること等から、平成25年12月末の5億円の現預金高の記載は虚偽である旨が記載されている。

ス 平成26年8月8日付で作成名義人をZ（Yの別称）とする「増資金使途明細に関する報告書」（資料2-13）には、対象会社には平成25年12月31日時点で「現金及び預金」を約5億円保有していた事実はなかった旨が記載されている。

セ AAは、当委員会のヒアリングに対し、平成26年1月15日に対象会社の代表取締役役に就任し、対象会社の金庫の中を確認したが小銭が多少あるだけであったと述べた。

ソ 菊地博紀は、「平成25年10月及び11月の増資による払込金は菊地博紀自身が銀行から引き出した。引き出した現金約5億円は、対象会社の金庫（資料2-4）に約3億9000万円を、それに収まりきれない1億1000万円を菊地博紀の自宅金庫に保管した。よって、対象会社は同年12月31日時点で現金約5億円を保有していた。自宅金庫に保管していた現金は、平成26年1月に同人が代表取締役の地位を退いた時に、対象会社の金庫に移動させた。」対象会社がそのような大金を現金で保有していた理由について、菊地博紀は、対象会社が銀行預金として現金を管理すると差押えにより金銭の運用ができなくなるリスクがあるため、現金決済を行っていたこと、平成25年12月末時点では、BD社に対して対象会社が貸金債務を負う旨の不実の公正証書を作成してしまい当該証書に基づき強制執行される現実的なおそれもあったためであることを述べる。

タ 当委員会は、対象会社の金庫内部を実査したところ、当該金庫の最下段の引出部分を除いた金庫内部の寸法は幅43センチメートル、高さ86センチメートル、奥行35センチメートルであったので、その容積は13万5450立法センチメートルであった。他方、1000万円の束（通称レンガ）の寸法は、幅16センチメートル、高さ10.5センチメートル、奥行き8センチメートルであるから、その容積は1344立法センチメートルである。したがって、同金庫には1000万円の束が100個収納できることになる。

チ 対象会社従業員のBWは、菊地博紀が平成25年10月から11月にかけて対象会社の銀行から新株予約権行使に基づく払込金を引き出して対象会社に運び入れる際及び対象会社と菊地博紀宅の間で現金を運ぶ際に菊地博紀に同道した旨を述べた。

（2） 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 対象会社の預金通帳（資料2-2, 3）によれば、新株予約権行使者の権利の行使により、同者が対象会社の口座に対し、合計で約4億8000万円を払い込んだといえる。なお、③から⑤の振込入金については、BCの払込みであるにもかかわらず、振込

人はCDとなっているが、BCがCDに持っている自身の口座から振り込ませたため、このような名義処理となったと認められる。

イ 菊地博紀の差押回避のため採った行動に係る供述の信用性について検討する。

まず、対象会社の従業員BWは銀行、対象会社及び菊地博紀邸の間の本件払込金の運送に付き添った旨述べるが、その内容に不自然なところはなく、信用できるものである。また、対象会社の会計帳簿上本件払込金につき対象会社の資産が増加したものとして処理されている。さらに、別項「第6 1 2 株式会社BDの貸金債権について」で述べるとおり、対象会社は平成25年5月に同社に対して対象会社が2000万円の貸金債務を負う旨の不実の公正証書を作成しており、実体を伴わない債務名義により預金債権差押を受ける現実的な危険性があった。加えて、会計監査人の対象会社に対する平成25年4月2日付現金実査では現金勘定合計が2億60万7474円となっており（資料2-5）、対象会社には従前から多額の現金を保有する慣習があったことが認められる。これらの事実は菊地博紀の上記供述の信用性を基礎付ける。

ウ また、新株予約権の発行及び行使に基づく増資金の用途につき、対象会社のIRによれば、対象会社の未払債務の弁済、運転資金といった用途が挙げられている。中でも、平成25年11月中の増資金3億3000万円については、①AFとの業務提携による卸売部門の創設、運転資金、②Hの創設、運転資金、③ネットスーパーの創設、運転資金として用いるとされている。

②に関し、対象会社が平成26年3月3日にコンサルタント費用として株式会社BAに3000万円を支払ったことを記載した書面があり（資料2-6, 7）、また、対象会社が平成26年3月3日時点で「VEGE LABO~H~」をオープンする旨、所在地、営業開始日、営業時間、電話番号、ホームページURLと共に告知しており、開店準備に各種費用を負担したこと証拠上うかがえる。③に関しては、対象会社が平成26年3月27日にBB株式会社に対してシステム開発のために2500万円を支払ったことを示す書面（資料2-8, 2-9）があり、さらに、別項「第5 4 AJに対する預け金について」において述べるとおり、平成26年3月28日にネットスーパーに関する業務委託報酬としてAJ株式会社へ5000万円支払った旨を記載した書面もある（資料2-10, 2-11）。これらの書面の一部につきその支払実体があったかどうかについては他項の検討対象となっているとおりであるが、これらの書面が存在すること自体から、対象会社が本件払込金に基づき拡大した規模で事業活動を行ったことが推認される。よってこれらの事実は菊地博紀の供述の信用性を基礎付ける。

エ これに対し、上海ヒュージリーフは、本件払込が仮装払込みである旨を指摘するが、その主張の根拠とするところは払込金が即日引き出されたという点にあり、上記の事実からすれば、本件払込金は対象会社の代表者である菊地博紀によって即日引き出され、対象会社の資産として保管場所が変更されたにすぎないから、即日引き出されたという事実のみをもってそれが仮装払込みであるということとはできない。

オ 込山は、対象会社平成25年12月にB Jから2000万円の借入れをしていることを指摘して、対象会社は資金繰りが悪く、新株予約権の実行に基づく多額の払込金があったことに矛盾すると主張する。しかし、別項「第67 B Jの貸金債権について」において述べるとおりB Jからの借入金対象会社の事業目的でなされたものではなくA Bのためになされたものであり、対象会社がB Jに対して貸金返還債務を負ったともいえないため、かかる主張はあたらない。

また、Yは複数の債権者が対象会社に対して権利主張または行使してきていたことをもって、対象会社が現金資産を当時保有していない旨の指摘をするが、別項で述べるとおり、対象会社は法的には金銭債務を負っていないと考えられる相手方からも請求をうけていることや、対象会社は本件払込金に係る増資以前から多額の未払債務を抱えており、債権者によっては本件払込後も直ちに対象会社から弁済を受けていない企業があったことが窺えることからすれば、本件払込以後において複数の債権者から権利主張または行使を受けたことをもって直ちに対象会社に対する本件払込は実体を欠き、また、対象会社の平成25年12月末の決算短信における現金資産の保有高は虚偽であるということとはできない。

カ AAは、平成26年1月に対象会社の金庫の中を確認したが小銭が多少存在しただけであったと供述する。しかし、AAは、代表取締役就任時に対象会社の金庫の鍵を預かったが、自身の在任中に、金庫を開けて現金を出した記憶は1回もない、金庫内の現金残高と帳簿残高とを照合したことはない、対象会社の現金取引は対象会社の金庫内の金銭とは別に行われていたのではないDW供述するところ、かかる供述は、対象会社が預金口座差押の回避のため現金取引を行っていたこと、従前から対象会社には現金取引の慣習があったこと、通常現金は金庫内で管理、保管されるものであることからすれば極めて不自然であり、信用できるものではない。

キ 対象会社では、本件払込後翌年の5月中旬まで会計監査人による現金実査が行われていない。しかし、当時対象会社が内部でもめていて実査に際しその協力が得られなかった故に実査ができなかった旨の会計監査人Xの供述は、その後の第69回定時株主総会において現に対象会社の役員選任を巡って大きな混乱があった事実と合致し、また、共同で会計監査人を務めたS公認会計士も同旨を述べており、信用できる。よって、本件払込があった事業年度末に現金実査が行われていない理由が架空増資の糊塗にあるということとはできず、このような事実があったからといって現金が金庫内になかったということとはできない。

コ 以上を総合すると、菊地博紀の前記供述は、当委員会が実査した対象会社の金庫の内部容積量にも矛盾せず、信用に値する。

そうすると、本件払込金は払込後すぐ対象会社の代表者である菊地博紀によって銀行から引き出されたが、現金資産として対象会社に帰属したというべきであり、対象会社は決算短信記載のとおり平成25年12月末に現金約5億円を保有していたと認められる。

CE, AA及びYは、対象会社が平成26年3月末時点で約2億円の「現金及び預金」を保有しているとの有価証券報告書の記載の真実性に疑いがあると主張するが、上述のとおり会計監査人Xが平成26年5月に対象会社の協力を得て実査を行いそれに基づき逆算査定したこと、対象会社の会計帳簿上平成25年12月末における「現金及び預金」の保有残高が適正である一方、3か月後の平成26年3月末において同科目の保有残高が誤りであることをうかがわせる特段の事情もないことからすれば、対象会社は平成26年3月末時点で有価証券報告書及び決算短信記載のとおり約2億円の「現金及び預金」を保有していたと認めるべきである。

(3) 会計処理の妥当性

以上検討したところによれば、対象会社が決算短信において、「現金及び預金」につき、平成25年12月末に約5億円保有していると記載していることは事実に基づく適正な会計処理である。また、平成26年3月末に約2億円保有していると記載していることも同様に適正な会計処理である。

3 株式会社Fに対する預け金について

対象会社が平成25年9月30日株式会社F（以下「F社」という。）に対し4000万円の保証金を、平成26年9月29日を返済期日として預託した旨が記載された平成25年9月30日付け預金・譲渡担保設定契約書（資料3-1）及び4000万円を預け入れたことを証する預り証（資料3-2）があり、対象会社はF社に対して預金返還請求権を有しているものと考えられる。一方、預け金の原資やF社の代表者Eと対象会社菊地博紀との関係、F社の実体など預金返還請求権の存在に疑義を生じさせる事情も存在するところ、対象会社の会計帳簿上、平成26年3月期（第69期）に預け金として計上し、その後、平成27年3月期（第70期）第1四半期において4000万円全額について貸倒引当金を計上しているが、そもそも預け金があったのかどうか、会計処理の適正性に疑念が生じている。

(1) 当委員会の調査によれば、以下の事実が認められる。

ア 平成25年9月30日付け預金・譲渡担保設定契約書（資料3-1）には、対象会社がF社に対し、返済期日を平成26年9月29日として4000万円預け入れたことが記載され、両社の記名押印がある。

また、平成25年9月30日付け預り証（資料3-2）には、F社が保証金4000万円を預かった旨が記載され、F社の記名押印がある。

対象会社には、上記預け金に関する、平成25年9月27日付け取締役会議事録及び平成25年9月30日付け稟議書が存在し、菊地博紀は、預け金の原資は、対象会社の

連結子会社であった株式会社B Tの譲渡代金のうち、金庫で保管されていた残金であると述べる。

イ 対象会社が、平成26年9月26日、当該預け金の返金をF社に請求したところ（資料3-3）、F社からは、預り金は対象会社の食品事業のために第三者へ預けており、即座には返金し難い、対象会社と協議のうえ今後の取引を通して段階的に返還したい旨回答された（資料3-4）。

ウ F社は、平成22年3月23日に、土地払い下げに伴う業務代行、各種工事の発注業務、土地利用に関するコンサルティング業務等を目的として設立された株式会社であり、Eが設立時より同社の代表取締役を務めている。

F社の設立時の資本金は20万円であったが（資料3-5）、平成22年11月30日に8000万円へ増資されたとされている（資料3-6）。この資本金が8000万円に増資された際の登記申請書類には、F社の預金口座への資本金の振り込みや取締役会議事録及び株主総会議事録等が必要とされており、当委員会はこれらを法務局にて閲覧の上撮影した。

エ 菊地博紀は、対象会社の現代表者菊地博紀とEとは、知人の紹介により知り合い、同郷の出身であったことから長年の親しい付き合いがあったという関係にあること、平成22年4月22日にF社の取締役に就任し（資料3-6）、平成23年3月31日に取締役を退任した（資料3-7）が、F社が登記をしなかったため、退任の登記がなされたのは平成26年10月3日となったこと（資料3-8）、自分は不動産の証券化に携わった経歴があるので、その知識を生かしF社における神奈川県大船の不動産案件の開発資金の証券化に尽力するためF社の取締役に就任したが、平成23年に対象会社に入社し、F社の不動産開発事業の推進に携わることができなくなったため、辞任したこと、対象会社の代表取締役就任の打診を受けるにあたって平成22年末頃にEに相談し、自分が平成23年6月に実際に代表取締役に就任したときには、同人からEに対し、今後顧問として協力して欲しい旨の要請をしたが、対象会社とEとの間で顧問料は約束のとおり支払えなかったと述べる。

オ 菊地博紀は、また、対象会社とF社との取引関係は平成23年7月1日に始まり、当時、対象会社は節電事業を手がけようとするも進捗が見られない状況にあったところ、F社のEからの紹介で節電機器レンタル事業を運営するCF株式会社（以下「CF社」という。）の株式を買収する案件が持ち上がったこと、対象会社は、CF社の収益性や今後の事業展開に有益性を見出し、優先交渉権を得るため紹介元であるF社を通じて2億2500万円を預託することとし、F社に対して同金額を預け入れたこと（資料3-9）、その後、CF社の買収案件は頓挫することとなったが、対象会社がCG投資事業有限責任組合（以下「CG」という。）に負担していた5億8400万円債務の一部の代物弁済としてF社に対する預託金返還請求権2億2500万円のうち2億2400万円を債権

譲渡し、F社よりCGに同金額の弁済を行うという処理がなされたこと（資料3-10）を述べた。

F社から対象会社に対して、以下の貸付がなされたことが認められる。

- ①平成24年1月24日500万円（資料3-11）
- ②平成24年1月30日450万円（資料3-12）
- ③平成25年1月24日500万円（資料3-13）
- ④平成25年1月25日100万円（資料3-14）
- ⑤平成25年2月26日800万円（資料3-15）
- ⑥平成25年3月18日300万円（資料3-16）

以上の貸付金は、いずれも弁済された。

カ 菊地博紀は、次に、平成23年秋頃、対象会社は、F社から新規事業の関係で青果物・農産物等の加工、販売、仲卸し業務等を行う株式会社AF（以下「AF」という。）の代表者であるAEの紹介を受けたこと、これにより対象会社は、新規事業として、AFを通じて生産農家から野菜を仕入れ、これを直接大手ホテルなどに納めることにより、より利潤獲得するというビジネス構想を描いたこと、当該構想を実現するためには、生産農家との契約が必要であり、その準備資金としてAFに一定の営業保証金を預ける必要があったこと、AFは、カット野菜大手業者の株式会社CHと取引関係があり（資料3-17）、また、営業保証金を差し入れることによって他の生産農家などとの契約も可能ということであり、さらに、Eの紹介で大手ホテルへの販売可能性もあるとのことで大手ホテルの料理長の紹介も受けたことを述べた。

キ 対象会社は、平成25年9月30日、前述のとおりF社との間で預金・譲渡担保権設定契約を締結し、F社からは同日付けの4000万円の預り証の発行を受けた（資料3-1、3-2）。

菊地博紀は、更に、AFではなくF社に対して保証金を預けたのは、F社にAFを紹介した責任を一定程度もたせることによって取引関係の安定を図ろうと考えたことと、トマトの仕入に関してはF社ないしEの関係先である株式会社CI（以下「CI社」という。）からの仕入が予定されていたため（資料3-18）、F社を経由する必要があったからであること、F社の与信管理について、対象会社はF社の資本金が8000万円あることと、CF社の買収の件でF社に預託した2億2500万円が、買収案件が頓挫した際に対象会社の他社に対する弁済として払われたことや、総額2650万円を対象会社に融資した従前の経緯に鑑みて与信を判断したことを述べた。

ク 平成25年9月30日、F社はCI社との間で継続的売買契約書を締結し（資料3-19）、同日、CI社に対して4000万円を預け入れた（資料3-20）。

なお、F社とCI社との上記契約は平成26年9月30日付けとされているが、保証金差入に関する合意書（資料3-20）は平成25年9月30日付であるし、その他の関

係証拠も平成25年9月30日ないしその前後のものであるため、平成26年との記載は平成25年の誤記であると考えられる。

ケ F社の直近の決算書では約1億2000万円の資産が計上され、売上高も約4000万円が計上されている。

コ Eは、当委員会のヒアリングに対し、対象会社に関わった経緯について菊地博紀と同様の説明をしたほか、F社は神奈川県大船の不動産開発を主たる目的として設立したが、同不動産開発は事実上頓挫していること、対象会社と平成23年7月1日業務委託契約を締結し、平成24年7月1日にも同社と合意書記載の合意をしたこと、ABから要請されて各種案件を紹介したが、約束の顧問料が支払われず、憤慨していること、預け金取引を実際に行ったにも関わらず、AFとの取引も中断したままになっており、AF側から損害賠償請求もあり得ること、F社の8000万円の増資は、当時の別の取締役と司法書士に任せていたので、適正になされたはずだが、詳細は承知していないこと、F社は現在はあまり活動はしていないこと、CF社買収の案件頓挫の問題については対象会社のために多額の債権譲渡処理に協力し、問題解決に貢献したこと、対象会社の資金繰りのために多額の貸付を実行したこと、菊地博紀は平成23年3月31日にF社の取締役を辞任しているが、平成26年10月3日までEの失念によりその旨の登記をしていなかったこと、などを述べる。また、Eは、ABの要請で対象会社にAJ株式会社、株式会社AH東京、BB株式会社を紹介したが、実体のない取引のために紹介したことなど一切ないと述べる。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 本件については対象会社とF社との間で預金・譲渡担保設定契約書が作成され当事者の代表印が捺印されていることから、特段の事情のない限り、同契約書記載のとおり法律行為があったと認められるべきであり（最高裁第一小法廷昭和45年11月26日判決裁判集民事101号565頁参照）、本件においてはF社からの預り証も存在し、その後の調査においても同社が預託金返還債務を認めている。

そこで、以下、特段の事情の有無について検討する。特段の事情として考慮の対象となりうるのは、預け金の原資、F社Eと対象会社菊地博紀との関係、F社の実体及びF社の与信管理等が考えられる。

イ 預け金の原資については現金とされており、預金口座等の客観的資料からの確認ができないため疑問がある。ただ、平成25年3月末時点で対象会社の会計帳簿には現金残高が1億5500万円程度計上されており、また、「株式会社AWに対する融資の不履行と対象会社の現金残高の関係について」の項で述べたとおり、平成25年4月末時点での現金残高が約1億9000万円存在していたことが認められ、菊地博紀の説明によれば預け金の原資は、対象会社の連結子会社であった株式会社BTの譲渡代金のうち、金庫で保管されていた残金とのことであるところ、対象会社に入金された譲渡代金

は7710万円であることから、F社に4000万円を預託しうる残金があったとしても不自然ではない。

ウ Eと菊地博紀との関係については、両者間に特別な関係があり、通謀虚偽表示があったのではないDWという点に疑問の余地がある。

上記のとおり、Eと菊地博紀とは旧知の仲であり、菊地博紀はF社の取締役も務めていた。

しかしながら、菊地博紀は預け金がなされる2年以上前の平成23年3月31日にF社の取締役を辞任しており（資料3-7）、Eの失念により登記がなされたのが平成26年10月3日となったに過ぎない。菊地博紀は不動産の証券化に携わっていた経歴を有していたことから、その知識を生かしF社における不動産案件の開発資金の証券化に尽力するためF社の取締役に就任したが、平成23年に対象会社に入社し、F社の不動産開発事業の推進に携わることができなくなったため、辞任したとのことであり、当該説明は、Eが合同会社が神奈川県大船の不動産開発のために設立したが、同開発は事実上頓挫していると説明していることと符合して合理性が認められ、Eも菊地博紀が取締役を辞任したが登記が送れていたとの当委員会のヒアリングにおいて回答をしていることから、この点を重視することはできない。

Eは対象会社の顧問的立場にあったものと思われる点もあるが、報酬もほとんど支払われていないことからすれば、通謀虚偽表示を行う特別な関係があったとまでは言えない。

エ F社に実体があるかについても問題があるところ、Eに対するヒアリングでは、F社では特に事業が実現したことはないとの回答がなされており、実体の有無には疑念を抱かざるを得ない。

しかし、F社の直近の決算書では約1億2000万円の資産が計上され、売上高も約4000万円計上されているため（資料3-21）、同社が目的とする不動産開発事業は実現しなかったとしても、コンサルティング業務等の事業によりそれなりの売上があることが推認されるから、実体を否定することは困難である。

オ F社の与信管理について、対象会社はF社の資本金が8000万円あることと、CF社の買収の件でF社に預託した2億2500万円が、買収案件が頓挫した際に対象会社の他社に対する弁済として払われたことや、総額2650万円を対象会社に融資した従前の経緯に鑑みて与信を判断したと説明している。

この点、F社の資本金が8000万円に増資された際の登記申請書類には、F社の預金口座への資本金の振り込みや取締役会議事録及び株主総会議事録など客観的資料が存在するが（資料3-22）、そこに記載される菊地博紀からの出資につき同人は全く預かり知らない旨述べたため、真実出資金の払い込みがあったか相当に疑問がある。

しかし、この事実は当第三者員会の調査等により初めて露見したものであって、預け金がなされた平成25年9月当時において対象会社は知る由もなかったものと思われる。

また、C F社の買収の件や従前行われた融資から与信を判断したとの説明については、与信管理としては不十分と言わざるを得ないも、実際に相当の資金のやり取りが行われていたことは事実であるから、それなりに資金力があると判断したとしても不合理とまでは言えない。

カ したがって、本件において、対象会社とF社との間の預金・譲渡担保設定契約が不存在であるとするべき特段の事情があったとすることは困難であり、対象会社に平成25年9月27日付け取締役会議事録及び平成25年9月30日付け稟議書が存在することやF社とC I社との継続的売買契約書及び保証金差入に関する合意書も交わされていることを併せ考えると、対象会社のF社に対する預け金4000万円の返還請求権は存在すると認めるべきである。

(3) 会計処理の妥当性

上記検討のとおり、対象会社はF社に対し、4000万円の預金返還請求権を有する。そうすると、対象会社が平成26年3月期（第69期）にF社に対する預け金を計上するという会計処理を行ったことは不適正とはいえない。

対象会社は、平成27年3月期（第70期）第1四半期において上記4000万円全額について貸倒引当金を計上している。この点については、契約上定められた弁済期に弁済がなされないこと、所期の事業に進捗が見られないこと、F社からの回答も即座には返金できないというものであること及びEからのヒアリングによると、対象会社の都合で野菜事業が頓挫している面もあり損害賠償訴訟を検討していると述べていること等からすれば、弁済を受けられる可能性は低いと判断せざるを得ず、引当計上の処理も不適正とは言えない。

4 A J株式会社に対する預け金について

対象会社とA J株式会社（以下「A J社」という。）の間には、平成26年3月25日付7500万円の預金・譲渡担保権設定契約書（資料4-1）及び同日付7500万円の預かり証（資料4-2）の原本が存在し、これらには対象会社の会社代表印が押捺され、対象会社は平成26年3月25日、A J社に対し、現金7500万円を預け入れたとして、対象会社の平成26年3月期（第69期）に預け金7500万円（営業保証金含む）が計上されている。しかし、平成27年3月期第1四半期にはこの預け金について全額貸倒引当金として会計帳簿に計上されている。

込山監査役は、この預り金の額に相当する金銭は当時対象会社には存在しなかったから、これらの契約等はいずれも架空であるとの主張をする。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 対象会社には、対象会社を預託者、A J社を受託者とし、預託者が受託者に対し平成26年3月25日7500万円を、返済時期を平成27年2月25日、資金使途を株式会社C Jと共同し、食品卸売事業を開始するための運転資金として2000万円及び保証金として5000万円の合計7000万円をC Jに預け、その株式取得のために500万円を同社株主に預けるとして預ける旨の内容の平成26年3月25日付預金・譲渡担保権設定契約書並びに同日この契約書に基づきA J社が7500万円を受領した旨のA J社（代表取締役A I）が対象会社に充てた同日付預り証が保管されている。

イ 対象会社はA J社に対し、平成26年9月16日、経営陣の交代に伴い予定していた当該事業は中止することが内定したので、預け金を10日以内に返還されたい旨の同日付預金返還請求書（資料4-3）を送付した。これに対し、A J社は、「平成26年9月16日付けの預金返還請求につきましては、貴社と協議の上、資金使途も決定の上、お預かりしたものであり、相手先もあることから早期の返還をお約束することはでき兼ね（原文ママ）ます。」旨の平成26年9月30日付通知書を送付した（資料4-4）。

ウ 対象会社には平成25年12月までには新株予約権の行使によって、約5億円の入金があり、会計帳簿上、平成25年12月末日現在で4億8574万3651円が対象会社に存在していたとされ、内現金4億8410万7061円が存在していたとされる。平成26年4月2日及び同月12日会計監査人の実査があり、前記「株式会社AWに対する融資の不履行と対象会社の現金残高の関係について」の項に記載のとおり現金残高が確認された。

エ 菊地博紀 は、別項「第6-25 B P株式会社の貸金債権について」に記載のとおり、C Kに対する連帯保証債務の債務名義によってその対象会社に対する給料債権に差押えを受けた。

オ 対象会社は、対象会社の社内手続きに従い、A J社との取引に先立ってA J社の決算書、会社謄本、会社案内などを取り寄せ（資料4-7、8、12）、A J社に対する与信管理上の調査をするについて社内稟議を経（資料4-9）、その結果株式会社C Lの調査報告書を取得して（資料4-10）、その費用の支払いについても社内稟議を経た（資料4-11）。この調査報告書によれば、A J社は昭和27年創業の資本金8400万円の食品、日用品雑貨の輸入業及び販売等を目的とする会社であり、平成25年10月31日現在の決算では1億7000万円弱の売上げがあったことが知られた。また、調査報告書には平成26年3月13日、A J社の登記簿上の住所ではなく、会社案内記載の同社事務所所在地において、事務所出入口の表札及び郵便受けのA J社の表記を確認し、写真が撮影したことが報告された（資料4-10の17頁）。これら調査の結果をもとに対象会社がA J社と本件取引をすることについて平成26年3月25日開催の取締役会において、全員一致で可決された（資料4-13）。

カ 対象会社取締役管理本部長菊地博紀 作成名義のA J社宛平成26年4月18日付「依頼事項」と題する書面写しが対象会社に保管されている。この写しには、A J社に対し、「税務申告書（できれば3期分、難しいようであれば決算書でも可）、事務所ビル（郵便受け、案内板、できればドア）に会社名のプレート（シール貼付でも可）、簡単な会社案内」を急ぎ手配頂きたい旨の記載がある。

キ A J社作成名義の対象会社取締役管理本部長菊地博紀 宛平成26年4月20日付「ご依頼事項（返信）」と題する書面写しが対象会社に保管されている。この写しには、A J社事務所の実際の所在地が記され、「看板を貼付します。」と記載されている（資料4-15）。

ク 対象会社（代表取締役AA）作成名義の株式会社CM代表取締役宛平成26年6月11日付「支払確約書」と題する書面写し（資料4-16）及びE作成名義の平成26年6月20日付受領書（資料4-16）が対象会社に保管されている。前者には、「このたびの食品卸事業に関し、A J株式会社、株式会社AH東京、BB株式会社のご紹介ならびに弊社の合意にいたるまでの調整作業の報酬としまして金325万円を下記スケジュールにてお支払いさせていただきますことをお約束いたします」と記載され、後者には、Eが平成26年6月20日100万円を受領した旨記載されている。

ケ 当委員会に対しEは、別項「第5-3 株式会社Fに対する預け金について」でも述べたとおり、対象会社と平成23年7月1日業務委託契約を締結し、平成24年7月1日にも同社と合意書記載の合意をしたので、これら契約に基づき、対象会社に数々の案件を紹介し、実際に業務を行い、上記8の「支払確約書」で報酬支払いを約したにも関わらず、平成26年3月までには領収書の100万円とABから30万円と足代3万円を貰ったに過ぎず、対象会社は約束を守らない会社だと思っている旨、自分が紹介したAF社などについても、取引を中止するなら損害賠償訴訟が起きるだろうと述べた。

コ 込山監査役は、当委員会のヒアリングにおいて、「平成26年1月15日に菊地博紀 が代表取締役を解任された後から、会社に差押えが入ったり、支払いすべきものの支払いができなくなったりしていたので、特に、平成26年2月から5月頃までの間、会社に現金があるはずがない。預金口座の残高も常に僅少であった。平成26年8月頃、菊地博紀 を問い詰めたところ、いずれ真実を話すと言われたので、ますます怪しいと思っている」と述べ、平成26年3月25日の時点では対象会社に現金はなかった、優先すべき支払いがなされていないにもかかわらず、多額の預け金を現金で行うことは不自然であると主張した。また、上記「ケ」のEの報酬について、これは、EがA J社らに架空の預かり書を作成させたことの手数料であるとの趣旨を述べた。同監査役は、同人が本件に関し、証券取引等監視委員会及び東京証券取引所に提出した資料と同じ資料を提出するとして、当委員会に資料を提出した。

サ Yは、本件預託金7500万円は、Yの後輩が経営支配するC Jに預けた旨を主張し、その証拠であるとして、A J社と株式会社C J間の7000万円の預金契約書の写し（資料4-5）及び平成26年3月25日付預金・譲渡担保権設定契約の返済金7000万円の株式会社C N宛日付欄空白の対象会社作成名義の受領書写し（資料4-6）を提出した。

シ 菊地博紀 は次のように述べる。

A J社と株式会社A H東京の取引は、前代表取締役A A及びY主導で行われ、自分は、A Aらに言われるままに稟議書を作成し、取引の実体には関与していなかった。そのため、念のためA J社の東京の登記簿上の住所を尋ねたところ、そこには同社が存在しなかった。そのため、A J社に対し、慌てて上記カの文書を送付した。調査報告書を見れば、事務所所在地が登記簿上の住所と異なることは明らかであったから、この書面の送付は自分の早とちりであった。A Bらによって、対象会社の債務であるかのような処分証書が作成され、これによって差押え等がされるおそれがあったため、収入や経費の出入は銀行口座を利用せず、現金で行っていた。

（2）以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 込山監査役主張の差押えは、上記(1)エ記載のとおり、菊地博紀 個人に対する債権を請求債権とするものであり、債務者が対象会社ではないから、このような差押えがされたことが対象会社に資金がなかったことの証左となるものではない。菊地博紀 が述べるように、対象会社は、A Bらによって、対象会社の債務であるかのような処分証書が作成され、これによって差押え等がされるおそれがあったため、収入や経費の出入は銀行口座を利用せず、現金で行っていたというのであるから、同社の銀行口座の残高が僅少であったからといって、対象会社に資金がなかったとはいえない。また、どの債務を優先して支払うかは経営者の判断であり、同監査役の提出した資料はいずれも対象会社が支払い不能であったことを裏付けるものではなく、現金残高に関する別項で認定したとおり、対象会社に現金が存在したことが認められ、込山監査役主張の事実を認めるべき客観的証拠の提出はないから、同監査役の主張は認めることができない。

イ 対象会社は、上記(1)オ記載のとおり社内手続きに従って、A J社を調査のうえ、野菜卸売りの市場等において取引が開始できるとして、対象会社の食品卸事業拡大のために金員を預けるとしたものであり、その資金支出に関する目的、方法に特段の問題はない。稟議書のとおりA J社とC Jの預金契約書の写しもある。したがって、この資金預託契約が実際に行われたものと認められ、およそ架空なものとはいえない。

ウ 上記(1)サ記載のY提出の受領書は写しであって、原本の存在は、不明であるばかりか、A J社は株式会社C Jと共同事業をする予定で資金を提供したのであるから、株式会社C Nの平成26年3月25日付預金・譲渡担保権設定契約の返済金7000万円の受領書が何を意味するか不明というほかない。この受領書の平成26年3月25日付

預金・譲渡担保権設定契約は誰と誰の間の契約であるかについても記載がない。したがって、上記(1)に記載の主張事実を認めることはできない。

エ 上記(1)に記載の書面の記載からすると、対象会社がA J社の決算書を入手した時期は、預け金を行った時期より後であり、預託金契約実行後、会社が実在しないことが判明して慌てて会社名ネームプレートを準備するよう依頼したのではないかとも考えられ、そうであるとする、この契約が、実体のない会社との架空の取引ではないかとの疑問も生じさせる。

上記(1)オの調査報告書には、調査者が、平成26年3月13日、A J社の登記簿上の住所ではなく、会社案内記載の同社事務所所在地において、事務所出入口の表札及び郵便受けのA J社の表記を確認し、写真を撮影した旨が記載されており、A J社はその所在地に実在していたのであるから、平成26年4月18日に菊地博紀が慌てて表札などの準備をするように要請する必要性が認められない。A J社も上記キのとおり回答している。そうすると、この点については上記(1)シの菊地博紀の供述どおり同人の勘違いからでたものに過ぎず、もとよりA J社は実在の会社であると認められる。

オ A J社らに対する預け金債権が認められるとすると、その紹介者Eに報酬を支払うことに合理性が認められ、この報酬が架空取引の手数料であることをみとめるべき証拠は何ら存在しない。込山監査役の主張は、根拠のない憶測に過ぎない。

(3) 会計処理の妥当性

以上によれば、対象会社は、A J社に現金7500万円を預け入れたと認めることができる。しかし、対象会社は、この債権がA Bらの旧経営陣時代の預け金であること、上記(1)イのような回答を得ていることから、債権回収の可能性に疑義があると判断し、平成27年3月期第1四半期において預け金相当額を全額貸倒引当金として会計帳簿上計上したものであり、その会計処理には合理性がある。

5 株式会社AH東京に対する預け金について

対象会社と平成26年3月25日に株式会社AH東京（以下「AH東京」という）との間には、平成26年3月26日付けAH東京との6100万円の預金契約書（資料5-2）及び同日付け6100万円の預り証（資料5-3）の原本が存在し、対象会社は同日AH東京に6100万円を預け入れたとして、対象会社の平成26年3月期（第69期）に預け金6100万円が計上されている。しかし、平成27年3月期第1四半期にはこれについて貸倒引当金が計上されている。

込山監査役は、別項「第5-4 A J株式会社に対する預け金について」と同様に、AH東京の預け金の額に相当する金銭は当時対象会社に存在しなかったから、これらの預け金契約は架空であると主張する。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 対象会社と平成26年3月25日にAH東京との間には、平成26年3月26日付けAH東京との6100万円の預金契約書（資料5-2）及び同日付け6100万円の預り証（資料5-3）の原本が存在する。

イ 対象会社はAH東京に対し、平成26年9月29日、経営陣の交代に伴い予定していた当該事業は中止することが内定したので、預け金を10日以内に返還されたい旨の同日付預金返還請求書（資料5-10）を送付した。これに対し、AH東京は、「平成26年9月29日付の預金返還請求につきましては、貴社よりお預かりしたものであり、期限も到来しておらず、相手先もあることから大変驚き困惑しております。これまでの経緯もあり、また、関係者もおりますので、即座に回答いたしかねますので今少しお時間を頂戴したく思います。」との旨の平成26年10月6日付通知書を送付した（資料5-11）。

ウ 対象会社は、対象会社の社内手続きに従いAH東京との取引に先立ってAH東京の会社概要（資料5-7）、AH東京に対する与信管理上の調査をするについて社内稟議を経（資料5-5）、その結果株式会社CLの調査報告書を取得して（資料5-6）。この調査報告書（資料5-8）によれば、AH東京は昭和63年創業の資本金1億7000万円のコンピュータの販売及びソフトの開発等を目的とする会社であり、平成25年12月31日付けの決算では5億5900万円強の売上げがあると記載され、また、調査報告書には平成26年3月14日、AH東京の登記簿上の住所ではなく、東京都台東区上野五丁目11番2号第3オリエントビル201号室、事務所出入口の表札及び郵便受けのAH東京の表記を確認し、写真撮影したことが報告されている（資料5-8の16、17頁）。同報告書によれば、同社及び会社関係者において現在反社会的勢力との関係がないことも確認された旨の記載がある。これら調査の結果をもとに対象会社がAH東京と本件取引をすることについて平成26年3月25日開催の取締役会において、全員一致で可決された（資料5-14）。

エ Yは、本件預託金6100万円は、Yの後輩が経営支配するCJが預った旨を主張し、その証拠であるとして、平成26年3月26日付預金契約の返済として6100万円のCJ宛日付欄空白のAH東京作成対名義の受領書写しを提出した（資料5-13）。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 対象会社と平成26年3月25日にAH東京との間には、平成26年3月26日付けAH東京との6100万円の預金契約書（資料5-2）及び同日付け6100万円の預り証（資料5-3）の原本が存在する。これらの原本には、対象会社の会社代表印が押

捺され、「AH東京代表取締役の印」と記載された印鑑が押捺されているから、特段の事情がないかぎり、当該預け金取引の実体があったと推認するのが原則である。

そこで、特段の事情を検討するが、別項「第5-4 AJ株式会社に対する預け金について」で検討したとおり、込山監査役の推測は根拠がなく、その他の点もAJ株式会社（以下「AJ社」という。）の項で認定したとおりであるから、対象会社の平成26年3月末時点で現金がなかったとの推測に基づく主張は成り立たない。

AH東京の与信調査や社内稟議もAJ社と同様の手法によって行われ、内容、手段において不審点はない（資料5-4から資料5-12まで）。Yは、AH東京の株式会社CJ宛の6100万円の受領書の写しを提出するが、その内容は「平成26年3月26日付預金契約の返済として」との記載があるのみで、対象会社とAH東京間の預金契約との記載はなく、対象会社とAH東京間の預金契約では、資金使途が食品卸会社である株式会社CRの買収資金とされており、Yが提出した受領書の写しの宛先が株式会社CJとなっている点も意味不明というほかない。AH東京は、6100万円を預かったこと自体は認める通知書を対象会社に送付している（資料5-11）。その他、対象会社がAH東京に対して預け金6100万円を有していないと認定するに足りる特段の事情はない。

(3) 会計処理の妥当性

以上によれば、対象会社は、AH東京に現金6100万円を預け入れたと認めることができる。しかし、対象会社は、この債権がABらの旧経営陣時代の預け金であり、上記(1)イのような返金については、期限が到来しておらず、即座に回答いたしかねる旨の回答を得ていることから、債権回収の可能性に疑義があると判断し、預け金相当額を貸倒引当金として会計帳簿上計上したものであり、その会計処理には合理性がある。

6 株式会社AFに対する預け金について

対象会社が平成25年4月11日株式会社AF（以下「AF」という。）に対し1000万円を、弁済期を同年10月11日として貸し付けた旨が記載された同年4月11日付金銭消費貸借契約書（資料6-1）、対象会社が同年6月3日AFに対し4500万円の保証金を、平成26年6月2日を返金の期日として預託した旨が記載された平成25年6月3日付預金契約書（資料6-2）及び4500万円を預け入れたことを証する預り証（資料6-3）並びに同年9月27日AFに対し1億3500万円の保証金につき平成26年9月26日を返金の期日として預託した旨が記載された同日付預金・譲渡担保設定契約書（資料6-4）及び1億3500万円を預け入れたことを証する預り証（資料6-5）が存在し、対象会社はAFに対してこれら貸金返還請求権及び預金返還請求権を有しているものと考えられるが、貸金ないし預け金の原資やAFの実体、AFの与信管理など貸金返還請求権ないし預金返還請求権の存在に疑義を生じさせる事情も存在するところ、対象会社の会計帳簿上、貸金1000万円については平成26年3月期（第69期）に短期貸付金として計上し、預け金については同期に営業保証金として

計上しているが、この預け金の事実の有無が問題となる。その後、平成27年3月期（第70期）第1四半期において1億9000万円全額について貸倒引当金を計上しているが、この会計処理の適正性が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば、以下の事実が認められる。

ア 事実経過は、別項「第5-3 株式会社Fに対する預け金について」における事実経過と同様であるが、以下、AFの関係につき若干補足する。

イ 平成25年4月11日付金銭消費貸借契約書（資料6-1）には、対象会社がAFに対し、弁済期を平成25年10月11日として1000万円を貸し付けたことが記載され、両社の会社代表印が捺印されている。

ウ 同年6月3日付預金契約書（資料6-2）には、対象会社がAFに対し、返済の期日を同月2日として4500万円の保証金を預け入れた旨が記載され、両社の会社代表印が捺印されている。

また、同年6月3日付預り証（資料6-3）には、AFが保証金4500万円を預かった旨が記載され、AFの会社代表印が捺印されている。

エ 同年9月27日付預金・譲渡担保設定契約書（資料6-4）には、対象会社がAFに対し、返金の期日を平成26年9月26日として1億3500万円の保証金を預け入れた旨が記載され、両社代表印が捺印されている。

また、平成25年9月27日付預り証（資料6-5）には、AFが保証金1億3500万円を預かった旨が記載され、AFの会社代表印が捺印されている。

オ 対象会社には、取締役会議事録（1000万円の貸付金については同年4月25日付議事録、4500万円の預け金については同年5月29日付議事録及び1億3500万円の預け金については同年9月27日付議事録）や稟議書（1000万円の貸付金については同年4月10日付稟議書、4500万円の預け金については同年5月31日付稟議書及び1億3500万円の預け金については同年9月27日付稟議書）が存在する。

カ 対象会社が、平成26年9月26日、上記貸付金及び預け金の返済をAFに請求したところ（資料6-6）、AFからは、預り金は対象会社の食品事業のために第三者へ預けており、直ちには返金し難い、計画していた食品事業は対象会社次第で再開する準備は整っているので引き続き協議を継続しながら解決を図っていききたいと回答された（資料6-7）。

当委員会はAFに対して預け金の存否を照会する文書を送付したが、回答がなかった。

キ AFは、平成22年1月19日に、青果物・水産物・畜産物・農産物の加工、販売、仲卸し業務、日用品・雑貨の販売とそれに関わる一切の業務等を目的として設立された株式会社であり、AEが代表取締役である（資料6-8）。

AFは、対象会社との取引を開始する以前である同年6月10日、株式会社CPと生椎茸の継続的商品取引契約書を締結した（資料6-9）。

ク 対象会社は、上記のとおり、平成25年4月11日、AFとの間で1000万円を貸し渡す旨の金銭消費貸借契約を締結した（資料6-1）。当該契約の弁済期は同年10月11日とされたが、同日には弁済期を平成26年4月11日とする合意書が締結され（資料6-10）、同日には更に弁済期を平成26年10月11日とする合意書が締結された（資料6-11）。

ケ 対象会社は、平成25年4月25日、AFとの間で農作物産地直結ビジネス及び野菜工場開発推進に向けた業務提携契約書を締結した（資料6-12）。

コ 対象会社は、同年6月3日、AFとの間で預金契約を締結し、同日、AFから4500万円を預かった旨記載された預り証の交付を受けた（資料6-2、6-3）。

対象会社は、同年9月27日、AFとの間で預け金・譲渡担保設定契約を締結し、同日、AFから1億3500万円を預かった旨が記載された預り証の交付を受けた（資料6-4、6-5）。

サ 同月28日、AFは有限会社COと生鮮野菜の継続的売買契約書及び覚書を締結し（資料6-13、6-14）、生産保証金として5000万円を差し入れる旨の保証金差入れに関する合意書を作成した（資料6-15）。

同月29日、AFは株式会社CPと、生産保証金として3000万円を差し入れる旨の保証金差入れに関する合意書を作成した（資料6-18）。

同年10月10日、AFはCU株式会社と生鮮野菜の継続的売買契約書を締結し（資料6-16）、生産保証金として5500万円を差し入れる旨の保証金差入れに関する合意書を作成した（資料6-17）。

シ X及びSは、当委員会に対し、平成26年3月期（第69期）の会計監査人として、特にSにおいてAFの実体や預け金の存在について重点的に調査した、AFに実際に赴きヒアリングを実施し、サンプルの出荷も始まっているとして出荷伝票も開示されたと述べた。

サンプルの出荷伝票とみられる証憑は相当数存在し（資料6-19）、調査会社による現地調査において、本店所在地にAFが実在する旨が報告されている（資料6-20）。

ス 菊地博紀は、AFの与信管理について、対象会社は、AFの株式に譲渡担保権の設定を受ける予定であること、同社が資産的に十分であるとは言えないが同社の取引実

績と信用に大きな価値があると考え、今後の取引を通して緊密に接触することにより注視していく、生産者とA Fとの商談にも参加しているとの点から、与信を判断したと述べた。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 預金返還請求権について

(ア) 本件については対象会社とA Fとの間で預金・譲渡担保設定契約書が作成され、両社の会社代表印が捺印されていることから、特段の事情のない限り、同契約書記載のとおり法律行為があったと認められるべきであり、本件においてはA Fからの預り証も存在し、A Fも預託金返還債務を認めている。そこで、以下、特段の事情の有無について検討する。

(イ) 預け金の原資については現金とされており、預金口座等の客観的資料からの確認ができない。平成25年3月末時点で対象会社の会計帳簿には現金残高が1億5500万円程度計上されており、対象会社の説明によれば預け金の原資は、対象会社の連結子会社であった株式会社B Tの譲渡代金のうち、金庫で保管されていた残金とのことであるところ、対象会社に入金された譲渡代金は7710万円であって、F社に対する4000万円の預け金に加え、A Fに1億8000万円を預託しうる残金があったとしても不自然ではない。

(ウ) A Fに実体があるか否かについてはX及びSは、SにおいてA Fの実体や預け金の存在について重点的に調査し、その際A Fに実際に赴きヒアリングを実施し、サンプルの出荷も始まっているとして出荷伝票も開示されたうえで、監査を行ったとの述べた。

サンプルの出荷伝票とみられる証憑も相当数存在するところであり(資料6-19)、専門的観点からの元会計監査人兩名の監査も経ていること、調査会社による現地調査においても本店所在地にA Fが実在する旨の報告がなされていること(資料6-20)などから、A Fは実体を有する会社であると判断すべきである。

A Fの与信管理についての、対象会社の判断については、不十分と言わざるを得ないが、

(エ) A Fの決算書からは創業以来着実に売上を増収させていることが看取でき(資料6-21ないし6-23)、ある程度リスクを覚悟して事業展開を試みた経営判断としては不合理とまでは言えない。

(オ) したがって、本件において、対象会社とA Fとの間の預金・譲渡担保設定契約が存在しないとすべき特段の事情があったとすることは困難であり、対象会社に取締役会議事録や稟議書も存在することを併せ考えると、A Fに対する預け金1億8000万円の返還請求権は存在するというべきである。

イ 貸金返還請求権について

AFに対する貸付金1000万円に関しては、金銭消費貸借契約書のほかに客観的証拠がなく、AFからも明確な回答はなされていないが、上記と同様に同契約書を覆す特段の事情は認められず、AFも借入金債務を否定してはいないから、存在するものと判断するのが相当である。

(3) 会計処理の妥当性

上記検討のとおり、対象会社はAFに対し、1000万円の貸金返還請求権と1億8000万円の預金返還請求権を有する。

そうすると、対象会社が平成26年3月期（第69期）にAFに対する貸付金と預け金を計上するという会計処理を行ったことは適正である。

対象会社は、平成27年3月期（第70期）第1四半期において1億9000万円全額について貸倒引当金を計上している。この点については、契約上定められた弁済期に弁済がなされないこと、所期の事業に進捗が見られないこと、AFからの回答も即座には返金できないというものであること等からすれば、弁済を受けられる可能性は保守的に考えて低いと判断せざるを得ず、貸倒引当金を計上した会計処理も不適正とはいえない。

7 AD株式会社に対する預け金について

対象会社は、平成26年2月19日、AD株式会社（以下「AD社」という）に対し、現金1400万円を預け入れたとして、対象会社の平成26年3月期（第69期）に預け金1400万円を計上した後、平成27年3月期（第70期）第1四半期において、当該預け金全額について貸倒引当金を計上したが、この会計処理が適正であったか否かが問題となる。Yは、そもそも預け金が存在しない旨主張することから、上記金員の預託の事実が問題になる。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 処分証書等の存在

(ア) 対象会社とAD社間には、平成26年2月19日付「預金・譲渡担保権設定契約書」が存在し、対象会社及びAD社の会社代表印が捺印されている。同書面においては、対象会社がAD社に対し、同日、返済期日を平成27年11月19日（返済方法は期日一括の返還）として1400万円を預け、AD社が対象会社に対し、預け金（貸金）返還債務の担保として、同社代表者（AC）が有する、同社の普通株式10株を譲渡することが約されている（資料7-1）。

(イ) AD社の対象会社に対する預り証は発見されていない。

(ウ) 平成26年2月19日付「振込金受取書(兼手数料受取書)」が存在し、これにはCQ銀行青山通り支店の出納印及び収入印紙納付印が押捺されているところ、同書面によれば、対象会社がAD社に対し、同日付で、現金1393万1004円を振込送金した事実が確認できる(資料7-2)。

(エ) また、同日付で、対象会社がAD社宛てに発行した6万8996円の「受領証」が存在し、これには、「平成26年2月19日付預け金契約書に基づき2月19日に実行した預け金について、手数料その他実費として」同日付同額を受領した旨が記載されている(資料7-3)。

イ 債務者の認識

(ア) 当第三者委員会が当該預け金債権の存否についてADに照会したところ、回答されなかった。

(イ) 対象会社が同年10月21日付で「勘定残高確認ご依頼の件」と題する書面をADに送付し、「平成26年2月19日付預金・譲渡担保契約書に基づく(株)CR買収のための預金」として、対象会社のADに対する債権1400万円の存否及び内容につき確認を要請したところ、ADは、連絡先を「Y」として、「上記、債務は存在致しません。詳細につきましては右記、連絡先までお願い致します。」と回答した(資料7-4)。

ウ Yの供述

Yは、当委員会のヒアリングに対し、以下の通り述べた。

(ア) ADは自らが実質的に経営している会社であるところ、対象会社から1400万円を預かった事実はない、菊地博紀 から預かったことにおいてほしいと依頼され、菊地博紀 が作成した契約書にY自身が会社代表印を捺印した。

(イ) Yが菊地博紀 の要請に応じて押捺した理由は、「助けてくれると言うからですよ。それはなぜならば、BTというスーパーから、僕は何とかしてくれませんかというのもありましたし、一応兄がプリンシパルというのを応援してて、菊地博紀 さんもABさんも一緒によくしてこうというふうに言った。じゃあ僕のできることは協力しますよっていうだけですよ。」

「後でお金渡すって言ってたから。今お金ないけど、後で、だからBXの何千万もそうだし、さっきのBLの旅籠の2、200万もそうですけど、お金できたら返しますから

とか、払いますからって言ってたから、わかりましたっていうだけですよね。」「(菊地博紀 から、預り金がないにもかかわらず契約書を作成する理由について)説明は、詳しくは聞いてないですけど、3月に決算を作っていく際に、お金を使ったことにしないとまずいからみたいな、そんな理由でしたよ。」という。

エ 対象会社の認識

対象会社は、ADに対する1400万円の預け金債権は存在するが、同預け金1400万円の資産性や債権回収の可能性に疑義が存在するとして、上述の通り平成27年3月期第1四半期において、その全額に対して、貸倒引当金を計上する会計処理を行なっている。なお、対象会社は平成26年9月16日付でADに対し、「経営陣の交代に伴い、予定していた当該事業計画は中止することが既に内定しており、近日中に正式発表を行なう予定である。1400万円を本書面到着10日以内に返還するよう要請」する旨の「預金返還請求書」を送付している。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 本件については、対象会社とADとの間には、同年2月19日付「預金・譲渡担保権設定契約書」(資料7-1)が存在し、同書面にAD社の会社代表印が捺印されていると認められることから、特段の事情のない限り、当該預金・譲渡担保設定契約記載の法律行為があったと認められるべきである。

イ また、同日付「振込金受取書(兼手数料受取書)」によって、対象会社がADに対し、同日付で、現金1393万1004円を振込送金した事実が確認できる(資料7-2)。

したがって、上記「預金・譲渡担保権設定契約書」に基づく1400万円の「預け金」のうち、1393万1004円が、対象会社からADに対し、実際に交付されたことが認められる。

ウ Yは、当委員会のヒアリングに対し、ADが対象会社から1400万円を預かった事実はなく、菊地博紀 から預かったこととしておいてほしいと依頼されて預金・譲渡担保権設定契約書捺印したと供述するが、その供述は、多額の債務負担を強いられるおそれのある実体を伴わない書面を作成したことについての合理的説明になっていない。特に預り金を受け取った事実がないにもかかわらず、菊地博紀 に協力して契約書に押捺したことについて、何の証拠もない旨自認している。先の供述は、同日付「振込金受取書(兼手数料受取書)」という客観証拠によって推認される、対象会社からADに対する現金1393万1004円の振込送金の事実とも矛盾するものであり、信用に値しない。

エ よって、対象会社とADとの間において、同日付で、返還期日を平成27年11月19日（返済方法は期日一括の返還）として1400万円を預託する旨の合意が成立したこと、同合意に基づき、対象会社がADに対し、1393万1004円を現実に預託したことが認められる。

オ 他方、1400万円と1393万1004円の差額である6万8996円についてであるが、上記のような「振込金受取書（兼手数料受取書）」は存せず、預り証も存しない。

そして、平成26年2月19日付で、対象会社がAD宛てに発行した6万8996円の「受領証」が存在し、「平成26年2月19日付預け金契約書に基づき2月19日に実行した預け金について、対象会社が、手数料その他実費として」同日付で受領した旨が記載され、対象会社の会社代表印が捺印されていることが認められる（資料7-3）。

すなわち、6万8996円については、対象会社が、ADが負担すべき実費分を、現金支出により立替負担したため、当該金額分については預け金1400万円から差し引くという意味において、「手数料その他実費として」受領したものと認められる。したがって、立替金6万8996円については、預け金支出時において既に精算されているものと評価される。

（3）会計処理の妥当性

上記検討のとおり、対象会社は、平成26年2月19日、AD社に対し、現金1400万円を預け入れた事実が認められるのであるから、対象会社の平成26年3月期（第69期）に預け金1400万円を計上している会計処理を行なったが、ADが旧経営陣の関係者であるYの関与している会社であり、返済に関する回答もない状況であるため、回収可能性について保守的に捉え、平成27年3月期（第70期）第1四半期において債権額全額について貸倒引当金を計上したことは不適正とはいえない。

8 有限会社AUに対する預け金について

対象会社が、平成25年5月9日、有限会社AU（以下「AU社」という。）に対して預け金1億4000万円（新規事業預け金）を支出した旨が記載された同日付預金契約書及び同日付預り証があり、対象会社には預け金債権があるとされて、同社の会計帳簿上平成26年3月期（第69期）に預け金として資産計上されているが、この預け金の事実の有無が問題となる。また対象会社は、平成27年3月期第1四半期において、預け金全額について貸倒引当金を計上しているが、この会計処理の適否が問題となる。

（1）当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 平成25年5月9日付預金契約書及び預り証には、対象会社がAU社に対して返還期日を同年11月9日として1億5000万円を預け入れ、同社がこれを受領した旨が記載され、AU社の社判が押されている(資料8-1~2)。

イ 対象会社は、九州でマンゴーを生産している有限会社CS(以下「CS」という)及び九州で主に太陽光発電の工事及び事業を開始している株式会社CT(以下「CT」という)を買収することを検討し、その調査を実施するための稟議を申請している(資料8-3から5まで、8-6、7)。稟議書の起案者は、いずれも菊地博紀であり、同人の認印が捺印されている。

ウ 調査会社は、CS及びCTに関する平成26年4月25日付報告書を対象会社に提出した(資料8-8ないし9)。

エ 対象会社の同年5月7日の取締役会において、議長であるAAから、CS及びCTの買収のため、デューデリジェンスを進めている旨説明された(資料8-10)。

オ 対象会社の同月9日の取締役会において、CS買収の目的でファイナンシャルアドバイザーであるAU社に4500万円を預けること及びCT買収の目的で、AU社に9500万円を預けることの承認決議がされた(資料8-11)。

カ 対象会社は、AU社に同年9月16日付「預金返還請求書」を送付して預け金の返還を求めた(資料8-12)。

キ AU社は、上記カの預け金返還請求に対して、1億4000万円を受領していない旨記載した同月25日付通知書を対象会社に送付した(資料8-12)。

ク 当委員会が当該預け金債権の存否について照会したところ、AU社は、同月25日付対象会社宛通知書を添付し、預け金を受領した事実は一切ない旨回答した(資料8-12)。

ケ 菊地博紀は、預金契約書及び預り証が存在し、事前の社内稟議や取締役会決議も経ていて、対象会社が本格的に上記2社の買収を行うためAU社に1億4000万円を預けていることから同月16日に預け金の返還を求めたが、同社がABと関係のある会社であることから返済を受けられない旨述べる。

(2) 以上認定の事実からすれば、以下のとおり判断される。

消費寄託契約である預金契約に基づく返還請求の要件は、目的物の交付と返還合意であり、消費寄託契約は要物契約であるところ、本件においては、目的物である金銭の交付につき同年5月9日付預り証が、返還合意について同日付預金契約書が存在する。

また、対象会社は、この問題について社内稟議を経た上でCS及びCTのデューデリジェンスを調査会社に依頼し、1億4000万円をAU社に預ける旨の取締役会決議も行われていることから、本格的にこれらの会社を買収することを計画していたことが窺われる。

菊地博紀はCS及びCTのデューデリジェンス依頼に関して稟議を申請したときから関与していたが、同人は両社を本格的に買収する計画だったと述べており、この供述は対象会社の社内稟議や取締役会の決議内容と合致する。

他方、AU社は当委員会に対し、1億4000万円を受領しておらず、金銭を受領しない場合は契約が無効になるという書面を受領している旨回答するが、この回答には、このような書面が添付されていないし、調査の結果このような書面の存在は確認されていない。

これらのことからすると、AU社の主張は不合理であって、信用できない。また、AU社は、契約書と預り証を発行すれば資金が払い込まれるとのことで先にこれら書面を渡した旨回答するが、1億4000万円という高額な金銭を受領していないにもかかわらず事前にこれを受領したという預り証を発行することは、極めて危険な行為であってこのような多大なリスクを負う預り証を金銭の受領前に交付することは想定しがたい。

したがって、対象会社は、同日AU社に1億4000万円を預け入れ、同社に対する預け金返還請求権を有するものと認められる。

(3) 会計処理の妥当性

以上によれば、対象会社がAU社に対して1億4000万円を預け入れたことが認められ、対象会社が預け金として計上したことは合理性が認められる。

しかし、AU社は預け金を受領していない旨回答していることに加えその実体が不明であること、同社はAB関連の会社であるところ、ABは過去に対象会社を実効支配し現在居所不明となっている人物であることから、対象会社が現実に預け金の返還を受けられる可能性は低い。

従って、預け金全額について平成27年3月期(第70期)第1四半期において貸倒引当金を計上することには合理性が認められ、不適正とはいえない。

9 平成26年6月の新株予約権発行に基づく払込金の引出しについて

対象会社の同年8月15日付IRによれば、対象会社は同日、対象会社の新株予約権の発行に基づき同年6月13日、16日及び17日に払い込まれた増資金につき不正引出しがあったとして、増資金約2億1253万円のうち、1億9230万円につき、使途不明金として貸倒引当金繰入を行った。上記増資金につき当時対象会社の総務部長を務めていたYは上記増資金を対象会社の債務の弁済に充てた旨主張するので、上記増資金の引出し及び使用に係る事実関係及び会計処理の適否が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 対象会社の同年5月28日付取締役会議事録、対象会社を口座名義人とするAY浜松町支店普通預金通帳(資料9-1)、同日付IR、同年6月13日付IR及び同月17日付IRによれば、対象会社は、同月13日にCV証券株式会社を割当先として新株予約権の割当を行い、同月16日及び17日に同社は全ての新株予約権を行使した。これに基づき、同社から対象会社のAY浜松町支店普通預金口座には、総額2億1253万9734円の払込みがなされた。

イ 上記普通預金通帳並びにY及びAAの供述によれば、両名は上記払込金につき、各払込日同日に総額2億1229万円(以下本項において「本件増資金」という。)を出金した。

ウ 菊地博紀の供述及び対象会社の同年7月22日付IRによれば、本件引出行為の対象会社の同年6月27日付定時株主総会において新たに選任された取締役らの知るところではなく、新経営陣は、同年7月10日頃になって本件引出行為の事実を知ったと認められる。

エ 対象会社の同月22日付IRによれば、対象会社は本件増資金の引出しに係る事実関係等の調査のため社内調査委員会を設置したと認められる。

オ Yは本件増資金を対象会社の債務の弁済に充てた旨主張する。

カ 同年10月7日付IRに別紙添付された同年9月30日付社内調査委員会報告書によれば、Yは同年8月8日、本件増資金の使途に関し、使途明細(資料9-2)及び領収書等の写し(資料9-3ないし9-21-19)を社内調査委員会に提出し、同委員会は、当該領収書等を検討の上、約2820万円については対象会社の債務の支払に充てられ、約1億9230万円は使途不明であり、前代表取締役のAAに対する長期的金銭債権として計上の上、貸倒引当金を設定することが妥当であると結論付けたと認められる。

キ 同年9月30日付社内調査委員会報告書によれば、AAは、同年7月28日本件増資金につき、相手先別の支払内訳明細は、不明であると述べたと認められる。

当委員会のヒアリングにおいてAAは、後記のとおり対象会社から訴えを提起されていることを理由に、本件増資金の引出後の使途についての供述を拒否した。

ク 対象会社を告訴人とする同年11月4日付告訴状（資料9-22）によれば、対象会社は同日、AB、Y及びAAにつき、本件増資金のうち約1億9000万円を着服横領したとして告訴状を愛宕警察署に提出した。

ケ 対象会社を原告とする同年12月15日付訴状（資料9-23）によれば、対象会社は、同日、上記3名を被告として、本件増資金を隠匿、横領したとして、その損害賠償を求める訴えを東京地方裁判所に提起した。

（2） Yは本件増資金につき、その使途明細（資料9-2）及び領収書その他証憑の写しを提出の上、対象会社の債務の弁済に充てた旨主張するので、Yの主張が認められるかどうかを検討する。

ア （支出番号1）同年6月26日付、B公認会計士事務所に対する120万円の支払いについて

Y提出の資料（資料9-3）その他関係資料によれば、対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

イ （支出番号2）同月27日付、FOに対する1万1150円の支払いについて

Y提出の資料（資料9-4）その他関係資料によれば、対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

ウ （支出番号3）同月20日付、DH印刷に対する151万9600円の支払い及び同日付、CQ銀行に対する216円の支払いについて

Y提出の資料（資料9-5）その他関係資料によれば、対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

エ （支出番号4）同月27日付、CWに対する1836円の支払いについて

Y提出の資料（資料9-6）その他関係資料によれば、対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

オ （支出番号5）同月24日付株式会社CX（以下「CX」という）に対する5万3784円の支払いについて

Y提出の資料（資料9-7）その他関係資料によれば、対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

カ （支出番号6）同月23日付、CY株式会社に対する200万円の支払いについて

Y提出の資料（資料9-8）その他関係資料によれば、対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

キ (支出番号7) 同月20日付, 株式会社CZに対する324万6484円の支払いについて

Y提出の資料(資料9-9) その他関係資料によれば, 対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

ク (支出番号8) 同日付, DA株式会社に対する100万円の支払いについて

Y提出の資料(資料9-9) その他関係資料によれば, 対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

ケ (支出番号9) 同月18日付, FP法律事務所に対する150万円の支払いについて

Y提出の資料(資料9-10) その他関係資料によれば, 対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

コ (支出番号10) 同日付, 株式会社DBに対する446万9500円の支払いについて

Y提出の資料(資料9-11) その他関係資料によれば, 対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

サ (支出番号11) 同日付, 株式会社DCに対する150万円の支払いについて

Y提出の資料(資料9-11) その他関係資料によれば, 対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

シ (支出番号12) 同25日付, X公認会計士事務所に対する300万円の支払いについて

Y提出の資料(資料9-12) その他関係資料によれば, 対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

ス (支出番号13) 同月20日付, 公認会計士S事務所に対する300万円の支払いについて

Y提出の資料(資料9-13) その他関係資料によれば, 対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

セ (支出番号14) 同月24日付, 弁護士法人FQ法律事務所に対する194万4000円の支払いについて

Y提出の資料(資料9-14) その他関係資料によれば, 対象会社の債務の支払いとしてなされたものと認められる。

ソ (支出番号15) 同月20日付, BI(株)に対する1000万円の支払いについて

Yは社内調査委員会の調査の際に、約2億円の使途の説明資料として、領収書の写し（資料9-15）を持参した。しかし、対象会社には、Yが提出した時点でB I株式会社との同月2日付金銭消費貸借契約書の原本の存在は確認できないこと、領収書に印紙が帖用されていないこと、同月2日時点での会計帳簿に記載がなく、経理担当者に指示もなかったこと、対象会社に入金になったとの証拠が一切ないことから、対象会社とB I株式会社間の同月2日付金銭消費貸借契約の締結の事実を認めることはできない。

よって、上記債務の支払いが対象会社の債務の支払としてなされたとは認められない。

タ （支出番号16）同月20日付、ABに対する800万円の支払いについて

Yは、社内調査委員会の調査の際に、約2億円の使途の説明資料として、領収書の写し（資料9-16）を持参した。しかし、対象会社には、Yが提出した時点でABとの金銭消費貸借契約書の原本は存在せず、現在も原本の確認はできていないこと、前記各領収書に帖用された印紙は200円と誤ったものであること、前記各日時点での会計帳簿に記載がなく、経理担当者に指示もなかったこと、対象会社に入金になったとの証拠が一切ないことから、対象会社とAB間の金銭消費貸借契約の締結の事実を認めることはできない。

この点、Yは、社内調査委員会に対し、対象会社にABに対する3億円の借入金が存すると主張し、平成25年6月25日付3億円の金銭消費貸借契約書の写し（資料9-16-2）を提出している。しかし、この金銭消費貸借契約書写しは、ANからの3億円の借入の根拠ともされており、ANの項で述べたとおり、その信用性は疑わしい。しかも、同日の時点で対象会社の所在地は、東京都港区虎ノ門であったにも関わらず、同日付3億円の金銭消費貸借契約書の写しには対象会社の所在地が東京都港区赤坂になっていて不自然であり、信用性は低い。

よって、対象会社のABに対する債務の存在は認められない。そのため、上記債務の支払いは対象会社の債務の支払としてなされたものは認められない。

チ （支出番号17）同月26日付、ABに対する4500万円の支払いについて Yは、社内調査委員会の調査の際に、約2億円の使途の説明資料として、領収書の写し（資料9-17）を持参した。

しかし、上記のとおり、対象会社のABに対する債務の存在は認められない。そのため、上記債務の支払いは対象会社の債務の支払としてなされたものは認められない。

ツ （支出番号18）同月17日付、ABに対する1000万円の支払い

Yは、社内調査委員会の調査の際に、約2億円の使途の説明資料として、領収書の写し（資料9-18）を持参した。

しかし、上記のとおり、対象会社のABに対する債務の存在は認められない。そのため、上記債務の支払いは対象会社の債務の支払としてなされたものは認められない。

テ （支出番号19）同月25日付、AMに対する7000万円の支払い

Yは、社内調査委員会の調査の際に、約2億円の使途の説明資料として、領収書の写し（資料9-19）を持参した。

しかし、別項で述べるとおり、対象会社のAMに対する債務の存在は認められない。そのため、上記債務の支払いは対象会社の債務の支払としてなされたものは認められない。

ト （支出番号20）同月26日付、株式会社BEに対する3000万円の支払い

Yは、社内調査委員会の調査の際に、約2億円の使途の説明資料として、領収書の写し（資料9-20）を持参した。

しかし、別項「第6-14 株式会社BEの貸金債権について」で述べるとおり、対象会社は、株式会社BEに対して債務を負担しないばかりか、ABによって返済が既になされている。そのため、上記債務の支払いは対象会社の債務の支払いとしてなされたとは認められない。

ナ （支出番号21）同日付、ABに対する1484万3030円の支払い

Yが提出する使途明細によれば、上記支払いはABが対象会社に対して有する各種立替債権の弁済として行われたとのことである。

かかる主張が認められるか検討した結果は以下のとおりである。

（ア）対象会社の立替債務の支払いといえるもの

- ①同年5月29日付、DD株式会社に対する3万525円の支払い（資料9-21-1参照）
- ②同日付、株式会社CXに対する2万7972円の支払い（資料9-21-2参照）
- ③同日付、株式会社DEに対する5250円の支払い（資料9-21-3参照）
- ④同日付、DF事務所に対する18万9980円の支払い（資料9-21-8参照）
- ⑤同月1日以降テクノメディアの代表社Gに対してなされた350万円の支払い（資料9-21-18参照）

（イ）対象会社の立替債務の支払いとは認められないもの

以下の総額1698万5097円の支払いについては、対象会社の会計帳簿に既に計上されている支払内容と同一であり、既に消滅している債務であるため、対象会社の立替債務の支払いと認めることはできない。

- ④同年6月4日付、株式会社CZ（資料9-21-4参照）に対する5万円の支払い
- ⑤同年9月9日付、DG監査法人大阪事務所に対する30万円の支払い（資料9-21-5参照）
- ⑥同月11日付、DG監査法人大阪事務所に対する20万円の支払い（資料9-21-5参照）
- ⑦同月12日付、DG監査法人大阪事務所に対する100万円の支払い（資料9-21-5参照）

- ⑤ 同月 13 日付, DG 監査法人大阪事務所に対する 50 万 2 4 0 0 円の支払い (資料 9-21-5 参照)
- ⑤ 同月 13 日付, DH 印刷株式会社に対する 50 万円の支払い
- ⑥ 同年 5 月 30 日付, DI 株式会社に対する 3 万 9 3 0 1 円の支払い (資料 9-21-6 参照)
- ⑦ 同年 6 月 6 日付, 法務局に対する 2 万円の支払い (資料 9-21-7 参照)
- ⑨ 同年 5 月 9 日付, DF 事務所に対する平成 25 年 1 1 月分社会保険料として 1 8 万 9 9 8 0 円の支払い (資料 9-21-9 参照)
- ⑩ 同年 5 月 9 日付, DF 事務所に対する平成 25 年 1 0 月分社会保険料として 1 8 万 9 9 8 0 円の支払い (資料 9-21-10 参照)
- ⑪ 同年 6 月 2 日付, DJ に対する 1 2 0 万円の支払い (資料 9-21-11-1 参照)
- ⑪ 同年 4 月 23 日付, DJ に対する 2 0 万円の支払い (資料 9-21-11-2 参照)
- ⑪ 同年 5 月 2 日付, DJ に対する 1 0 0 万円の支払い (資料 9-21-11-3 参照)
- ⑫ 同月 27 日付, DH 印刷株式会社に対する 1 2 2 万 4 0 0 円の支払い (資料 9-21-12 参照)
- ⑬ 同月 16 日付, 株式会社 CZ に対する 4 2 2 万 6 2 6 6 円の支払い (資料 9-21-13 参照)
- ⑭ 同日付, DK 信用金庫に対する 1 0 8 0 円の支払い (資料 9-21-14 参照)
- ⑭ 同月 16 日付, DK 信用金庫に対する 1 0 8 0 円の支払い (資料 9-21-14 参照)
- ⑮ 同月 21 日付, 株式会社 DE に対する 5 2 5 0 円の支払い (資料 9-21-15 参照)
- ⑯ 同月 13 日付, 公認会計士 S に対する 1 4 0 万円の支払い (資料 9-21-16 参照)
- ⑯ 同月 13 日付, 公認会計士 X に対する 1 4 0 万円の支払い (資料 9-21-16 参照)
- ⑰ 同月 15 日付, 公認会計士 S に対する 1 4 0 万 9 5 0 0 円の支払い (資料 9-21-17 参照)
- ⑰ 同日付, 公認会計士 X に対する 1 4 0 万 0 1 3 0 円の支払い (資料 9-21-17 参照)
- ⑱ 同月 20 日付, M (DB 社) に対する 5 3 万円の支払い (資料 9-21-19 参照)

ニ 対象会社の現金過不足

対象会社における同年 6 月 30 日現在の現金残高はゼロであったが, 現金帳簿残高は 2 3 1 万 5 6 4 8 円であり, 調査の結果, 現在も不明である。当該残高差額は, 現金管理の最終的な責任を有する AA への使途不明金としての支出と言わざるを得ない。

ヌ 小活

上記検討によれば、対象会社の前代表者であるAAが対象会社の預金口座から現金で引出した2億1229万円のうち対象会社の債務の支払いとして認められるのは、2820万697円である。残額の1億9230万745円については、対象会社の債務の弁済をしたとは認められないため、対象会社は同額につき、AAに不当利得返還請求権を有する。

(3) 会計処理の妥当性

ア 対象会社の債務の弁済として認められる部分について

Yが対象会社の債務の弁済として行ったと認められる支払いについては、会計帳簿上適正に記載されている。

イ 対象会社の債務の弁済として認められない部分（使途不明金含む）について

前社長のAAに対する仮払金として処理し、早期回収が見込めないため貸倒引当金を同額計上した会社の処理は不適正とはいえない。

10 平成27年3月期第1四半期に計上された偶発損失引当金繰入額について

(1) 偶発損失引当金を計上した偶発債務の内容

(単位：千円)

相手先	相手先請求概算額	債務計上額	偶発損失引当金計上額	備考
AX	4,000	—	4,000	対象会社は平成26年3月28日に短期借入金に計上したものの、同年5月1日に500万円を返済したとの認識であるが、相手先は1百万のみ弁済と主張。
株式会社BV ・AQ	6,000	—	6,000	対象会社は平成24年6月27日に第三者を通して全額返済と認識。
DM合同会社	6,000	5,000	1,000	対象会社は請求額と帳簿価額の差額は遅延損害金等と認識。

DN	8,000	—	8,000	対象会社は借入・入金 事実・契約書類も不明 であると認識。
AP	20,000	—	20,000	対象会社は平成24年 6月15日及び同月20 日に本人に全額返済し たと認識。
BK	8,600	—	8,600	ABが介在している可 能性があると認識。
AS	18,000	—	3,600	対象会社はABが金銭 を持ち逃げした 可能性があると認識。
AS	20,000	—	4,000	対象会社は入金事実な しと認識。
BC	90,000	—	18,000	対象会社は入金事実な しと認識。
BJ	20,000	—	4,000	対象会社は入金事実な しと認識。
株式会社BD	20,000	—	4,000	対象会社は返済済みで あると認識。
AV	70,500	—	14,100	対象会社は入金事実な しと認識。
その他	—	—	4,700	保守的に引当額を積み 増し。
総計	239,000	5,000	100,000	—

(2) 偶発損失引当金処理の妥当性

ア 偶発損失引当金を計上した根拠

対象会社は、AX、(株)AQ・AQ、AP及びBKへの借入債務（以下「債務1」と称する）について、請求額全額を偶発損失引当金として計上している。

平成27年3月期第1四半期決算の段階では、対象会社としては、当該債務を既に弁済したと認識していたが、貸主は弁済事実を否定していることから、弁済に介在したA B及びその関係者が弁済金を持ち去った可能性も否定できない。その場合には、全額の債務弁済を余儀なくされることがありうる。そこで対象会社は、保守的に見てこれらの貸主に対する借入債務については請求額全額を偶発損失引当金として計上した。

DM合同会社（以下「DM」という）に対する借入債務（以下「債務2」と称する）に関しては、金銭消費貸借契約書が存在し、会計帳簿上も借入金として会計処理されている。菊地博紀によると、同社からは平成27年3月期第1四半期決算の段階で600万円を請求されており、借入金計上額500万円との差額100万円円に関しては、同社への返済期日（平成26年3月15日）を経過したことによる遅延損害金と金利の未払分とのことである。よって、当該遅延損害金及び金利相当分について偶発損失引当金を計上している。

DNからの借入債務（以下「債務3」と称する）については、入金事実あるいは契約書類も存在せず、債務として会社が負担している蓋然性は少ない。しかし、平成27年3月期第1四半期決算の段階では、会社代表印等の印章はA Aや総務部長のYあるいはA Bのもとに支配されており、後付で契約書を作成される可能性が否めない状況であった。仮に契約書を会社代表印が捺印済みで作成された場合には、会社債務として認識せざるを得ないことも想定されるので、これに備えて保守的に偶発損失引当金を計上したという。

A S、B C、B J、及びA Vへの借入債務（以下「債務4」と称する）については、会社の認識としては、事実無根であり、入金事実そのものがない、あるいは文書偽造、詐欺・脅迫といった行為に基づく請求である可能性が高いので、請求額全額の引当計上を行っていない。但し、請求金額の20%相当額については、弁護士訴訟費用相当額として会社の費用支出が見込まれることから偶発損失引当金を計上した。

イ 検討

企業会計原則・同注解（最終改正；昭和57年4月20日）における（注解18）では、引当金の計上要件として、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」と規定している。

債務1についてみると、対象会社は全額弁済していると認識しているが、当初に借入債務が存在していたことは認めており、A Bらによる持ち去りがある場合には、会社として請求額を支払う可能性はあると考えるのが保守的にみて妥当である。よって、請求額全額について偶発損失引当金を計上した会計処理は上記の企業会計原則注解18に照らして妥当と判断される。

債務2については、DMとの金銭消費貸借契約書では、「第1条（借入要綱）（7）損害金」の記述があり、返済期日を経過した場合には年利14.5%による計算で損害金が発生する旨が明記されている。

また、同契約書の覚書には金利支払に関する記述があり、平成26年2月15日に20万円、平成26年3月15日にも20万円の金利支払いを約している。これらの資料から菊地博紀の供述通り当該差額の100万円は損害金及び未払金利であると判断して差し支えないものと考えられる。

さらに、契約書が存在し、返済期日を経過している以上、当該差額について対象会社は支払義務を負担しているものとみるのが相当であり、これについて偶発損失引当金を計上した会計処理は上記の企業会計原則注解18に照らして妥当であると判断する。

次に、債務3についてみると、DNはABの関係者であり、Aの供述によると平成24年3月頃から継続的に債務弁済を要求しているとのことである。

また、AA又はYが会社代表印を用いて金銭消費貸借契約書を作成した可能性も平成27年3月期第1四半期決算の段階では否定できない。よってDNが要求している800万円全額について借入金として負担する可能性が相当程度にあったと認められ、保守的に偶発損失引当金を計上した会計処理は上記の企業会計原則注解18に照らして妥当と判断される。

債務4については、菊地博紀の供述では、20%相当額の見積は第一東京弁護士会の報酬規則に基づいて計上しているとのことであり、同報酬規則を査閲すると訴訟額（請求額）に対して着手金及び報酬金を合計して概ね20%程度の弁護士費用が掛かることが認められる。よって、実際に請求を受けている事実もあることから、対象会社が負担する可能性が相当程度にある費用額の見積として、偶発損失引当金を計上した会計処理は上記の企業会計原則注解18に照らして不適正とはいえない。

1.1 平成27年3月期第1四半期に計上された減損損失について

(1) 減損処理した資産の内訳

(単位：千円)

事業	資産内容	連結	個別
ネットスーパー事業	ネットスーパー事業関連投資等	97,619	97,619
H事業	H事業関連機材等	31,601	13,698
共用資産	対象会社の共用資産	4,935	4,935
	合計	134,156	116,253

(2) ネットスーパー事業関連の減損処理について

ア 資産の内容

(単位：千円)

事業	資産内容	連結	個別
ネットスーパー事業	当該事業用ソフトウェア（㈱テクノメディアに対する貸付金の振替）	23,809	23,809
ネットスーパー事業	当該事業用ソフトウェア（B B㈱に対する支出）	23,809	23,809
ネットスーパー事業	A J社に対する業務運営費用の前払い	50,000	50,000
合計		97,619	97,619

イ 支出の事実

まず、株式会社テクノメディア（以下「テクノメディア」という）に対する貸付金の実在性について検討する。

テクノメディアの株式を取得して子会社化する際の株価算定書（平成25年3月26日付小倉公認会計士事務所作成）によると、同社の本店所在地は大阪府北区浪花町12-24であり、設立は平成16年2月13日、資本金1200万円、代表取締役はD Oである。当該会社に対して対象会社が平成25年11月13日に2700万円及び同年11月22日に1000万円の支出が普通預金口座（C Q銀行赤坂見附支店 口座番号■■■■■■■■■■）からなされている。また、平成25年10月18日付取締役会議事録の決議事項「(1) テクノメディア社に対する融資枠の設定及び一部融資実行について」によれば、G取締役（当時）より、テクノメディアが今後、インターネット上の販売およびこれに付随する広告事業を実現していくにあたり、商品の仕入れ・広告枠の確保のため、取引先に対する仕入れ代等が必要になるとして、上限5000万円、期間3か月ほどの融資枠を設定してほしい旨が諮られており、第1回目として来週早々に広告枠を取得するための資金として1500万円の短期融資を実施してほしい旨の説明がなされ、利害関係人であるG取締役（当時）を除いた全員一致でこれが承認されたことが認められる。よって、テクノメディアを通じてネットスーパー事業を運営しようとしていた会社の事業方針などを総合的に判断すると、貸付金は存在していたと認められる。

次に、B B株式会社に対する2500万円の現金支出について検討する。履歴事項全部証明書（平成20年9月10日付）によれば、B B㈱の本店所在地は東京都台東区松が谷一丁目3番15号であり、設立は平成4年8月21日、資本金1000万円、代表取締役はD Pである。同社と対象会社との間において平成26年3月25日付で「システム開発業務請負基本契約書」を締結しており、同契約書には会社代表印の捺印が認め

られる。同契約書の第1条において対象会社がBB㈱にシステム開発業務を委託する旨が、第4条第1項において請負金額が2500万円（消費税込）であること及び同条第2項において請負金額の支払期日が平成26年3月31日であることがそれぞれ明記されている。さらに、平成26年2月3日付で、BB社が対象会社に対し、ネットスーパー事業化に伴うシステム構築等の事業計画を示した、「ネットスーパー事業化スケジュール」と題する書面及び同社の「ネットスーパー導入ご提案書」が存在し、対象会社において当該事業に関してある程度の調査検討が行われていたことが窺える。これらのことから総合的に判断して、BB㈱に対する現金支出2500万円については、これが存在していたと認められる。

AJ社に対する5000万円の現金支出について検討する。履歴事項全部証明書によれば、AJ社の本店所在地は東京都千代田区神田東紺屋町30番地であり、設立は昭和27年3月24日、資本金8400万円、代表取締役AIである。同社と対象会社との間で平成26年3月28日付の「業務委託契約書」が締結されており、会社代表印の捺印も認められる。同契約書の第2条（業務の委託）第1項（1）において対象会社の所有する「ネットスーパーサイト」の運営業務が明記されている。また、第3条（報酬）第1項において「月額報酬400万円（消費税別）」の記載があり、第5条（期間）において有効期間は平成26年6月1日から平成27年5月31日である旨の記載がある。同契約書の文言からは有効期間に関する業務委託料を全額前払いする記載はないが、月額業務委託料の税込金額420万円（消費税率5%を前提）の有効期間分の総額は5040万円であり、前払費用として計上した5000万円とほぼ近似している。菊地博紀の供述によると1年分を一括前払いすれば、5040万円から値引きして5000万円にしてくれるとG取締役（当時）から説明を受けたとのことである。また、平成26年3月28日付で「受領証」が存在し、AJ社の会社代表印が捺印され、受領金額が5000万円と明記されている。これらのことから総合的に判断して、AJ社に対する5000万円の現金支出は存在していたと認められる。

ウ ネットスーパー事業関連の減損処理の妥当性

（ア）減損に至る経緯

ネットスーパー事業に関しては、当初対象会社の連結子会社であるテクノメディア社で実施しようと考えていたが、対象会社において当該事業を推進することとなった。その理由は、スーパー事業は対象会社の本業であること、卸事業との連携を取りやすいこと、テクノメディア社は広告が主要事業であるため、ネットスーパー事業になじまないことなどである。当該事業に関して、システム開発や運営委託費用を支出していたが、対象会社において事業計画の再検討を実施した結果、当該事業については利益計上までに時間がかかること、運営業務委託先が旧経営陣支援者であること、追加として必要となる経営資源を衡量すると、事業継続を断念すべきとの方向性が固まりつつあることなどから、その全額に対して減損損失を計上するに至った。

（イ）減損処理した根拠

対象会社は、上記の資産に関して以下の判断により減損処理を行っている。

ネットスーパー事業に関するソフトウェア及び業務運営のための前払費用に関しては、ABの関係者であるAAなどの旧経営陣が行った投資であり、平成27年3月期第1四半期において旧経営陣の退陣により当該事業の推進が困難となったことを理由に減損の兆候があると判断している。これは、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 最終改正；平成21年3月27日 以下「適用指針」という）第13項における「使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合」に照らして、同項（1）「資産又は資産グループが使用されている事業を廃止又は再編成すること。」に該当すると判断したと考えられる。

なお、回収可能価額の算定については、正味売却価額（適用指針第28項から第30項）及び使用価値（適用指針第31項から第35項）ともに保守的に見積もってゼロとしており、帳簿価額全額について減損損失を計上している。

（ウ）結論

ネットスーパー事業について対象会社の資金繰りの状況や旧経営陣の退陣による事業継続の困難性から追加投資して事業立ち上げまで遂行していくのは厳しいものと判断される。よって、適用指針第13項に基づく減損の兆候があったとの判断には合理性がある。

事業継続が困難となった事業に関するソフトウェア仮勘定及び運営費用の前払費用相当額を第三者が有償で譲り受けることは現実的ではないし、当該事業から将来キャッシュ・フローを見込むことはあまりに楽観的といえる。よって、(イ)に記載のとおり、平成27年3月期第1四半期においてネットスーパー事業関連の資産について回収可能価額をゼロと見積り、帳簿価額全額の減損処理をしたことは不適正とはいえない。

（3）H事業関連の減損処理について

ア 資産の内容

（単位：千円）

事業	資産内容	連結	個別
H事業	H機材一式	11,241	11,241
H事業	事務所内間仕切り移設工事	400	400
H事業	事務所内間仕切り工事	364	364
H事業	POSシステム	359	359
H事業	勘定奉行テクノメディア複数企業ライセンス・保守	1,171	1,171
H事業	その他備品	161	161

H事業	ベジスタ分の造作・建具類及び電気設備工事等の建物附属設備	17,902	-
小計		31,601	13,698

イ H事業関連の減損処理の妥当性

(ア) 減損に至る経緯

対象会社はその完全子会社である株式会社ベジスタを通じて、平成26年3月3日からH事業を開始した。当該事業は、フィットネス&トリートメント事業と称し、フィットネス&サロン施設の運営やフィットネス関連商材の販売を行うという内容であり、対象会社のG取締役（当時）を中心に展開されていた。しかし、営業状況は売上・利益ともに予想を大幅に下回っており、毎月多額の資金不足を抱えている状況であった。平成26年6月末の段階で損益は営業開始から累計で約2300万円の損失を計上しており、毎月300万円程度の営業赤字を継続して計上するまでに経営が悪化していた。そこで、対象会社は平成27年3月期第1四半期においてH事業に関連する什器備品等について帳簿価額全額について減損損失を計上するに至った。

(イ) 減損処理した根拠

対象会社は、上記の資産に関して以下の判断により減損処理を行っている。

まず、(株)ベジスタが保有するH関連の建物附属設備及び対象会社が保有するベジスタ機材については、(ア)に記載のとおり赤字計上が継続しているため、今後事業譲渡が予定されていることを理由に減損の兆候があると判断している。これも、適用指針第13項における「使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合」に照らして、同項(1)「資産又は資産グループが使用されている事業を廃止又は再編成すること。」に該当すると判断したと考えられる。

なお、回収可能価額の算定については、正味売却価額（適用指針第28項から第30項）及び使用価値（適用指針第31項から第35項）ともに保守的に見積もってゼロとしており、帳簿価額全額について減損損失を計上している。

(ウ) 結論

H事業について事業立ち上げ当初から営業損益が継続的にマイナスであり、対象会社の資金繰りの状況などを勘案すると、事業規模の大幅な縮小や事業の廃止等が相当程度に予想される状況であったと判断される。よって、適用指針第13項に基づく減損の兆候があったとの判断には合理性がある。

また、営業損益が継続的にマイナスとなっている事業に関する造作等の什器備品を第三者が有償で譲り受けることは現実的ではないし、当該事業から将来キャッシュ・フローを見込むことはあまりに楽観的といえる。よって、(イ)に記載のとおり、平成27年3月期第1四半期においてH事業関連の資産について回収可能価額をゼロと見積り、帳簿価額全額を減損処理しているのは妥当と判断される。平成27年3月期第1四半期以降

の事象であるが、平成26年9月4日付でH事業は事業譲渡が成立し、その際の譲渡価額も0円であった。

(4) 共用資産の減損処理について

ア 資産の内容

(単位：千円)

事業	資産内容	連結	個別
その他共用資産	東海赤坂ビル賃貸に伴う契約金	2,537	2,537
その他共用資産	虎ノ門事務所移転諸経費	2,398	2,398
小計		4,935	4,935

イ 共用資産の減損処理の妥当性

(ア) 減損処理した根拠

対象会社は、上記の資産に関して以下の判断により減損処理を行っている。

共用資産については、対象会社が平成27年3月期第1四半期において多額の特別損失の計上により債務超過となっており、共用資産に関して適用指針第16項「共用資産の減損の兆候」(1)「共用資産を含む、より大きな単位について、第12項から第15項における事象がある場合」に基づき、共用資産について適用指針第13項における「使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合」に照らして、同項(1)「資産又は資産グループが使用されている事業を廃止又は再編成すること。」に該当し、減損の兆候があると判断したと考えられる。

回収可能価額の算定については、正味売却価額(適用指針第28項から第30項)及び使用価値(適用指針第31項から第35項)ともに保守的に見積もってゼロとしており、帳簿価額全額について減損損失を計上している。

(イ) 結論

対象会社は平成27年3月期第1四半期において3億8800万円もの債務超過に陥っており、会社単位というより大きな単位でみて事業規模の大幅な縮小などが相当程度に予想されたことから、適用指針第16項(1)及び第13項(1)に基づく減損の兆候があったとの判断には合理性がある。

また、共用資産は通常有償で譲渡できる性質のものではなく、会社単位で債務超過に陥っていることから共用資産から将来キャッシュ・フローを見込むことはあまりに楽観的といえる。よって、(ア)に記載のとおり、平成27年3月期第1四半期において共用資

産について回収可能価額をゼロと見積り、帳簿価額全額を減損処理は不適正とはいえない。

1.2 株式会社ARに関する訴訟損失引当金計上について

対象会社は、株式会社AR（以下「AR社」という）よりアドバイザー・フィー等として、合計4273万7712円を請求する訴えを提起されている。他方、対象会社においては、請求債権のうち675万3600円を未払金として計上し、請求金額との差額である3598万4112円を平成27年3月期第1四半期において訴訟損失引当金として計上しているが、この会計処理の適否が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア AR社は、投資業、有価証券の保有、運用及び売買、有価証券等に係る投資顧問業等を目的とする株式会社である（資料12-1）。

イ 対象会社とAR社との間では平成24年11月1日付「フィナンシャル・アドバイザー・サービス契約書」（以下「本件アドバイザー契約」という）が締結されている（資料12-2）。

同契約においては、対象会社の資金調達及び資本の異動に関するアレンジメント業務をAR社に依頼し、同業務のアドバイザー・フィーを成功報酬として、「調達金額及び異動額の5%相当額」とすること、新株予約権の取得条項の行使等の事由により新株予約権の権利行使がなされないことが確定した場合には、未行使残高の5%を支払うこと（以下「本件未行使条項」という）が約されている（資料12-2、第5条）。

ウ 対象会社とAR社との間においては、同年12月25日付で、対象会社が検討している連結子会社株式会社BTの株式譲渡、事業譲渡、第三者割当増資当の資本政策に関するFA業務、財務デューデリジェンス対応業務及び株主価値評価業務をAR社に委託する旨の「業務委託契約書」（以下「本件業務委託契約」という）が締結されている（資料12-3）。本件業務委託契約のうち、第2条のFA業務の成功報酬について、平成25年3月1日付合意書で変更する旨の合意（以下「本件合意書」という）がなされている（資料12-4）。

エ 対象会社は、同月4日、CD株式会社（以下「CD」という）に対し8850個の新株予約権（以下「本件新株予約権」という）を発行（新株予約権1個あたりの払込金額12万円）し、合計10億6961万1000円の資金調達を行なっている（資料12-5）。

オ 本件新株予約権発行により、同年6月1日から同月30日までの間に、対象会社は新株予約権の権利行使により払込総額1億2864万円の資金調達（以下「資金調達A」という）が実現されている（資料12-6）。

カ 対象会社の同年10月16日付IR情報「第4回新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ」（資料12-17）には、本件新株予約権に関して、割当先であるCDが、保有する新株予約権1286個の全部を、BC（以下「BC」という）に譲渡することが取締役会で承認され、同月17日に譲渡されることとなった旨記載されている。対象会社には、これに対応する、同月16日付取締役会議事録（資料12-18）が存在する。

BCは、同年9月30日の時点で、すでに対象会社の株式を10万80株保有する株主であった（資料12-17）。

キ その後、対象会社においては、同年10月1日から同月31日までの間に、上記新株予約権の権利行使による払込総額1億3992万円の資金調達（以下「資金調達B」という）が実現されている（資料12-7）。権利行使を行なったのは、本件新株予約権を譲り受けたBCである（資料12-19, 12-20, 12-21, 12-22）。

ク 他方、対象会社は、同年4月27日、CDから新株予約権2750個を自己取得した（以下「本件自己株式取得」という）。本件自己株式取得の理由につき、対象会社のIRには、対象会社の連結子会社であるBT売却に伴い、同社の事業増強費用（330百万円）が不要となったため、当該支出に伴う分についての新株予約権について、対象会社の意思決定により、「第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ」（iii）取得条項（当社の要請による取得）に基づき行なう旨記載されている。

ケ BTと株式会社DQ（以下「DQ」という）との間において、平成同年3月15日付で事業譲渡契約が締結され、同月21日、BTはDQに事業譲渡された（以下「本件BT譲渡」という）（資料12-8）。譲渡代金は4億6200万円とされ、そのうち4億3200万円については同日決済が行なわれた（資料12-9）。

コ AR社からは、対象会社宛に、以下の各請求に係る請求書（請求金額合計4273万7712円）が発行されており、また、AR社代理人弁護士DR外1名からの当委員会委員長宛平成26年11月14日付「回答書」も、ARが、対象会社に対し、合計4273万7712円の未払アドバイザー・フィー債権及び業務委託料債権を有する旨主張している（資料12-10）。

① 資金調達Aを成功事由とする、アドバイザー・フィー675万3600円（税込）の請求（資料12-11）

② 資金調達Bを成功事由とする、アドバイザー・フィー734万5800円（税込）の請求（資料12-12）

③ 本件自己株式取得が、本件業務委託契約第5条の「新株予約権の取得条項の行使等の事由により新株予約権の権利行使がなされないことが確定した場合」に該当するとして、1732万5000円のアドバイザリー・フィーの請求（資料12-13）

④ 本件BT譲渡完了により、譲渡代金の残額2693万6458円につき、本件合意書(1)に基づき、1131万3312円（税込）の業務委託料の請求（資料12-14）

サ AR社は、同年7月28日付で、対象会社に対し、本件アドバイザリー契約及び本件業務委託契約に基づき、合計4273万7712円の未払アドバイザリー・フィー及び業務委託料の支払いを求めて、東京地方裁判所に訴訟提起を行っており（東京地方裁判所平成26年（ワ）第19335号業務委託料請求事件、原告株式会社AR、被告対象会社）、現在訴訟係属中である（以下「本件訴訟」という）（資料12-15）。

シ 対象会社は、本件訴訟において、本件アドバイザリー契約及び本件業務委託契約が締結されたことは争わず、

（ア） ①の支払義務については認めるものの、

（イ） アドバイザリー・フィーとは、新株予約権の引受先紹介手数料であるところ、資金調達Bは本件アドバイザリー契約に基づくものではなく、対象会社が平成25年10月中に調達した金1億3992万円は、全て個人投資家であるBCが新株予約権を行使したものであり、これは対象会社取締役であったGが、以前から面識のあったBCに対して勧誘を行なった結果であって、AR社は何の関与もしていないとして、②のアドバイザリー・フィーの支払義務を、

（ウ） 本件未行使条項は公序良俗に反し（暴利行為）無効であり、また、仮に同条項が有効であったとしても、本件新株予約権自己取得は本件アドバイザリー契約に基づくものではなく、対象会社が東京証券取引所から指導を受け、自らの判断に基づき取得したものであるとして、③の支払い義務を、

（エ） 本件合意書における報酬約定は公序良俗に反し（暴利行為）無効であるなどとして、④の支払い義務は認めるものの、その金額を、それぞれ争っている（資料12-16）。

（2） 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

対象会社は、AR社よりアドバイザリー・フィー等として、合計4273万7712円を請求され、請求債権のうち3598万4112円の支払義務を争って訴訟追行中である。

対象会社は、有価証券等に係る投資顧問業等を目的とするAR社との間で、アドバイザリー契約及び業務委託契約を内容とする契約を締結しており、実際に、対象会社において、同契約後、2回に亘る新株予約権行使による資金調達、対象会社による自己株式取得、及びBT事業譲渡という各事象が実現されている。

しかし、上記各事象のうち、資金調達Bに関しては、元々対象会社の大株主であったBCが本件新株予約権を譲り受け、これを行使したものであって、AR社のアドバイザー業務とは無関係と云いうること、本件自己株式取得は、対象会社のIRにあるように、対象会社の連結子会社である株式会社BT売却に伴い、同社の事業増強費用3億3000万円が不要となったため、対象会社自身の意思決定により、取得を行なったものであって、AR社のアドバイザー業務とは無関係と云いうること、本件事業譲渡に関しても、本件合意書(1)に基づく業務委託料の算定方法については、解釈の余地があり得ることから、対象会社が、請求に係る費用のうち、資金調達Aに係るアドバイザー・フィーのみを未払金として計上していることには合理性が認められる。

一般に、訴訟損失引当金は、訴訟が過去の事象を対象としており、訴訟損失が発生する可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる場合に認識するものとされる。

対象会社においては、AR社との訴訟につき、過去の事象を対象として現在係争中であり、訴訟損失が発生する可能性があり、その金額を見積もって3598万4112円を訴訟損失引当金として計上しているものであって、妥当な処理である。

(3) 会計処理の妥当性

以上のおりであるから、対象会社が、AR社からの請求債権のうち、675万3600円を未払い金として計上し、請求金額との差額である3598万4112円を訴訟損失引当金として計上している会計処理は不適正とはいえない。

第6 簿外債務その他不正会計の疑いのある事項に関する調査

1 B L株式会社の貸金債権について

B L株式会社(以下「B L」という。)が、平成23年10月24日に1000万円を、弁済期同年12月19日として貸し付けた旨が記載された金銭消費貸借契約書(資料1-1)及びB Lと対象会社との間の平成23年8月10日に、同月22日を弁済期とした元本1200万円の内元金1126万6400円についての債務弁済契約をなした旨記載された債務弁済契約書(資料1-2)が存在する。これに対し、対象会社の帳簿において、対象会社が平成23年8月10日にB Lから1200万円を借入れた旨の記載はなく、平成23年10月24日に1000万円を借入れ、同日100万円を弁済した旨記載されている。その上で借入金残高の900万円については平成24年3月期末までに、株式会社D S(以下「D S」という)に変更され、平成24年3月期末においてはB Lからの借入金残高はない。なお、D Sの残高は、平成25年3月期において全額返済されている。

そこで、上記会計処理の適否が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 平成23年10月24日付借入金債務について平成23年10月24日付金銭消費貸借契約書(資料1-1)には、この日B Lが対象会社に1000万円を貸し渡し、同社がこれを受領した旨が記載されており、同日付け債務弁済契約書(資料1-2)にも、この債務負担を確認する旨の記載がある。これらのいずれの文書には、各当事者の代表印が押捺されている。

平成23年12月19日付株式譲渡担保権設定契約書(資料1-3)には対象会社がB Lに対し「平成23年10月24日付金銭消費貸借契約書2通による下記債務元金2126万6400円を負担していることを確認する。」という記載がある(「金銭消費貸借契約書2通」と記載されているが、同日付けの金銭消費貸借契約書は元本1000万円に関するもののみであるから、債務弁済契約書と混同しているものと思われる)。対象会社においては、この点について稟議が実行されたという確たる証拠はないが、稟議書の起案はなされ、稟議未完了の稟議書は存在している(資料1-11)。

次に、平成24年3月期の総勘定元帳の短期借入金平成23年10月24日の欄にはB Lから1000万円を借り入れ、同日100万円を弁済したとの記帳があるが、この帳簿上の記載は、平成25年3月期の総勘定元帳には存在しない。

Aは、この短期借入金については、A Bが交渉して借り入れ、現金の受渡しも同人が行っている、借入目的は運転資金として借り入れたこと、平成24年3月期には帳簿残高がなくなっているが、平成24年3月期中にD Sに債権譲渡され、平成24年7月頃には全額弁済され、帳簿上処理されていると述べた。

BLは、上記債権についての照会について一切回答しないし、これまで、催告及び訴訟手続などの回収手続をとっていない。

イ 平成23年8月10日付け金銭消費貸借契約について

平成23年10月24日付け債務弁済契約書（資料1-2）は、BL及び対象会社を契約当事者として両者の会社代表印が押印されているところ、同契約書には、以下の記載がある。BLは、平成23年8月10日、対象会社に1200万円として貸付け、対象会社代表者Aは現金で受領したものの、本日に至るまで同人から弁済がない。本日、対象会社代表者博紀はBLに対して100万円を支払い、これを上記貸付の利息及び元金に充当の上、同貸付の残債務が1126万6400円であることを確認する。対象会社代表者Aは上記残債務につき平成23年12月19日に一括弁済する。

この点、Aは以下のように述べる。同日BLに100万円を支払ったことは事実のようである。ABから聞いたところでは、債務承認の対象となっている債務は、元は株式会社DT（以下「DT」という）からの借入金であった。DTはBL取締役のDU（以下「DU」という。）の夫の経営する会社であるが、平成23年8月頃、DTの経営状態が悪いため、債権の帰属を移す必要があり、2000万円の残債権の内、1200万円分を債権譲渡したいという申出がなされた。

Aは上記債権譲渡に従った記帳がなされていない理由については、本来平成24年3月期に振替処理するべきであったが、それがなされていない理由はわからないと述べ、更に決算書上、現在も未だDTの2000万円の短期借入金が計上されたままになっており、この内800万円がDTに対する債務であり、1200万円がBLに対する債務であると述べる。

なお、菊地博紀は、本件で関わったのは平成23年10月の調印の前後のみのごく短期間であり、BL側との交渉は、ほとんどAB及びYが行っていたとも述べた。

ウ その他の書面の存在

(ア) BLから対象会社宛の平成24年1月27日付け株式譲渡担保権実行通知書（資料1-4）

「平成23年付けで締結しました「株式譲渡担保設定契約書」の規定に基づき」株式会社旅籠の株式6630株について譲渡担保権を実行するとの記載がある。

(イ) BLと株式会社DV間の平成23年10月24日付け承諾書（資料1-5）

平成23年10月24日付け金銭消費貸借契約書及び債務弁済契約書記載の各債務の担保のために差し入れた旅籠の株式の処理について株式会社DV（以下「DV」という。）と対象会社間の旅籠の営業権の営業譲渡契約を破棄することを定めている。

(ウ) 対象会社とBL間の平成23年12月19日付け確認書（資料1-6）

平成23年12月19日付けで対象会社とBL間の平成24年10月24日付け債務弁済契約書及び金銭消費貸借契による2126万円6400円の債務について、その弁済

を第三者が行うことがあること、その弁済がなされた場合その第三者がBLに代位することについて異議を述べないことの確認がなされている。

(エ) 金銭受領書 (資料1-7ないし10。いずれも写し)

- ①資料1-7 BLが平成24年1月29日にYが債務弁済契約の弁済金として1000万円を受領した旨の記載がありBLの代表印が押捺されている。
- ②資料1-8 BLが平成24年2月29日にYから債務弁済契約の弁済金として600万円を受領した旨の記載がありBLの代表印が押捺されている。
- ③資料1-9 BLが平成24年3月30日にYから債務弁済契約の弁済金として300万円を受領した旨の記載がありBLの代表印が押捺されている。
- ④資料1-10 BLが平成24年4月17日にYから債務弁済契約の弁済金として310万円を受領した旨の記載がありBLの代表印が押捺されている。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 平成23年10月24日付の元本1000万円の金銭消費貸借に基づく借入金債務については借入れの事実を菊地博紀も認めており、帳簿上も対応する記載があることから、契約書記載のとおり対象会社による借入れがあったものと認められる。その後その債権はDSに譲渡され、同社に対して対象会社が弁済したと認められる。

イ 平成23年10月24日付債務弁済契約書に関し、まず、同日対象会社が100万円を支払った事実については、菊地博紀もその事実を認め、対象会社の帳簿上にもそのように記載されていることから認められる。

一方、同契約書には平成23年8月10日付けで対象会社がBLから1200万円借り入れた旨が記載されている。しかし、そのような借入れを基礎付ける契約書または金銭受領書が確認できないこと及び会計帳簿上DTからの2000万円の借入記載が平成23年10月24日時点で既に存在し、菊地博紀は、DTからの借入れにつき債権者をBLとする趣旨で上記債務弁済契約書が作られたと供述していることからすれば、平成23年8月10に対象会社がBLから借入れを行っていた事実は認められない。

このように、平成23年10月24日付債務弁済契約書の趣旨はDTからBLへの債権譲渡にあるところ、この債権譲渡については、両債権者間の譲渡契約書や対象会社に対する譲渡通知などの証拠が存在せず、特に債務者対抗要件が具備されていないことからすると、譲受人と債務者の弁済合意は意味がないし、結局未だDTが債権者のままであるとするのが法的な帰結である。

このDTとBLの関係について、菊地博紀は、DTがBLの取締役のDUの夫の会社であるとABから説明を受けたと述べるが、DTの役員にはDUの関係者がいるかどうかは両社の登記状況をみても必ずしも判然とせず(資料1-12 BLの商業登記現在情報、資料1-13 DTの商業登記閉鎖登記現在情報)、この菊地博紀が聞いたABの説

明の信憑性は乏しい。これのみをもってしては債権譲渡の事実を認定することはできない。

したがって、平成23年10月24日付け債務弁済契約書に記載された同年8月10日付け金銭消費貸借契約は実体を伴わないものというべきであり、その支払約束には効力がない。

ウ 他方、資料1-7ないし10には、Yが平成24年1月29日に1000万円、同年2月29日に600万円、同年3月30日に300万円、同年4月17日に310万円をBLに弁済していることに対応する受領証が存在し、その受領証の但書には「債務弁済契約一部返還金」という記載がある。

これは、前記債務弁済契約で確認されている債務の弁済と思われるが、この動機については、前記譲渡担保権実行通知を受けて、旅籠を守るために弁済したものと推測はできるものの確証はない。結局、Yによる弁済の事実の存否については、Yからこれら資料の写しの提出がなされているのみであり、その顛末は不明と言わざるを得ない。よって、上記資料をもって弁済がなされたと認めることはできない。

仮にYにより対象会社のために代位弁済がなされたものであっても、これは、存在しない債務についての弁済である。

(3) 会計処理の妥当性

上記検討のとおり、対象会社は平成23年10月24日に1000万円の借入れを行い、100万円につき弁済した。残債務についてはその後BLからDSに債権譲渡がされ、対象会社は同社に残債務を弁済した。

対象会社の帳簿は上記事実を反映したものとなっているため、対象会社の会計処理が不適正とはいえない。

2 ANの貸金債権について

対象会社とAN（以下「AN」という。）の間には、対象会社を借主とし、ANを貸主とする平成25年6月18日付元金3億円の金銭消費貸借契約書の写しが存在し、別に宛先人白地の対象会社作成同月25日付元金3億円の金銭消費貸借契約書の写しがある。対象会社はANから同年8月29日前者の元金3億円の支払いを請求され、同年12月に訴えを提起された。しかし、対象会社は平成26年3月期（第69期）にこれら借入金会計帳簿上債務として計上していない。

そこで、上記会計処理の適正性が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 対象会社とAN（以下「AN」という。）との間には、ANが、平成25年6月18日対象会社に対し、1億5000万円を、同月21日同額を、いずれも返済期日及び返済金につき同年7月1日2億円、同月5日3000万円及び同月25日1億円、利息は年5%として、返済期日に元本と併せて支払う旨の約定で貸し付けた旨の同年6月18日付金銭消費貸借の写し（資料2-1）がある。この消費貸借契約には、保証人として菊地博紀の住所氏名が印字され、同人の印鑑が押捺されており、また、保証人として手書きでABの署名押印があり、下部余白に同じ筆跡で「もし返済出来ない場合は全財産を投げ受けて返済します」と記載されている。その他、宛先人白地の対象会社作成同月25日付元金3億円の金銭消費貸借契約書の写し（資料2-2）がある。対象会社作成のAN宛金1億5000万円の同月18日付受領書の写し（資料2-3）、対象会社作成のAN宛金1億5000万円の同月21日付受領書の写し（資料2-4）が存在する。対象会社にはこれらの原本は保管されておらず、上記写しは、いずれもYが対象会社の社内調査委員会の調査を受けた際提出したものである。

イ 上記アの各書面に押捺された印影は対象会社の実印の印影である。

ウ 平成26年8月29日、ANから6月18日付の貸金の返還を請求する内容証明郵便が送付され（資料2-7）、その頃、対象会社に到達した。

エ 当委員会がこれら貸金債権の存否についてANに照会したところ、AN代理人弁護士から、債権は運転資金として平成25年6月18日に1億5000万円、平成25年6月21日に1億5000万円の合計3億円を返済期日及び返済金につき同年7月1日2億円、同月25日1億円の約定で貸し渡しており、元金3億円の貸金債権が全額存在し、弁済や債務免除の事実はないので、訴訟準備中である旨の回答を得た（資料2-5, 6）

オ ANは、対象会社に対し、平成26年12月3日訴額3億51万3698円の東京地方裁判所平成26年（ワ）第32108号貸金請求事件を提起し、書証として、前記6月18日付金銭消費貸借契約書、前記受領書2通、対象会社の平成25年5月14日付け印鑑登録証明書（資料2-12）、菊地博紀の平成26年2月18日付け印鑑登録証明書（資料2-13）及び菊地博紀の平成25年6月12日付け印鑑登録証明書（資料2-14）を提出した。

カ Yは、当第三者委員会のヒアリングの際に、上記ア記載の金銭消費貸借契約書等につき、「自分はABが行ったことの内容は知らない」「自分は原本は所持していない」旨述べた。

キ 菊地博紀は、同人作成の平成26年3月28日付シャンハイ・ヒュージリーフ・インベストメンツ社宛の経緯説明書に、平成25年6月の出来事として、「改めて平成2

5年6月中に、当社とDWの間で当社がDWから3億円を借り入れる旨の金銭消費貸借契約書を結びました」「ABに当社の代理人として大阪に行ってもらい、DWから3億円を受け取ってきてもらうこととしました。そうしたところ、ABは、DWから受け取ったと思われる3億円を当社に入金することなく使ってしまう、当社には全く現金が入らないまま、DWとの金銭消費貸借契約のみが宙に浮いてしまう形になりました」との記載をした。

また、当委員会に対し、平成25年6月頃、大阪のDWなる人物から3億円を借り入れることができることになったとABに持ちかけられ、金銭消費貸借契約書の借主欄及び保証人欄にそれぞれ実印を押捺のうえ、ABに交付したところ、ABが現金3億円を持参するとしたまま持参せず、金銭消費貸借契約書の返却もなされていない。自分は契約日とされる日に大阪に行ったことはなく、ANなる人物に会ったこともない旨述べる。さらに、平成26年6月25日付金銭消費貸借契約書の写しには、借主として対象会社の代表者、連帯保証人として対象会社の元代表者菊地博紀の自筆らしき署名捺印があるが、同人は、契約書の存在すら知らないし連帯保証をした事実もなく、平成26年6月25日付金銭消費貸借契約書の原本は存在しないはずである旨述べる。

ク 対象会社からABに代理権を授与する委任状が交付された形跡は一切ない。

ケ 菊地博紀の手帳には、平成26年6月18日、同21日、同25日のいずれも大阪に行ったとの記載はなく、東京にいたとの記載がある（資料2-10）。

コ 菊地博紀は、前記ケの各日時に対象会社の東京事務所から多数のメールを発信している（資料2-11）。

サ 対象会社がANから3億円の金銭消費貸借契約をすることにつき、取締役会決議が行われた形跡はなく、稟議書、取締役会議事録は存在しない。

シ 菊地博紀作成の平成26年7月24日付経緯書には、「平成25年7月16日、DWから訪問要請があったことから、DYと共に当社に入金がなかった状況を説明に訪問、その際「人が死んでもおかしくない金額」と脅される。」との記載がある。

ス 次項「3 株式会社BDの対象会社に対する貸金債権について」で認定するとおり、株式会社BDのDXは平成13年5月23日、埼玉県警に社員権投資詐欺容疑で逮捕されているところ、対象会社にDYを紹介したのは、DXである。

セ 次項「3 株式会社BDの対象会社に対する貸金債権について」で認定するとおり、DYは菊地博紀の携帯電話の留守番電話サービスに、貸付金の取立目的で「おまえ、こら借りた金おまえ、ばばにしよったらあかんぞ、コラ！電話してこい！」など苛烈な内容のメッセージを20分間の間に20件残した。

(2) 以上の認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 本件については元金3億円の平成25年6月18日付元金3億円の金銭消費貸借契約書の写し(資料2-1)及び平成25年6月25日付元金3億円の金銭消費貸借契約書の写し(資料2-2)の2通の金銭消費貸借契約書の写しが存在し、金1億5000万円の平成26年6月18日付受領書の写し(資料2-3、金1億5000万円の平成26年6月21日付受領書の写し(資料2-4)が存在する。これら書面に押捺された印影自体からは対象会社の実印が押印されていると認められることから、特段の事情のない限り、当該金銭消費貸借契約書記載の法律行為及び金銭交付があったと認められるべきである。そこで、以下、特段の事情の有無について検討する。

イ ANが主張する元金3億円につき、平成25年6月18日付元金3億円の金銭消費貸借契約書の写し(資料2-1)及び平成25年6月25日付元金3億円の金銭消費貸借契約書の写し(資料2-2)の二種類の契約書が存するところ、同じ3億円の貸金につき、弁済期や利息の約定の異なる二種類の金銭消費貸借契約書が存すること自体不自然である。しかも、上記認定事実によれば、平成25年6月25日付元金3億円の金銭消費貸借契約書の写しについては、対象会社の平成26年9月30日付き社内調査委員会の調査報告書作成の際、YがANないしABに対する元金3億円の金銭消費貸借契約に基づく債務の証拠として社内調査委員会に写しを提出したものであるが、原本の存在が不明であるばかりか、貸主欄が空白となっており、(1)キ記載のとおり、菊地博紀が署名捺印したことを否定しているうえ、同人は原本の存在すら否認しており、ANが平成25年6月25日付元金3億円の金銭消費貸借契約書の存在について言及していないことを合わせ考えると同契約書は極めて不自然なものであるといえる。この点、当委員会のYに対するヒアリングの際に、Yは、「自分はABが行ったことの内容は知らない」
「自分は原本は所持していない」旨述べていることから、貸主欄空白の平成25年6月25日付元金3億円の金銭消費貸借契約書の写しの存在をもって、ANに対する債務の証拠とすることはできない。

ウ AN及びAN代理人弁護士は、平成25年6月18日に1億5000万円、平成25年6月21日に1億5000万円の合計3億円を返済期日及び返済金につき同年7月1日2億円、同月25日1億円の約定で貸渡したと主張し、その旨の訴訟を提起した。しかし、平成26年6月21日付金銭消費貸借契約書は存在せず、平成26年6月18日付金銭消費貸借契約書は存するものの、この契約書では、平成25年7月1日2億円、同月5日3000万円、同月25日1億円の合計3億3000万円を返済するとの内容になっており、AN及びAN代理人弁護士の主張と整合しない。しかも、平成26年6月18日付金銭消費貸借契約書には、未だ到来していない日である同月21日に1億5000万円を貸渡すとの約定を同月18日に締結したことになっているが、これを金銭消費貸借契約の予約と解するとしても、返済期日及び返済金額との関係で極めて不自然な内容である。仮に、元金3億円を貸し渡して一ヶ月以内に3億3000万円を返還する合意であるとするとな資法違反の無効な合意に過ぎない。

エ 平成26年6月18日付元金3億円の金銭消費貸借契約書について、菊地博紀は、(1)キ記載のとおり、大阪のDWなる人物から3億円を借り入れることができることになった旨ABに持ちかけられ、同契約書の借主欄及び保証人欄にそれぞれ実印を押捺したところ、ABが現金3億円を持参するとしてそのまま持参せず、金銭消費貸借契約書の返却もなされていない旨述べ、(1)キ記載のとおり、菊地博紀作成の平成26年3月28日付上海ヒューズリーフ宛の経緯説明書において、対象会社がABを本件3億円の借り入れの代理人に指定したかのようにもとれる記述をしているが、同経緯説明書ではDWからの借入であると記載されているのでありANでないこと、対象会社からABに代理権を授与する委任状が交付された形跡は一切ないこと、対象会社において3億円の借入をするにつき取締役会が開催されたとの議事録は存しないことが認められるのであり、およそABに代理権を授与したとは認められない。しかも、菊地博紀の手帳によれば、平成26年6月18日、同月21日、同月25日のいずれも大阪に行ったとの形跡は認められず、かえって、菊地博紀が前記各日時には対象会社の東京事務所から多数のメールを発信していることが認められるから、ANと大阪で会うことは不可能であって、菊地博紀が大阪で前記金銭消費貸借契約をANとの間で締結することはできないから、金銭消費貸借契約に基づく返還の合意を認めることはできない。また、前記経緯書において、菊地博紀は対象会社に3億円が入金されず、金銭消費貸借契約書が「宙に浮いてしまう形になった」と記述しており（資料2-8）、対象会社に対する3億円の金銭の交付を認めることもできない。

オ 平成26年6月18日付1億5000万円の受領書及び同月21日付1億5000万円の受領書が存在するが、通常、3億円もの大金が対象会社に入金になれば、対象会社の預金通帳に入金されるか、少なくとも帳簿に記載されるのが合理的であるが、入金裏付ける客観的証拠は何もない。加えて、平成26年6月18日付1億5000万円の受領書及び同月21日付1億5000万円の受領書の根拠となる平成26年6月18日付金銭消費貸借契約書が上記のとおり不合理なものであることからすると金銭消費貸借契約の成立要件である金銭の交付を求めることはできない。

カ さらに、菊地博紀は、AN主張の返済期である平成25年6月25日の弁済期後の同年7月16日にDYから「人が死んでもおかしくない金額」と申し向けられ強硬な返済を要求され、同18日にも強硬な取り立てを受けたものの、その後、平成26年2月になるまで返済要求がなく、同月14日、突然、DY及びABら5名ほどに自動車に連れ込まれてファミリーレストランに同行を求められ、その場で半ば監禁状態で返済要求をされたことが認められる。平成26年6月26日の対象会社株主総会前日には、DYが「お前、ほんまに殺すぞ」「お前、こら借りた金お前、ばばにしよったらあかんぞ、こら。電話してこい」「俺の借金ばばにできるおもたら殺すぞ」などとの留守番電話の伝言を残し、これが録音されていることが認められる（資料2-9）。

キ しかし、ANが真実3億円を対象会社に貸し渡したとすると、上記DWないしDYの行為は、3億円もの債権がある債権者の行動であるとにわかに首肯しえず、社会的

規範に則り経済活動を行う通常の主体とは考え難いものであって、極めて不合理な態度と言わざるを得ない。そもそも、ANとDYとの関係も不明であるところ、DYを紹介した株式会社BDのDXは平成13年5月23日、埼玉県警に社員権投資詐欺容疑で逮捕されており、同人と反社会的勢力との関係も疑われるところであり、正当な債権者が法的手段を取らず、脅迫的取り立てをする理由も合理的ではない。

ク 当該金銭消費貸借契約は多額の金銭の借入れであるところ、対象会社において取締役会決議が行われた形跡はなく（議事録が存在しない）、稟議もなされていない（稟議書が存在しない）。取締役会決議のない行為は、相手方が取締役会決議を欠くことを知り又は知ることができたときは無効な行為であり、前記認定事実によれば、ANは多額の貸し付けをするにつき、対象会社が取締役決議を欠くことを容易に知り得たといえるのであって、対象会社に法律効果が帰属することはない。

（3） 会計処理の妥当性

以上からすれば、対象会社とANとの間に元金3億円の金銭消費貸借契約に基づく返還合意が成立したとは認められず、金銭の交付を受けていないと認められるから、特段の事情が認められるというべきである。よって、対象会社とANとの間に元金3億円の金銭消費貸借契約が成立したことを認めることは困難であるから、対象会社が債務として計上しなかった会計処理が不適正とはいえない。

3 株式会社BDの貸金債権について

株式会社BD（以下「BD社」という。）が平成25年2月26日対象会社に対し1100万円を、弁済期を平成25年（契約書の平成23年の記載は誤字と認める）3月28日として貸し付けた旨が記載された同日付金銭消費貸借契約書（資料3-1）及びBD社が平成25年5月16日対象会社に対し2000万円を、弁済期を平成25年3月28日として貸し付けた趣旨の記載された金銭消費貸借契約公正証書（資料3-7）があり、対象会社にはこれら借入金債務があると考えられるが、同社の会計帳簿上、この借入金債務の記載はない。

そこで、上記会計処理の適正性が問題となる。

（1） 当委員会の調査によれば、以下の事実が認められる。

ア 平成25年2月26日付借入金債務について

（ア）平成25年2月26日付け金銭消費貸借契約書には、BD社が対象会社に対して弁済期を平成25年3月28日として1100万円貸し渡し、同社がそれを受領した旨が記載され、対象会社の会社代表印が押されている。

（イ）対象会社作成名義の同日付け受領書（資料3-2）には、同社がBD社から1100万円を受領した旨が記載され、対象会社の会社代表印が押されている。この受領書

には、借入金のうち1000万円は、菊地博紀の個人口座に振り込むよう記載され、現にこの金額が受領書の日付と同日に菊地博紀の個人口座に振り込まれている。

(ウ) BD社の代理人は、平成26年6月24日、対象会社に対し、上記金銭の支払催告をした(資料3-3)。

(エ) 上記借入れが社内稟議や取締役会で取り上げられた形跡はない。

(オ) 平成25年3月28日付けで株式会社DZ(代表取締役DX)が菊地博紀個人宛てに、平成25年2月26日付貸金の返済金として1100万円を受領した旨の領収書を発行している(資料3-6)。

(カ) 菊地博紀は、上記借入れはABの依頼に基づき菊地博紀がABに用立てるために行ったものであり、対象会社の事業活動のためになされたものではない旨、また、BD社のためにこの契約締結を担当したDXも、菊地博紀が個人利用目的で対象会社の名前において借入れを行うことを当然認識していたこと、上記契約書にBD社の代表者として記載されたBR及び前記DXはBD社の実質的経営者であるDYの一味であり、両人は同じくDYが実質的経営者である株式会社DZの代表取締役を歴任していること(資料3-5)を述べる。

イ 平成25年5月16日付借入金債務について

(ア) 平成25年5月16日付金銭消費貸借契約公正証書には、BD社が対象会社に対して弁済期を平成25年5月31日として2000万円を貸し渡し、対象会社は同金銭を受領した旨執行受諾文言付きで記載されている。

(イ) BD社は対象会社に対して平成26年6月24日上記金銭の支払催告を行い(資料3-3)、同年7月25日には同社が上記証書に基づき有する貸金債権を被担保債権として、対象会社に対する債権差押命令が発令された(資料3-8)。

(ウ) 当委員会は、本件公正証書記載のBD社、BR及び支払催告書に記載されている同社代理人弁護士事務所に、BD社が対象会社に対して有する債権の存否について照会したが、BD社については宛所尋ねなしで返却され、他の者も回答しなかった。

(エ) DYは菊地博紀の携帯電話の留守番電話サービスに、上記貸付金の取立目的で「おまえ、こら借りた金おまえ、ばばにしよったらあかんぞ、コラ！電話してこい！」など苛烈な内容のメッセージを20分間の間に20件残しており(資料3-9)、その態様は恐喝と評価しうるものである。

(オ) DXは、平成25年5月23日に組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反で逮捕された(資料3-10)。

(カ) 菊地博紀は、対象会社がBD社から金銭の借入れをするために上記公正証書を予め作成したものの、DYから2000万円はDXに渡したのでDXから受け取ってくれと言われた、DXから金銭を受領しようとした矢先に同人が逮捕されて受領できず、そのまま金銭の交付を受けていないと述べる。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 平成25年2月26日付借入金債務について

株式会社の代表者が、表面上会社の代表者として法律行為をしたとしても、それが代表取締役個人の利益をはかるため、その権限を濫用してされたものであり、かつ、相手方が当該代表取締役の真意を知り、または知りうべきであったときは、当該法律行為の効力は会社につき生じない（最高裁昭和51年11月26日第二小法廷判決）。

菊地博紀は、(1)ア(カ)記載のとおり、上記借入れが対象会社の事業活動のためされたものではなく、契約相手方の高井もそのことを認識していたと述べるが、この供述は、同(イ)記載のとおり、借入金のうち1000万円は、菊地博紀の個人口座に振り込むよう記載され、現にこの金額が受領書の日付と同日に菊地博紀の個人口座に振り込まれていること及びこの受領書には、借入金のうち1000万円は、菊地博紀の個人口座に振り込むよう記載され、現にこの金額が受領書の日付と同日に菊地博紀の個人口座に振り込まれていること及び同(オ)記載のとおり弁済金の受領書も菊地博紀個人宛に振り出されていること及び同(エ)の事実から信用することができるというべきである。そうすると、菊地博紀は個人利用目的の金銭を対象会社の名において借入れたものであり、同人のかかる行為は対象会社に対する背任的意図をもって行われた権限濫用行為であり、高井も、菊地博紀が個人利用目的の金銭を会社の名において借入れたことについて悪意又は過失があるといえる。

したがって、上記契約は対象会社に対してその効力を生じないから同社は上記契約に定める貸金返済債務をBD社に対して負担しないというべきである。

イ 平成25年5月16日付借入金債務について

金銭受領に先立って、金銭を受領した旨の執行受諾文言付きの公正証書を作成するという行為は、同証書に基づく執行を可能にする点で危険かつ不合理な行為であるといえ、菊地博紀の供述は俄には信用し難い。しかしながら、上記証書に定める平成25年5月14日に金2000万円を貸渡し、同月31日に同額返済するという貸付条件はその額の大きさに比して余りに短期であり通常取引と考えにくいこと及び上記証書に基づく取立ての態様が恐喝と評価しうるものであることからすれば、BD社は社会的規範に則り経済活動を行う通常の主体とは考え難い。これらの事情からすれば、BD社が対象会社代表者の菊地博紀に対し、貸付金の交付前に対象会社が金銭を受領した旨の公正証書を作成させ、さらに、その後対象会社が現実に金銭を受領していないとしても当該証書に基づき債権差押その他各種取立行為を行うことはあり得る。そして、菊地博紀の対象会社が上記証書に定める金銭の受領を出来なかった経緯について述べるところは、(1)イ(オ)記載の事実と符合し信用できないものではない。

そうすると、たとえ消費貸借契約の合意があったとしても、金銭の受領がない場合、当該契約に基づく貸金返還債務を負うことはないから（民法587条）、対象会社がBD社から貸金2000万円を受領していない以上消費貸借契約は成立しておらず、対象会社はBD社に対して同額の返済債務を負うものではない。

(3) 会計処理の妥当性

上記検討のとおり、対象会社は、BD社に対して、平成25年2月16日に1100万円の貸金返還債務を負った事実はなく、また、平成25年5月14日に2000万円の貸金返還債務を負った事実もない。したがって、対象会社が上記取引に関して何も記載しないという会計処理を行ったことは適正である。

4 AO株式会社の手数料債権等について

対象会社は平成26年11月18日現在、AO株式会社（以下「AO」という。）から平成25年12月分以降の未収手数料として3167万6371円の請求を受けているが、同社の会計帳簿上、これらの請求について債務の記載はない。そこで、上記会計処理の適正性が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば、以下の事実が認められる。

ア 対象会社とAOとは、平成21年1月5日付け株主名簿管理人委託契約書（資料4-3）及び同日付け特別口座の管理に関する契約書（資料4-2）に基づき、対象会社がAOに対し証券代行事務を委託していた。

イ 対象会社は、事務手数料のより安価な証券事務代行機関である株式会社CZ（以下「CZ」という。）へ証券代行事務の委託先を変更すべく、平成25年11月27日開催の取締役会をもってAOとの株主名簿管理人委託契約を解約することを決議し、同日付文書により平成25年12月15日をもって同契約を解約する旨の意思表示を行った（資料4-5）。

ウ この点、株主名簿管理人委託契約書には、中途解約条項及び解約手数料条項として以下の定めがある。

第17条 この契約は、次に掲げる事由によって終了するものとする。

(2) 当事者のいずれか一方より他方に対する文書による解約の通知。この場合にはこの契約はその通知到達の日から3ヶ月以上経過後最初に開催される甲の定時株主総会終結の時に終了する。

第19条 前2条によりこの契約が終了するときは、契約の解除が乙（AO）のみの責に帰すべき場合を除いて、甲（対象会社）は乙に対し、解約事務の対価として解約手数料を支払うものとする。ただし、その額は甲乙協議のうえこれを定める。

エ AOは、上記株主名簿管理人委託契約書第17条2項の規定に基づき、解約の効力は解除通知到達の日から3か月以上経過後最初に開催される対象会社の定時株主総会終結の時すなわち平成26年6月開催予定の対象会社の定時株主総会終結の時であると認識のもと、平成25年12月15日をもって解約する旨の対象会社の主張を争い、

解約手数料の請求をするとともに株主名簿の引渡等を拒絶し、CZへの株式事務の引き継ぎを行わなかった。

オ 対象会社は、AOから株主名簿の引渡しを受けることができないため、平成26年2月12日に発表した同年4月中旬開催予定の臨時株主総会開催をすることが不可能となるような状況に追い込まれた。すなわち、同年3月中旬に株主名簿の基準日を設定していたところ、株主名簿がないためにCZにおいて名簿を閉めることができなくなるような状況となっていた。

臨時株主総会の議題は、新取締役の選任が主な議題であり、対象会社は、臨時株主総会が開催できなければ新取締役の選任ができず、経営に重大な影響が生じるという危機感を抱いていた。

カ 対象会社は何とか株主名簿の引渡しを受けようとAOに対し交渉を続けた結果、以下の内容の解約覚書（資料4-4）を締結すれば株主名簿の引渡しに応じるのとの回答を得るに至った。

第1条 甲（対象会社）および乙（AO）は、原契約（平成21年1月5日付け株主名簿管理人委託契約）第17条1項1号に基づき、平成26年3月17日（以下「解約日」という。）をもって原契約を解約する。

第2条 乙は前条の解約に伴い、甲の株主名簿ならびにそれに付随する関係書類等を甲に引き渡すものとする。ただし、乙が甲に対し弁済期にある債権を有する場合は、乙は甲より弁済を受けるまでその引渡しを保留することができる。

第3条 甲は、乙に対し、解約に伴う事務引継手数料として、原契約第19条に基づき金26,390,000円（消費税別）を支払う義務を負う。

2 甲は、前項の解約手数料を次のとおり分割して、乙に支払う。ただし、支払期日が銀行休業日の場合は、その前営業日までに支払うものとする。

平成26年3月末日から平成30年6月末日まで、毎月末日限り各金500,000円（消費税別）

平成30年7月末日限り金390,000円（消費税別）

第4条 甲は、解約日の属する月までの委託事務手数料を原契約第8条および第9条に基づき支払うものとする。なお、解約日の属する月の委託事務手数料等は日割計算を行わない。

2 甲は、既に支払期限が到来している委託事務手数料等金

1,630,325円（消費税込）を平成26年3月末日までに支払うものとする。

キ 平成26年3月17日、対象会社はやむなく上記を内容とする株主名簿管理人委託契約の解約に関する覚書を締結し、株主名簿の引渡しをうけた。

これにより、CZへの株主名簿の移管がなされ、平成26年3月19日を基準日として名簿を閉鎖することが可能となった。

ク 対象会社は以上の経緯で解約覚書を締結したものの、上記解約覚書に定められた違約金等の支払義務を履行しなかった。

ケ その結果、AOから平成26年6月12日付けで債権仮差押命令申立がなされ、同年6月13日、対象会社の預金債権を差し押さえる仮差押決定が発令された。

現在に至るまで、AOからの訴訟提起はない。

コ 当該未払金債権の存否について当委員会がAOに照会したところ、上記解約覚書に基づき、平成25年12月分以降の未収手数料として3167万6371円の債権がある旨の回答を得た。(資料4-1)。

サ この点についての対象会社の説明は、平成25年12月15日をもって株主名簿管理人委託契約解約の効力が生じたものと考え、日割計算により委託手数料を支払った、解約覚書に違約金条項が定められていたとは知らず、さらにCZのアドバイスやCZ顧問弁護士の意見書に依拠し、違約金の定めは合理性がないうえ、覚書締結の経緯にも違法性があるとの主張のもと、債務は不存在であるとの認識であるとの説明がなされている。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

本件では、株主名簿管理人委託契約の解除の効力発生時期及び同契約の解約覚書の効力の点に争いがあるため、以下、これらの点について検討する。

ア 株主名簿管理人委託契約第17条2項では、解約通知到達後3か月以上経過後最初に開催される対象会社の定時株主総会終結の時に解約の効力が発生する旨規定されている。

この点、委任契約は各当事者がいつでも解除することができるのが民法における原則であり(民法651条1項)、この任意解約権は、委任という信任関係を基礎とする法律関係において、特に委任者にとっては極めて重要かつ本質的な権利である。

この任意解約権を当事者間の合意により制限することができるかについては、これを強行法規と解して放棄や制限ができないとする見解もある。

しかし、一定の場合には制限を認める見解が有力とされており、判例上も強行法規とは解されていないようである。

したがって、民法651条1項は任意規定として当事者間の合意により任意解約権を制限しうるものと解される。

そうすると、株主名簿管理人委託契約第17条2項の規定は有効であると解される。

イ 同条項が有効である以上、AOの主張のとおり解約の効力は解約通知到達後3か月以上経過後の定時株主総会終結時に生じるものとするのが原則である。

しかし、任意解約権を制限する特約が常に適用されるかについては疑問の余地があり、判例では任意解約権を放棄する特約があってもやむを得ない事由がある場合には解除を認めている（大判昭和14・4・12民集18巻397頁）。

そこで、対象会社による株主名簿管理人委託契約の解約にやむを得ない事由があったかについて検討する。

やむを得ない事由とは一般には受任者が著しく不誠実な行動に出たような場合をいうものと解されるところ、本件ではAOにおいて解除通知前に信頼関係を破壊するような行動があったことは看取できない。

しかしながら、やむを得ない事由が、信頼関係破壊行動のような場合に限定されるかは判例上も明確ではなく、委任契約の趣旨や事案ごとの具体的事情に応じて検討する必要があると考えられる。

本件では、対象会社の第3四半期の決算では営業活動によるキャッシュフローがマイナスの状態が継続し、多額の営業損失を計上するなど経営状態は逼迫したものであったことが認められる。このような中、競争状態の生じ難い独占的かつ閉鎖的市場である株式事務代行市場に新規参入し低廉な事務手数料を設定しているCZへ証券代行事務を移管しようとするのは、経営判断上合理的であり、対象会社としては一刻も早くAOとの契約を終了させ、CZとの契約へ移行すべき理由があったものと言いうる。

これに対して受任者であるAOとしては、可能な限り長期に亘り証券代行事務を受託し事務手数料を収受したいという期待はあっても、それは委任者の意向に基づく受任事務遂行の結果その対価として受領する報酬というにとどまる。そして委任者である対象会社が、受任者たるAOにおいてその利益を享受することにつき承認しなければならない特別な関係が存するという事情も見当たらない。委任の本質である対象会社の任意解約権を制限してまで、解除通知到達後3か月以上経過後の定時株主総会終結時というあまりにも長期の解約予告期間を必要とする合理的理由をAO側に見出すことは困難である。

ウ 以上のことからすれば、株主名簿管理人委託契約第17条2項の定めにもかかわらず、対象会社において同契約を直ちに解約するやむを得ない事由があったものとして、民法651条1項に基づく解約が可能であると解する余地がないとは言えない。ただこの場合でも、解約事務及び引継ぎに必要な合理的期間ないし予告期間は必要と解するのが適正であり、本件においては、同期間は、解約覚書締結から数日でCZへの引継ぎが完了していることに鑑みれば、1、2週間程度が相当と考えられる。

したがって、平成25年11月27日付け文書により平成25年12月15日をもって同契約が解約されたとする対象会社の認識は、同契約をやむを得ない事由により相当な予告期間をもって解約したのものとして一定の合理性が認められる余地がある。

エ また、株主名簿管理人委託契約の合理的解釈からも、対象会社の認識は否定しきれない。

すなわち、上記のとおり、受任者であるAOにおいては、解除通知到達後3か月以上経過後の定時株主総会終結時というあまりにも長期の解約予告期間を必要とする合理的

理由があるとは解されず、長期の予告期間を設けるのみならず定時株主総会終結時を基準とすべき特段の理由も見出すことはできない。他方で、委任者である対象会社にとっては、受任者からの一方的な解約によって即時に委任契約が終了してしまうと株式事務に著しい支障を来し、また、正常な株主総会運営も困難となって会社のみならず株式市場も混乱に陥れる可能性が生じるため、相当長期かつ株主総会運営に影響を及ぼさない解約予告期間を必要とする事情が存する。

そうだとすれば、株主名簿管理人委託契約第17条2項は、規定ぶりとしては委任者と受任者双方を拘束するものではあるものの、趣旨としては委任者である対象会社のために受任者であるAOの任意解除権を制限したものと解するのが合理的であり、当該条項の存在によってもなお対象会社は民法651条1項の任意解除権を放棄ないし制限したとはいえない事情があるとして、任意解除権を行使できると解する余地がある。

したがって、以上の点からも、平成25年11月27日付け文書により平成25年12月15日をもって同契約が解約されたとする対象会社の認識は不合理とはいき切れない。

オ 次に、解約覚書の有効性について検討すると、締結の経緯については上記のとおりであるところ、AOは、上場会社にとって極めて重要な株主名簿を留置し、対象会社において不合理な要求でも受諾せざるを得ない状況を作出しつつ、株主名簿管理人委託契約における通常の委託事務手数料月額約2年分もの巨額の解約手数料の支払いを約束させたものである。

株主情報等はデータ化されて一元管理されており、通常、解約引継事務量はさほど多くないと考えられ、実際にAOからCZへの解約引継ぎは数日で完了していることに鑑みれば、AOが請求した解約手数料が法外であることは明らかと言える。

また、CZ顧問弁護士の法律意見書において詳述されているが（資料4-6）、独占市場において強力な地位を有するAOが高額な解約手数料を要求することは独占禁止法に抵触する可能性もある。

したがって、解約覚書は、違約金条項の定めがあったとは知らなかったという対象会社の主張はにわかに信じがたいものの、締結の経緯と合意内容は共に高い違法性を帯びているおそれがあり、公序良俗に反し無効である可能性が認められる。

よって、解約覚書により定められた債務の支払義務がないとする対象会社の認識も合理性がないとは言えない。

（3） 会計処理の妥当性

上記検討のとおり、対象会社が平成25年12月15日に株主名簿管理人委託契約解約の効力が生じたものとして、解約時までの日割委託手数料の支払いをもって債務は不存在であるとして債務を計上しなかったという会計処理を行ったことは不適正とはいえない。

ただし、株主名簿管理人委託契約が解除されたとしても、特別口座の管理に関する契約は依然として継続しており、現在もAOは受託事務を遂行して毎月2万円程度の手数料が発生していることが認められるから、この支払いをしない理由も債務計上しない理由もないと言わざるを得ない。平成26年3月期では6万9984円（平成26年1月分2万3328円，同年2月分2万3328円，同年3月分2万3328円），平成27年3月期第1四半期では2万3490円（平成26年5月分2万3490円）について未払金計上が必要であるが，当該事項は，金額的にも質的にも財務諸表利用意思決定に及ぼす影響は軽微と判断されるため，過年度決算訂正は必要がないと判断する。

5 APの貸金債権について

対象会社の会計帳簿上，平成23年5月18日付けでAPからの「仮受金」2000万円が計上された後，同年6月30日付けでこれが「短期借入金」として振り替えられ，更に，平成24年6月15日付けでこのうち元本1000万円が，同月20日付けで残元本1000万円が，さらに同月29日付けで未払利息166万1728円が，それぞれ返済された旨の会計処理がなされている。しかるにAPは対象会社に対し，口頭で，未だ元金2000万円の返還がない旨主張して返還請求を行なっている。

そこで，上記会計処理の適否が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば，以下の事実が認められる。

ア 仮受金の計上処理について

(ア) 平成23年5月18日付けで，対象会社がAPより，同日付で2000万円を受領した旨の受領書が存在する（資料5-1）。

(イ) 対象会社のEA銀行普通預金口座（口座番号■■■■■■■■■■）に対し，平成23年5月18日付けで，「AP」より，2回に分けて合計2000万円の振込入金となされている（資料5-2）。

(ウ) 平成23年5月17日付対象会社の取締役会議事録（第67期第3回）には，「提案 預入金の支出の件」として，「平成23年5月17日もしくは平成23年5月18日に資金調達が行なわれることを条件として，……株式会社DVに5,000万円を預け入れることとする」との記載がある（資料5-4）。

(エ) 平成23年5月18日付で，対象会社において，「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債割当契約書」が作成されている（資料5-3）。同書面には，APの署名押印はないが，対象会社の押印がなされている。同書面においては，平成23年5月17日開催の対象会社の取締役会の決議に基づき，平成23年5月18日にAPに対し，第2回無担保転換社債型新株予約権付社債2000万円を割り当てる旨が記載されている。

(オ) 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行についての対象会社のIRは，記録が発見されなかった。

イ 短期借入金振替処理について

(ア) 平成23年10月31日付けで、対象会社とAP間で、APが対象会社に対して貸し付けた平成23年7月11日付金銭消費貸借契約書に基づく2000万円の貸金について、当初返済期日が平成23年8月25日であったところ、これを平成23年12月31日までに延長する旨の合意書（以下本項において「本件合意書」という。）が存在し、AP及び対象会社の記名押印がなされている（資料5-5）。

(イ) 本件合意書の基であるという平成23年7月11日付の金銭消費貸借契約書は、対象会社において発見されていない。

(ウ) 平成24年2月22日付け対象会社作成の「勘定残高確認ご依頼の件」によれば、対象会社は、APに対し、平成23年12月31日現在における対象会社のAPに対する勘定残高が短期借入金2000万円、未払利息286,028円である旨を報告し、その確認を求めており（資料5-6）、平成24年5月3日付け「勘定残高確認ご依頼の件」によれば、対象会社はAPに対し、平成24年3月31日現在における対象会社のAPに対する勘定残高が短期借入金2000万円、未払利息432,617円である旨を報告し、その確認を求めている（資料5-7）。

(エ) 平成23年7月11日付けで、対象会社の預金口座に2000万円が入金された事実は確認できず、その他、対象会社の現金出納帳等においても、APからの対象会社に対する入金的事実は確認できない。

(オ) 対象会社においては、平成23年7月から、APに対する未払利息が、借入日を平成23年7月11日として計上されている。

ウ 債務の弁済

(ア) 手書き領収書の存在

本件では、「株式会社プリンシパルコーポレーション様 元金として 本日、金壱阡萬円領収致しました。」との記載のある、平成24年6月15日付けのAP作成名義の手書き領収書（資料5-8）、「株式会社プリンシパルコーポレーション 元金として 本日、金壱阡萬円領収致しました。」との記載のある、平成24年6月20日付けのAP作成名義の手書き領収書（資料5-9）、及び「株式会社プリンシパルコーポレーション 利息として 本日、金、1,661,228円を領収致しました。」との記載のある、平成24年6月29日付けのAP作成名義の手書き領収書（資料5-10）が存在する。各領収書には、いずれもAP名義の署名押印がなされている。

(イ) 債権者からの返済請求

対象会社に対しては、平成26年7月11日に至るまで、APより書面・口頭を問わず金銭の返還請求がなされた形跡はない。

しかるところ、平成26年7月11日より、数回に亘り、対象会社に対し、EB証券株式会社のECから電話があり、同人を通じて、APから対象会社に対する貸金の返済請求がなされた。

また、同月30日、AP本人が対象会社を訪問し、応対したAに対し、同人に対する貸金債務2000万円の弁済を請求した。

そこで、対象会社において調査したところ、AP本人作成名義の領収書2通を発見したので、同年8月5日、その旨をAPに対し通知した。

これに対しAPは、これら領収書の筆跡（「AP」署名を含む。）及び印影がAP本人のものであることは認めたものの、領収書は「頼まれて出したものに過ぎず、実際には2000万円の返還を受けた事実はない」などと主張した。

また、平成26年11月10日付けで、AP作成名義の、手書きメモが存在し、同書面には、「転換社債 平成23.5.18にグローバルアジアホールディングス（株）に対して預け入れました未回収の金額2000万あります。直接、再度にわたり交渉しておりますが今、現在返済を得られません。」との記載が存する（資料5-11）。他方、当該貸付金債権の存否についてAPに照会したところ同人からの回答はなされなかった。

現時点で、APから対象会社に対する訴訟提起はなく、上記以外に返還請求はなされていない。

（2）以上認定の事実によれば以下の通り判断される。

（ア）仮受金の計上処理について

上記(1)アの事実によれば、APが対象会社に対し、無担保転換社債型新株予約権付社債の割当てを受けるため、合計2000万円を現実に振込送金して預け入れた事実が認められる。

（イ）短期借入金振替処理について

上記(2)イのとおり、本件では、APからの預り金を消費貸借の目的とする旨の契約書そのものは発見されていない。

しかしながら、対象会社とAP間の、平成23年7月11日付金銭消費貸借契約書に基づく2000万円の金銭について、借主からの返済期日を平成23年12月31日まで延長する旨の本件合意書が存在し、同書面には対象会社及びAPの印鑑が押印されていると認められることから、特段の事情のない限り、対象会社とAP間で、平成23年7月11日付け金銭消費貸借契約書を前提として、同契約において約定されていた弁済期を延長する旨の合意が成立したことが認められるべきであり、更に、本件合意書の記載内容からすると、対象会社とAP間において、平成23年7月11日付けで、2000万円の金銭消費貸借契約が締結されたことが認められる。

また、対象会社は、平成24年2月22日と同年5月3日の2回に亘り、APに対し、対象会社のAPに対する勘定残高として、「短期借入金」元本が2000万円と、別途未払利息がある旨報告し、その確認を求めており、かつ、対象会社においては、平成23年7月から、APに対する未払利息が計上され、同利息は、借入日を平成23年7月11日として計算されていることが認められるのであるから、対象会社においても、平成

23年7月11日時点をもって、APからの上記預け金2000万円につき、準消費貸借契約に切り替える処理を行っていたことが認められる。

なお、対象会社の会計帳簿上は、APからの「仮受金」2000万円は、平成23年6月30日付けで「短期借入金」として振り替えられており、上記認定事実からすると、「短期借入金」として振り替えるべき時期は平成23年7月11日であって、会計事実の発生時期と振替時期に齟齬が存する。

しかし、対象会社の会計帳簿上、APに対する「未払利息」は借入日を平成23年7月11日として計上されているのであって、上記会計事実との齟齬は重要なものでないと思料される。

(ウ) 債務の弁済

上記(1)ウのとおり、本件においては対象会社宛のAP名義の手書き領収書2通が作成され、同人の印影が押印されている（同領収書をAPが作成したことに争いはない。）ことから、特段の事情のない限り、当該領収書記載のとおり法律行為及び金員交付があったと認められる。

また、領収書は債務の弁済受領を称する極めて重要な書証であるところ、返済を受けていないにもかかわらず合計3回にもわたって、しかも手書きで領収書を作成し、交付する合理的理由は存しない。

従って、当該領収書記載の通り、対象会社はAPに対し、平成26年6月15日及び同月20日づつでそれぞれ1000万円、すなわち元本合計2000万円を、そして、同月29日付で利息として166万1728円の金員を各交付したものと認められる。

(3) 会計処理の妥当性

上記検討の通り、対象会社はAPからの短期借入金は、平成24年6月29日までに元本及び利息全額を同人に弁済したことは明らかであるから、対象会社が借入金の計上及び返済の会計処理をなしたことは不適正とはいえない。

6 BCの貸金債権について

BC（以下「BC」という。）は、対象会社に対し、8914万3752円及びこれに対する平成26年6月21日から支払い済みまで年14.6%の遅延損害金の支払いを請求しているが、対象会社においてはこれらを債務として計上していない。そこで、上記会計処理の適否が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば、以下の事実が認められる

ア BCの代理人は、対象会社に平成26年7月8日付催告書を送付した（資料6-1）。この催告書には、BC及び対象会社が平成26年5月22日準消費貸借契約に関す

る公正証書を作成したこと、BCが対象会社に平成26年5月22日1500万円を、平成26年2月21日6500万円を、同年3月1日1000万円を貸し付けたこと及び対象会社が300万円を弁済したことが記載されている。

イ 対象会社は、BCとの間の準消費貸借契約に関する公正証書を所持していない。

ウ 対象会社がBCに300万円を支払った際の出金記録や通帳の記載、帳簿上の記載、BCの領収証はない。

エ 上記借入れが社内稟議や取締役会で取り上げられた形跡はない。

オ 当委員会がBCに対象会社に対する債権の存否について照会したが、BCは回答しない。

カ 菊地博紀は、投資家であるBCを当時の代表者であるAAに紹介したことがあるが、借入れを行ったと聞いたことはないし、公正証書を作成したということも聞いたことがない、当然300万円を支払ったこともない旨述べる。

キ 上記アの催告書送付以降、BCから対象会社に請求はない。

(2) 以上認定の事実によれば、以下のとおり判断される。

貸金返還請求権の要件事実、金銭の交付と返還合意であり金銭消費貸借契約は要物契約であるところ(民法587条)、上記(1)アの催告書に記載された平成26年5月22日付準消費貸借契約に関する公正証書はなく、平成26年5月22日付金銭消費貸借契約書(1500万円)、平成26年2月21日付金銭消費貸借契約書(6500万円)及び同年3月1日付金銭消費貸借契約書(1000万円)もなく、BCの主張を裏付ける客観的証拠が全く存在しない。

また、対象会社に領収証の控えがなく、対象会社がBCから上記金員の送金を受けたことも現金を受領したことも裏付ける資料が一切ない。他方、対象会社がBCに300万円を支払った際の口座の出金記録やBCの領収証もなく、弁済した事実も認められない。

このように、金銭消費貸借契約若しくは準消費貸借契約が存在することを裏付ける事情は一切認められない。

加えて、BCは、9000万円と多額の金銭を貸し付けているにもかかわらず、当委員会による照会は一切回答しないのは極めて不自然である。また、BCの代理人が対象会社に上記催告書を送付してから5か月が経過したにもかかわらず、BCが公正証書に基づく強制執行等の申立てをしていないことも不自然と言わざるを得ない。

そうすると、BCが対象会社に9000万円を貸し付けた事実は認めることができない。

(3) 会計処理の妥当性

以上によれば、対象会社がBCから合計9000万円を受領したと認めることは困難であるから、対象会社が債務として計上しなかったことが不適正とはいえない。

7 BJの貸金債権について

BJ（以下「BJ」という。）が平成25年12月9日対象会社に対し2200万円を、弁済期を同月24日、利息を年5%、遅延損害金を年14.6%として貸し付けた旨が記載された同日付金銭消費貸借契約書（資料7-3）及びBJが平成25年12月9日に対象会社に対し2200万円を、弁済期を平成26年1月17日、利息を年5%、遅延損害金を年14.6%として貸し付けた旨記載された平成25年12月30日付金銭消費貸借契約書（資料7-7）があり、これらによれば対象会社には両書面記載の借入金債務があると考えられるが、同社の会計帳簿にはこの借入金債務の記載はない。

そこで、上記会計処理の適否が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば、以下の事実が認められる。

ア 平成25年12月9日付金銭消費貸借契約書には、BJが対象会社に対して弁済期を同月24日、利息を年5%、遅延損害金を年14.6%として2200万円貸し付けた旨が記載され（以下本項において、同契約書に基づく貸付を、「本件貸付」という。）対象会社の会社代表印（資料7-2）が押されている。また、菊地博紀個人は、対象会社の債務の保証人として実印（資料7-5）を押印している。

イ AB作成名義の同年12月9日付現金受領書（資料7-6）には、ABがBJから2200万円受領した旨が記載され、ABの署名及び押印がある。

ウ 平成25年12月30日付金銭消費貸借契約書（資料7-7）には、BJが対象会社に対して弁済期を平成26年1月17日、利息を年5%、遅延損害金を年14.6%として同月9日に2200万円貸し付けた旨が記載され、対象会社の会社代表印（資料7-4）が押されている。また、菊地博紀個人は、対象会社の債務の保証人として実印（資料7-5）を押捺している。

BJは同契約書の作成時の菊地博紀とのやりとりを録音しており、後日その反訳文を訴訟の証拠として提出した（資料7-10）。

エ B Jからの上記借入が対象会社の社内稟議や取締役会で取り上げられた形跡はない。

オ B Jは平成26年7月24日、対象会社を被告として、上記金銭消費貸借契約に基づき貸金元本2000万円並びにそれに対する利息及び遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した(資料7-2)。

カ B Jは、本件貸付に関し、対象会社の実権を握っていたるA Bから「対象会社の資金繰りのため、2000万円を2週間ほど借りたい。」「高額の利息を支払うので、助けて欲しい。」などと申込みを受けたこと、本件貸付の際には、資料7-1から3の契約書、印鑑証明書及び印鑑登録証明書をA Bが持参し、B Jが捺印の上、A Bに現金2000万円を手渡したこと、A Bは対象会社のために本件貸付に基づく金銭を受領し、その現金を同日中に菊地博紀に渡したこと、その後B Jから返済日を先延ばしにすることを要請され、菊地博紀と交渉の上、返済期日を平成26年1月17日とする平成25年12月30日付契約書を作成したことを主張する(資料7-8)。

キ これに対し、対象会社は、平成25年12月9日付金銭消費貸借契約書の対象会社及び菊地博紀個人の押印はA Bが「言うとおりにしないと俺の借金が返せないの、そうすると、ヤクザが会社に乗り込んでくるぞ。」などと菊地博紀を脅迫して押印させたものであること、また、B Jは本件貸付が対象会社に対する貸付ではなく、A Bに対する貸付であることを知悉していたことから、本件貸付は対象会社に対して効力を有しないことを主張する(資料7-2)。また、平成25年12月30日付契約書に関し、同書が作成されたのは、B Jが本件貸付の元本の金主にあたる者に対する返済猶予の口実作りのためであり、本件貸付の事実を対象会社が認める趣旨ではないと主張する(同資料)。

なお、菊地博紀は、対象会社の平成25年度定時株主総会に際し、A BがB Jを委任者とする委任状を持参したと述べ、同委任状(資料7-1)を提出している。

ク 当委員会は、平成26年11月7日、訴状記載のB J本人の住所に対して対象会社に対する債権の存否を照会する質問状を送付したが、B Jから回答はなかった。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 対象会社を当事者とする金銭消費貸借契約の成立

金銭消費貸借契約が効力を生ずるためには、①金銭返還の合意及び②金銭の交付がなければならない。

平成25年12月9日付契約書には、B Jが対象会社に対して金銭を同契約書記載の条件で貸し渡す旨が記載されているところ、B Jの記名捺印並びに対象会社の会社代表印の押印がある。対象会社は後記のとおり代表取締役である菊地博紀が同契約書に会社代

表印を押印したのはA Bの脅迫に基づくものであると主張するものの、代表者である菊地博紀がその意思に基づき同契約書に押印した事実が認められるのであり、B Jと対象会社との間には、同契約書記載のとおり金銭返還合意が成立したといえる。

さらに、対象会社の代表者である菊地博紀が会社代表印を押印した上記契約書をA Bに交付してB Jとの契約締結につきA Bの意思に任せたことからすれば、対象会社は本件貸付の契約締結及び金銭受領につき対象会社に権限を付与したというべきである。そうすると、A Bが同契約書に基づきB Jから金銭を受領したことをもって、B Jから対象会社に対する金銭の交付がなされたというべきであり、本件貸付は対象会社に対して効力を生じる。

菊地博紀は、平成25年12月9日付契約書に会社代表印及び個人の実印を押印したのはA Bの脅迫に基づくものであると主張する。しかし、A Bから強引な働きかけがあったとしても、菊地博紀がその後当該脅迫につき警察に相談した事実はない。かえって、菊地博紀は本件貸付を承認する趣旨の同月30日付けの契約書に再度会社代表印及び個人の実印を借主及び保証人として押印している。そうすると、菊地博紀が同月9日付契約書に会社代表印を押印したことがたとえ菊地博紀の本意によるものではなかったとしても、当該行為の効力を否定すべき程度の脅迫下においてなされたものとまでいうことはできない。よってA Bの脅迫を理由に本件貸付の効力を否定することはできない。

イ 会社代表者の権限濫用について

株式会社の代表者が、表面上会社の代表者として法律行為をしたとしても、①それが自己または第三者の利益をはかるため、その権限を濫用してなされたものであり、かつ、②相手方が当該代表取締役の真意を知り、または知りうべきであったときは、当該法律行為の効力は会社につき生じない。

本件貸付は対象会社の役員や従業員ではないA B個人がB Jに対して申し込んだものであり、B Jとの契約の締結及び金銭受領はA Bが担当し、さらに本件貸付の返済日の先送り願いについてもA Bからまず連絡がきている。しかも金銭受領においてはA Bが自己の名において金銭の受領をしており、対象会社の顕名すらなされていない。そしてB J自身も認めるところであるが(資料7-9)、本件貸付の現実の条件は、平成25年12月9日の2000万円の交付に対し、同月24日に、元本及び200万円並びにそれに対する年利5%の割合の利子の支払いを求めるものであり、このような条件は利息制限法及び出資法に明白に違反するものである。このような違法で負担の大きい貸付を対象会社が受ける理由は、当時対象会社が増資後間もない時期で十分な現金資産を保有していたこと(この点については他項において述べる。)からすれば特に見当たらない。また、対象会社にとって1000万円を超える借入れにあたり、取締役会規則上その決議事項にあたる(取締役会規則別表1取締役会決議事項一覧表第5項(3)①)、対象会社において内部承認手続はなされておらず、現実に対象会社の事業のために本件貸付に基づく金銭が用いられた形跡もない。これらの事実からすれば、本件貸付は対象会社のためではなく第三者であるA B個人の利益のために対象会社の名においてなされたものと認められる。そして、本件貸付に関し、平成25年12月9日付契約書に会社代表印を押印したAは、A Bよりその押印を求められた経緯及び対象会社の内部承認を経

ていないことにより、本件貸付が対象会社の名においてA B個人のためになされることを認識していたというべきである。そうであるとすれば、菊地博紀 のかかる行為は、たとえA Bの強引な働きかけに基づくものであり本意ではない側面があったにせよ、対象会社の代表者として権限濫用行為にあたる。また、B Jにおいても本件貸付につき、A Bの申込みに基づくこと、多額かつ違法に高利な融資であるのに対象会社の役員又は従業員でもないA B個人が自己の名において金銭を受領していることから、本件貸付につき対象会社が借主となっていることが菊地博紀 の権限濫用行為であることにつき知りまたは知り得たというべきである。

よって本件貸付の効力は対象会社に対して及ばない。

ウ 平成25年12月30日付契約書について

平成25年12月30日付契約書につきB Jは本件貸付の返済日を先送りにしたものであると主張し、対象会社は、同契約書が作成されたのは、B Jが本件貸付の元本の金主にあたる者に対する返済猶予の口実作りのためであり、本件貸付の事実を対象会社が認める趣旨ではないと主張する。この点、上述のとおり対象会社は不本意ながらも自己を借主として本件貸付を受けていたと考えられること、真実債務を負担していないのに、菊地博紀 が2200万円の金銭消費貸借契約に会社代表印を押印することは考えがたいこと、同契約書の作成時のやりとりについての録音反訳によれば、その内容は断片的なものであるにせよ、菊地博紀 が同契約書への押印に強く抵抗しまたはためらっている様子が特に見られないことからすれば、上記契約書は同月9日になされた本件貸付の返済日の先送りの趣旨で作成されたというべきである。

しかしながら、先に本件貸付について述べたのと同様に、対象会社の代表者である菊地博紀 がかかる平成25年12月30日付金銭消費貸借契約書に会社代表印を押印したことは代表者としての権限濫用行為にあたり、B Jはそのことを知りまたは知り得たのであるから、同契約書に基づき対象会社がB Jに対して貸金返還債務を負担することはない。

(3) 帳簿処理の妥当性

上記検討のとおり、対象会社は本件貸付に関する債務をB Jに対して負担しない。

したがって、対象会社が本件貸付につき何も記載しないという会計処理をしたことが不適正なものとはいえない。

8 O株式会社の貸金債権について

対象会社とO株式会社（以下「O」という。）との間には、Oが対象会社に対し、平成25年3月21日付、同月31日付、同年4月15日付及び同年5月15日付金銭消費貸借契約書並びに同年5月17日付債務承認契約及び譲渡担保契約書に基づく債務の総額が平成25年7月24日現在、元本7900万円、同年5月17日から同月31日ま

で年15.0パーセントの割合による利息合計金48万6986年, 同年6月1日から同年7月23日までの年20.0パーセントの割合による遅延損害金合計金229万4246円であることを承認する旨の東京法務局所属公証人長秀之作成の平成25年7月24日付平成25年第180号債務承認契約及び譲渡担保契約公正証書(資料8-1, 以下本項において「本件公正証書」という。)があり, 対象会社にはこれら借入金債務があると考えられるが, 同社の会計帳簿上, この借入金債務の記載はない。

そこで, 上記会計処理の適否が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 本件公正証書は, 公証人長秀之公証役場において, 貸主OにつきMを, 借主対象会社につき, FRを, それぞれ代理人とする委任状が提出され, これら代理人が出頭して作成された。対象会社の代表取締役は, 本件公正証書の作成の際, 同公証役場に出頭していない。

イ Oは, 対象会社に対し, 本件公正証書に基づき東京地方裁判所平成26年(ル)第3842号株式差押申立事件の株式差押命令(資料17-2)を得たほか, 同裁判所平成26年(執イ)第816号動産差押命令, 同裁判所平成26年(ル)第3712号債権差押命令, 同裁判所平成26年(ル)第4764号債権差押命令の合計4件の差押命令を取得した。

ウ Oは, 平成26年5月13日, 対象会社に対する東京地方裁判所平成26年(執イ)第816号動産差押事件を取り下げた(資料8-6)。

エ Oは同社代理人弁護士に対し, 平成26年9月22日ころ, 本件公正証書には, 原因証書として平成25年3月21日付, 同月31日付, 同年4月15日付及び同年5月17日付債務承認契約及び譲渡担保契約書が記載されているが, 本件公正証書作成のための委任状はABの詐欺・強迫により取り消しうる瑕疵ある意思表示によって作成交付されたとの対象会社及び菊地博紀の説明を受け入れ, これらの原因証書に基づく債権を有せず, Oが対象会社に債権を一切有しないことが判明したので, 前記株式差押命令等3件の差押事件全部を取り下げして欲しい旨記載された取下お願い書を交付した(資料8-9)。

オ O代理人弁護士は, 平成26年10月1日, 上記株券差押事件等の合計3件の取下書を東京地方裁判所に送付した(資料8-7)。

カ O代理人弁護士は, 東京地方裁判所に対し同年10月1日に送付した上記株券差押事件等の合計3件の取下書に不備があったため, 平成26年10月10日, 取下書を再送した(資料8-8)。

キ 当委員会が発足した平成26年10月22日現在、Oの前記4件の本件公正証書に基づく差押事件は全て取下げにより終了していた。

ク 当委員会は、平成26年10月9日、同月15日、同月16日の3回に亘り、第三者委員会プレ検討会を開催し、第三者委員会プレ検討会は、Oに連絡を取り、債権債務の有無を確認したところ、Oは対象会社に対し、債権を有しておらず、全ての差押事件の取下を代理人弁護士に要請済であると回答した。

ケ 対象会社の楊晶取締役は、貸付人欄に「O(E E)」, 貸付金額(残額)特記事項欄に「96,000,000 公正証書」, 会社使用の有無, 貸出日等欄に「会社使用」と記載された貸付人・貸付金額特記事項一覧表(資料8-3の1枚目)及び貸付人欄に「O(E E)」, 貸付金額(残額)欄に「100,000,000」, 会社借入事実の有無欄に「有」, 本人からの返済要求欄に「口頭請求あり」, 会社の対処欄に「誠意を持って対応」と記載された貸付人・貸付金額特記事項一覧表(資料8-3の2枚目)並びに未払優先順位と題された添付ファイルに「O」「94,000,000」と記載された未払債務・借入返済リスト(資料8-4)を保管していた。

コ 当委員会が当該貸付金債権の存否についてOに照会したところ、「昨年プリンシパルコーポレーションのオーナーとしてABなる人物が菊地(原文ママ)博紀をともない金銭の貸付を行いました。その資金が会社には入っておらず、AB個人の流用、詐欺行為と判明し、当社とグローバルアジアホールディングス株式会社との債権債務はございません。」との返答があり、債権の消滅の時期について、「1の返答により、債権は存在していません」との返答があった(資料8-5)。

サ 対象会社は、Oから元本7900万円など多額の借入れをする旨の取締役会を開催したことはなく、稟議書等も存在しない。

シ 当委員会のヒアリングに対し、当時の代表者菊地博紀は、本件公正証書の作成にあたり、ABに脅かされて公正証書作成の委任状を交付したので、公正証書作成の委任状は詐欺・強迫に基づく瑕疵ある意思表示によって作成交付された、Oの代表者Nに会ったことはなく、公証人役場には行っておらず、対象会社にOからの入金はない旨、述べる。

ス 当委員会のヒアリングに対し、対象会社取締役楊晶は、貸付人・貸付金額特記事項一覧表(資料8-3)、未払債務・借入返済リスト(資料8-4)は、債務として覚悟しなければならない可能性のあるものを菊地博紀から事情聴取して内部文章としてまとめていたものであり、対象会社として債務と認識していたものではない旨述べる。

セ 当委員会委員の補助者弁護士は、当委員会プレ検討会の際、友人の関係者であるOから本件公正証書に基づく差押や取下を委任されたのみで、背景事情等は聞いておらず、Oの指示に適宜従ったものであり、弁護士報酬は一切受領していないと述べる。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 本件については前記のとおり、本件公正証書が作成され、対象会社の代理人FRについては、公証人が免許証によって人違いでないことを証明させ、代理人FRが提出した公正証書作成の委任状に対象会社の実印が押印されていることを対象会社の印鑑証明書によって確認していることから、特段の事情のない限り、本件公正証書記載の法律行為があったと認められるべきである。そこで、以下、特段の事情の有無について検討する。

イ 対象会社の取締役によって作成された貸付人・貸付金額特記事項一覧表(資料8-3)、未払債務・借入返済リスト(資料8-4)が存在するが、これら文書に残金として記載された金額が9600万円、1億円、9400万円と異なっている上、当委員会の楊唱に対するヒアリングの結果、これらの文書は、債務として覚悟しなければならない可能性のあるものをCが菊地博紀から事情聴取して内部文書としてまとめていたものであり、対象会社として債務と認識していたものではないとのことであり、これらの文書が債権の発生を根拠づける処分証書でないことは明らかであるから、この点をもって債権が存在するとすることはできない。また、そもそも、当委員会の照会に対し、Oは、本件公正証書作成のための委任状は詐欺・強迫により取り消しうる瑕疵ある意思表示によって作成交付されたとの対象会社及び菊地博紀の説明を受け入れ、すでに前記差押を取り下げ、債権は存在しないと文書で回答したこと、Oは当委員会が発足する以前に本件公正証書に基づく差押を全部取り下げ、Oの差押申立事件代理人に対し、本件公正証書の原因証書たる債権も存在しないので差押事件を取り上げして欲しい旨のお願い書を提出したことを認めることができ、これによれば、債権者が債権を有しないと述べている以上、債権が存在すると認めるに足りる証拠はない。また、通常、7900万円もの大金が対象会社に入金になれば、対象会社の預金通帳に入金されるか、少なくとも帳簿に記載されるのが合理的であるが、入金を裏付ける客観的証拠は何もなく、借入れに対する対象会社の取締役会が開催された形跡もない。さらに、菊地博紀は、ABの詐欺乃至強迫により公正証書作成委任状を交付した旨述べ、本件公正証書は委任状により対象会社の代理人が出頭して作成されていることから、公正証書作成の経過につき疑念もあることを併せ考えると、対象会社とOとの間に7900万円の本件公正証書に基づく債務が存在しない特段の事情があるというべきである。

(3) 会計処理の妥当性

ア したがって、対象会社が、平成25年3月期（第68期）及び平成26年3月期（第69期）にOからの債務を一切計上していないことが不適正な会計処理とはいえない。

イ なお、Yは、当委員会に対し、O代理人弁護士が当委員会委員の補助者となっていることにつき、当委員会の公正性を疑わせる事情である旨述べるので、この点について、補足する。

前記のとおり、Oは、対象会社に対し、平成26年5月23日付東京地方裁判所平成26年（ル）第3842号株式差押申立事件の株式差押命令（資料8-2）を得たほか、動産差押命令申立、2件の債権差押命令の合計4件の差押を行い、これらの差押につき、当委員会委員の補助者候補者の弁護士がO代理人弁護士であったことから、当委員会は、O代理人弁護士を務めた者を当委員会委員の補助者として対象会社の調査を受任することにつき、3回に亘り開催した第三者委員会プレ検討会において、慎重に検討した。確かに、Oは、前記株式差押命令等を当委員会委員の補助者弁護士候補者を代理人として取得していたが、当委員会受任日である平成26年10月22日に先立つ平成26年5月13日に平成26年（執イ）第816号事件を取り下げ（資料8-6）、同年10月1日に上記株券差押事件等の合計4件の取下書を送付した（資料17-7）。但し、取下書に不備があったため、平成26年10月10日に再送し（資料8-8）、Oの対象会社に対する全部の差押事件が終了し、補助者候補者の弁護士との委任関係も終了していた。また、第三者委員会プレ検討会において、Oに連絡を取り、債権債務の有無を確認したところ、Oは対象会社に債権を有しているとの事実はなく、本件公正証書作成のための委任状は、詐欺、脅迫行為により本件公正証書作成代理人FRに交付されたとの事実が判明したため、全ての事件の取下を代理人弁護士に要請済であるとの回答を受けた。そして、本件公正証書には、原因証書として平成25年3月21日付、同月31日付、同年4月15日付及び同年5月17日付債務承認契約及び譲渡担保契約書が記載されているが、Oはこれらの原因証書に基づく債権も有していない旨、補助者候補者の弁護士に取下お願い書を提出していることが認められた。そもそも、補助者弁護士の候補者は、友人の関係者であるOから本件公正証書に基づく差押や取下を委任されたのみで、背景事情は聞いておらず、弁護士報酬は受領していない。いずれにせよ、Oが対象会社には債権を有していないとの見解を有し、他方、対象会社もOに債務を有していないと認識し、前記差押事件は取り下げにより委任関係は終了しているのであるから、当委員会が当該弁護士に当委員会の補助を委任することは、法律上も弁護士倫理上も何ら問題がないとの結論に達し、当該弁護士らを当第三者委員会の事務局対応及び調査の補助に関する補助者に指定することとした。なお、いうまでもないことであるが、当委員会の意見形成は、委員の合議で決定するものであり、補助者は関与しない。よって、Yの指摘には理由がない。

9 ASの貸金債権について

対象会社がASから平成26年6月9日に金2000万円を利息年12パーセントの約束で借り受け、同月27日限り返済する旨の内容の同月18日作成の金銭消費貸借契約公正証書（資料9-1）及び対象会社がASから同月12日金1800万円を利息年12パーセントの約束で借り受け、同月27日限り返済する旨の内容の同月18日作成の金銭消費貸借契約公正証書（資料9-2）（以下、本項においてこれら公正証書を「本件公正証書」という。）が存在し、これらによれば各記載の日に対象会社がASから金銭を借り受けたこととなるが、対象会社の会計帳簿上この借入金の記載がない。

そこで、上記会計処理の適否が問題となる。

（1）当委員会の調査によれば、次の事実が認められる。

ア 平成26年6月27日の弁済期経過後の夏頃ASが対象会社に押しかけて、貸金の返済を求めた。対象会社は債務がないとして拒否した。その後は何ら働きかけがない。

イ この債権については、書面による支払請求や、差押え、訴え提起などの法的措置などがされたことを認めるべき証拠はない。

ウ 当委員会がASに対して、本件債権の有無、請求の意思の有無等を照会したが、回答がなかった。

エ 対象会社の預金口座においてASから3600万円の送金を受けた形跡はない。現金で入金し口座に振り込んだような履歴もない。対象会社に3600万円を受領したことを示す領収書（控え）の類の帳票は存在しない。

オ 対象会社の取締役会議事録に、この金額の金銭の借入れをすることについての決議は記載されておらず、その趣旨の稟議書もない。

カ 連帯保証人とされている菊地博紀は本件公正証書が存在することを知らず、委任状への押印や印鑑登録証の提出についても記憶がないという。

キ 本件公正証書の作成時の代表者AAは、当委員会のヒアリングにおいて、本件公正証書の作成経緯については知らず、当委員会のヒアリング時の提示を受けて初めて目にしたと供述した。

ク 本件公正証書は、ASとEFが委任状を示すことによって作成されたものであるが、EFは金融ブローカーであって、このような公正証書を作ることに長けていると言われる者である。

（2）以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

上記の事実経過に鑑みると、ASが、多額の債権であるのに弁済期経過後、一度対象会社に出向いて請求しただけでその後請求も、法的措置も取らないし、当委員会の照会にも回答しないというのは、真に債権を有するものの採る行動ではないと考えられる。対象会社においてこれだけの金銭借受けを示す証跡は全くないことを考え合わせれば、公正証書があったとしても、このような債権の存在を認めるに足りないというべきである。

(3) 会計処理の妥当性

以上によれば対象会社が本件公正証書の借入金を帳簿上債務として計上しなかった会計処理が不適正とはいえない。

10 ATの貸金債権について

AT（以下「AT」という。）が平成26年2月28日対象会社に対し1100万円を、利息年12%、弁済期を平成26年3月27日として貸し付けた旨が記載された同日付金銭消費貸借契約公正証書（平成26年第45号）があり（資料10-1）、対象会社にはこの借入金債務があると考えられるが、同社の会計帳簿上、平成26年2月28日に1100万円を借り入れ、平成26年5月1日に100万円を、平成26年6月2日に1000万円借返済した旨の会計処理がなされている。かかる会計処理の適否について検討する。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 対象会社とATは、平成26年2月28日、元金1100万円、利息年12%、弁済期を平成26年3月27日とする金銭消費貸借契約公正証書を作成した（資料10-1）。

イ 金銭消費貸借契約公正証書上の弁済期である平成26年3月27日までに対象会社は弁済できず、ATから債権差押命令申立がなされた。同命令は平成26年4月9日に発せられ（資料10-2）、対象会社の銀行預金が差し押さえられた。上記債権差押命令申立は、平成26年5月1日取り下げられた（資料10-3）。平成26年6月2日付けで、債務の弁済を証する領収書が存在し（資料10-4）、その後ATから対象会社への請求がなされた形跡はない。

ウ 当委員会より当該貸付金債権の存否についてATに照会したが、ATからの回答はない。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 本件については金銭消費貸借契約公正証書が作成されており、対象会社も借入れの事実を認め、これに沿う会計処理もなされていることから、当該金銭消費貸借契約公正証書記載の法律行為及び金銭交付があったことが認められる。そして、これを覆す特段の事情は見当たらない。

イ 対象会社は当該借入れについて弁済を主張するので、これについて検討する。対象会社は、平成26年5月1日に100万円を、平成26年6月2日に1000万円をそれぞれ弁済したと主張するところ、平成26年第45号金銭消費貸借契約公正証書に基づき残代金として1120万円（20万円は利息と思われる）を受領した旨のATの代理人DJ作成の平成26年6月2日付領収書が存在する。

上記領収書は代理人作成の書面であり、同代理人への授権を証する委任状が存在しないが、弁済期を徒過した直後に債権差押命令を申し立てるなど、権利実現意識が非常に高いと考えられるATが上記領収書以降対象会社へ請求をしていないことや、当委員会からの債権の存否に関する照会にATが回答をしない事実を鑑みると、ATからDJへの授権があり債務は対象会社の弁済によって消滅したと認めることができる。

（3） 会計処理の妥当性

上記検討のとおり、対象会社は平成26年2月28日にATから1100万円を借り受け、この借入金を平成26年5月1日及び同年6月2日に既に完済したことが認められるから、対象会社が現状において会計帳簿上債務として計上していない会計処理は適正である。

1.1 AZ株式会社の貸金債権について

AZ株式会社（以下「AZ社」という。）が平成22年8月9日対象会社に対し3000万円を、弁済期を平成22年9月30日として貸し付けた旨が記載された同日付金銭消費貸借契約書（資料11-1）があり、対象会社には当該借入債務及び未払利息があると考えられるが、同社の帳簿上この借入債務を、平成25年6月30日をもっていずれも裁判和解により債務免除益3331万円に計上している。その後、対象会社は、訴訟提起により平成26年3月期に4202万円を訴訟損失引当金として計上している。そこで、上記会計処理の適否を検討する。

（1） 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア AZ社は、平成22年8月上旬頃対象会社に対し、対象会社の当時の主要事業であった天然資源開発投資事業に関してAZ社が共同で事業を推進すること、AZ社が対象会社に十分な資金提供を実行すること、AZ社が対象会社の新株予約権を譲り受けこ

れを行使して資金提供を行うこと、AZ社が対象会社に新株予約権保有者との間の交渉を委任することなどを盛り込んだ共同事業推進及び資金提供確認書による契約締結を申し入れ（資料11-2）、対象会社はこれを承諾した。この確認書には、AZ社の会社代表印が押されている。

イ 平成22年8月9日付金銭消費貸借契約書には、AZ社が対象会社に対して弁済期を平成22年9月30日として3000万円貸し渡し、同社がこれを受領した旨が記載され、対象会社の会社代表印が押されている。

ウ 対象会社は帳簿上AZ社に対する債務を短期借入金として計上した。

エ AZ社は、上記申し入れをしたにもかかわらず、新株予約権行使にかかる払込金を振り込まず、新株予約権の行使をしなかった（資料11-3）。

オ 対象会社は、平成23年3月4日AZ社並びにEG（以下「EG」という。）及びEH（以下「EH」という。）の代理人弁護士に対してAZ社に対する借入債務と損害賠償請求権等合計4144万4190を対当額で相殺する旨の意思表示をした（資料11-4の1～3）。

カ AZ社の債権者であるEG及びEHが、AZ社の対象会社に対する貸金返還請求権を譲り受けたとして、平成23年11月24日譲受債権支払請求の訴えを提起した（東京地方裁判所平成23年（ワ）第37905号。以下本項において「第1訴訟」という。）（資料11-5）。

キ 対象会社は、第1訴訟において準備書を提出して債権譲渡禁止特約及び相殺の抗弁を主張し、これを裏付ける証拠を提出している（資料11の6の1～4、資料11の7の1～24）。

ク 第1訴訟は平成25年6月11日原告の取下げ及び被告のこれにたいする同意により終了した（資料11-8-1～2）。

ケ EG及びEHは、AZ社の対象会社に対する貸金返還請求権を差し押さえ（東京地方裁判所平成25年（ル）第9059号）（資料11-9）、平成26年2月20日に東京地方裁判所に取立訴訟を提起した（東京地方裁判所平成26年（ワ）第4097号。以下本項において「第2訴訟」という。）（資料11-10）。

コ 当委員会は、AZ社に当該貸金返還請求権の存否について照会したが、AZ社から回答はなかった。

サ 当委員会は、EGらに当該貸金返還請求権の存否について照会したところ、EGは平成26年11月13日付で平成26年事件の訴状及び債権差押命令を送付し、EHは、平成26年11月17日付回答書を送付し、同じく訴状及び債権差押命令を同封し、AZ社の対象会社に対する貸金返還請求権が存在する旨回答した（資料11-11の1～2）。

シ 菊地博紀は、第1訴訟がEGらによる取下げの申し出と対象会社の同意により終了したことから、EGらが対象会社の主張が認められると思って取下げたものと理解し、取下げに応じたことから当該紛争は解決したものと理解して裁判和解によりAZ社に支払う必要がないことが明らかになったものと認識していたと述べる。

（2）以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 対象会社がAZ社に対する3000万円の借入債務を負っていたことは、対象会社自身認めるところである。

イ しかし、対象会社は第1訴訟提起の6か月以上前から相殺通知を送付し、第1訴訟提起前から一貫してAZ社からの借入金につき支払義務がない旨主張している。

ウ EGらが自ら第1訴訟を取り下げ対象会社がこれに同意したことから、第1訴訟が平成25年6月11日に終了したものであり、第1訴訟の終了はEGら及び対象会社の合意の上である。すなわち、対象会社は当時、EGらの主張が到底認められるものではないものと理解していたと容易に推測され、全面的に争っていたにもかかわらず取下げに同意したのも、EGらによる再訴はないものと理解していたからである。したがって、対象会社は、EGらが訴訟を取下げたことからもはやAZ社に対する借入金の返済債務は消滅したものと認識したといえる。

エ 菊地博紀も上記(1)シのとおり、当時対象会社は、EGらが訴訟を取り下げたことで実質的に勝訴したものと理解し、対象会社のAZ社への支払義務がないものと理解して上記会計処理を行ったことは、当時第1訴訟が終了した経緯からすれば、首肯できるところである。

（3）会計処理の妥当性

上記検討のとおり、対象会社は、EGらが第1訴訟を取り下げ終了したことから、EGらが対象会社に対して行使しようとしたAZ社の債権の存在が認められないものと理解したことで、AZ社への借入債務を債務免除益に計上したことは当時の認識に基づけばその会計処理が不適正とはいえない。

また、EGらが第2訴訟を提起したことからすれば、敗訴する可能性が零ではない以上、対象会社が平成26年3月期に4202万円を訴訟損失引当金として計上していることも不適正とはいえない。

1.2 Yの立替債権について

Yは、対象会社の子会社であったBTが事業譲渡をした後BTに残った税金や社会保険等の債務の立替え、対象会社の子会社である旅籠の業務委託報酬債務の立替え、BLに対する債務の立替えその他自身が多額の立替債権を対象会社に対して有する旨主張する。これに対し、対象会社の帳簿に対象会社のYに対する債務は一切計上されていない。そこで、その会計処理の適否が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 平成26年11月28日、当委員会によるヒアリングにおいてYは、上記のとおり供述した。

イ Yは対象会社に対し、同年12月5日及び19日、関係資料の写しを提出した。各資料のうち、Y個人の立替債権の発生を基礎付ける資料は、対象会社のBLからの借入金に関するものだけであった。

(2) 以上認定の事実によれば、以下のとおり判断される。

ア 対象会社のBLに対する債務の立替について

「1 株式会社BLの対象会社に対する貸金債権について」で記載したとおり、対象会社のBLに対する借入債務をYが対象会社に代わって弁済した事実については、前提となる対象会社の債務の存在が認められず、また、Yによる弁済の事実も認定できないため、認められない。

イ その他の債務の立替について

その他の債務の立替についてYは、当該立替を裏付ける証拠の提出を一切していない。また、Yは、平成26年4月28日以降対象会社の総務部長として対象会社に関与するようになったが、対象会社に対する自身の立替債権が非計上となっていることを認識した後も、当該債権を計上するよう求めたことはないと述べ、その理由を「そんな立場になかった。何とかここをしのいでくださいってというような話しだった。」と説明するが、このような態度は対象会社に対する権利者の態度として不自然かつ不合理である。

よって、対象会社に対するYの立替債権の存在を認めることはできない。

(3) 会計処理の妥当性

以上によれば、Yは対象会社に対して立替債権を有しているとはいえないため、対象会社がYに対する立替債務を計上していないことは不適正とはいえない。

1.3 AMの貸金債権について

第5「9 対象会社による平成26年6月の新株予約権に基づき払い込まれた増資金の引出しについて」で述べたとおり、対象会社の前代表者AA及びYは、同社に払い込まれた増資金計2億1229万0000円を引き出した。

その金銭の使途について、Yは、対象会社が事案解明のために設置した社内調査委員会に対し、対象会社が平成25年11月AM（以下「AM」という。）から金銭を借り受けていたので、引き出した約2億円のうち7000万円はこの借入金の返済に使用したと述べ、AM作成名義の平成26年6月25日付7000万円の領収書の写し（資料13-1）を提出した。

この領収書は、定型の領収書用紙を使用して、そこに手書きで領収年月日、宛先（「株式会社プリンシパルコーポレーション」と記載）、領収金額（「七阡萬」円の上に「¥70,000,000-」と記載）、但し書（「平成25年11月に代表取締役だった菊地博紀さん立ち会いで本社にてお貸しした返済の一部金として」と記載）及び領収者の住所氏名が記載されている。一方、対象会社はAMに対する債務を平成26年3月期（第69期）の会計帳簿に計上していない。

そこで、上記会計処理の適否が問題となる。

（1）当委員会の調査によれば、以下の事実が認められる。

ア 対象会社はAMに対する債務を平成26年3月期（第69期）の会計帳簿に計上していない。

イ Yは、社内調査委員会に対し、対象会社が平成25年11月AMから金銭を借り受けていたので、引き出した約2億円のうち7000万円はこの借入金の返済に使用したと述べ、AM作成名義の平成26年6月25日付7000万円の領収書（写し、資料13-1）を提出した。

ウ Yは、AMの借用書をヒアリング当初提出しなかったが、当委員会のヒアリングを受けた後の平成26年12月19日になって金銭消費貸借契約書の写しを提出した（資料13-2）。これには、貸主としてAMの記名押印が、借主として対象会社の記名と会社代表印の押印がある。Yは、この借用書原本をABがAMから預かって保管していると述べる。

エ 当時の代表者菊地博紀は、平成25年11月にAMなる人物に会ったことはなく、本社でAMから金銭の借入れをしたことはなく、借入のための取締役会を開催したこともないと述べる。

オ AMからの借用書及び領収書の原本及び写しは対象会社の社内調査委員会以前には保管されていない。

カ 対象会社がAMから貸金の返済を求められたことはない。

キ 当委員会が当該貸付金債権の存否についてAMに照会したが回答がなかった。

ク 対象会社の預金口座にAMからの借入金に該当するような金銭の振込みの事実はなく、この借入金の額に相当するような資金使途や資金移動の形跡もない。

ケ Yは、当委員会のヒアリングにおいて、AMの領収書写し（資料13-1）は、ABから渡され、社内調査委員会に提出するように言われて提出したものに過ぎず、詳細は知らないが、AMには、借入金の一部弁済金として7000万円を道で会って交付した旨述べる。

（2）以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

Yは、AMと対象会社間の借用書を当初提出しなかったが、当委員会のヒアリングを受けた後の平成26年12月19日になって金銭消費貸借契約書の写しを提出した（資料13-2）。これには、貸主としてAMの記名押印が、借主として対象会社の記名と会社代表印の押印がある。これによると、平成25年11月11日にAMが対象会社に対し、返済期日を同年12月2日、金利を年3%、違約金を年14.5%として1億円貸し付けたとのことである。Yは、この借用書原本をABがAMから預かって保管しているという。

この借用書写しによれば、借主は弁済期に債務を弁済しておらず、約7か月遅れて一部を弁済したことになる。そうであるならば、返済金には利息と遅延損害金が含まれ、これをまず弁済するのが通常の実務上の処理である。ところが、Yが対象会社社内調査委員会に提出した当該領収書写し（資料13-1）では利息損害金の記載がなく、単に7000万円の弁済を受けたことのみが記載されている。Yは、当委員会のヒアリングにおいて、当該領収書写しは、ABから渡され、社内調査委員会に提出するように言われて出したものに過ぎず、詳細は知らないと言いながら、AMには、7000万円を「道で会って交付した」旨述べる。しかし、このような高額の金銭を現金で、道で交付したということ自体考えられないことである。また、Yのいう貸金が一部弁済されたのみなのであれば、残金の弁済までは、高額の貸金であるから当然弁済期や利息、遅延損害金等の約定の記載された金銭の借用書原本が対象会社にも残っているはずであるが、

そのような借用書は対象会社には保管されていない。対象会社がAMから貸金の返済を求められたことはなく、当委員会が当該貸付金債権の存否についてAMに照会しても応答がなかったことは前記認定のとおりである。対象会社の預金口座にAMからの借入金に該当するような金銭の振込みの事実はなく、この借入金の額に相当するような資金使途や資金移動の形跡もなく、対象会社においてAMから金員を借り入れる旨の取締役会が開催されたことはなく、稟議書等もない。

そして、対象会社の代表印が押印された上記金銭消費貸借契約については、その原本をABがAMに代わって保管しているとのことであるが、ABは、FEグループの社長として、かつて対象会社に対してその事業を譲渡し、さらに役員を派遣し、対象会社に強い影響力を及ぼすことで対象会社と利益相反的取引を行い、対象会社から多額の経済的利益を得ていた。そうすると、上記契約書についてもABがAM及び対象会社内の知人と通じるなどして偽造した疑いがある。

以上のような状況であってみれば、当該領収書写し及び借用書写しはその原本の存否及び成立自体疑わしく、ABがAM及び対象会社関係者と通謀して作成した疑いが極めて濃い。このような内容虚偽の疑いの濃い借用書等の写しと、俄かに信を措きがたいYの供述のみをもっては、対象会社にAMに対する債務が発生したと認定することはできない。

(3) 会計処理の妥当性

以上のとおりであるから、対象会社がAMからの債務を計上していないことは不適正とはいえない。

1 4 株式会社BEの貸金債権について

Yは、社内調査委員会に対し、株式会社BE（以下「BE」という）が平成25年1月12日対象会社に対し3000万円を貸し付け、この元本は同月20日返済されたが、この金銭の出入が対象会社の会計帳簿に登載されていないと主張し、その旨の金銭消費貸借契約証書写し（資料14-1）と受領証（資料14-2）写しを提出した。実際、対象会社はこのBEに対する債務を平成26年3月期（第69期）の会計帳簿に計上していない。

そこで、上記会計処理の適正性が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば、次の事実が認められる。

ア 提出された金銭消費貸借契約証書写しには対象会社が平成25年11月12日BEから3000万円を借り受け、菊地博紀 が連帯して保証する旨の記載があり、債務者欄に対象会社の記名と会社代表印の押印が、連帯保証人兼担保提供者欄に菊地博紀 の記名押印がある。

イ また、提出された受領証写しには、平成25年11月20日3000万円を前記貸金の元本として受領したと記載され、BE代表取締役EI代理人EJの署名と押印がされている。

ウ 当時の代表者菊地博紀は、この金銭消費貸借契約証書について、BEの担当者かこの契約を仲介したEFが作成したものであること、会社代表印や菊地博紀の個人印の押印は、同人がABから強く指示されてしたものであること、平成25年11月12日に実際に対象会社においてBEから3000万円の金銭の交付がなされたが、その金銭は対象会社の勘定には入らずに、ABの手元に入ったもので、借主はABであり、対象会社及び菊地博紀はその債務の連帯保証の趣旨でこの金銭消費貸借契約証書に記名押印したものであること、そのことは貸主側の担当者も認識していたこと、現にこの貸金は、弁済期である同月20日にABによって弁済され、債務は消滅していること、及び、この受領証についてはABが、債務弁済に伴い、平成25年11月20日にBEから交付を受け、対象会社に備え置いたものであることを述べる。

エ 当委員会はBEにこのような債権発生と弁済の経緯について照会したが、何ら回答はなかった。ABにも同様の照会をしたが何ら回答はなく、ヒアリングの呼び出しにも応じなかった

オ 対象会社の預金口座にこの借入金に該当するような金銭の振込みの事実はなく、この借入金の額に相当するような資金使途や資金移動の形跡もない。また、この返済金に該当するような金銭出金の事実はなく、この返済金の額に相当するような資金移動の形跡もない。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 株式会社の代表者が、表面上会社の代表者として法律行為をしたとしても、それが代表取締役個人又は第三者の利益をはかるため、その権限を濫用してされたものであり、かつ、相手方が当該代表取締役の真意を知り、または知りうべきであったときは、当該法律行為の効力は会社につき生じない。

菊地博紀がどのようにABから強く指示されたにせよ、真実に反する契約書に安易に会社代表印や個人印を押したという事実については疑問も残るものの、他にその述べているところに反するような証拠もなく、同人の供述どおり対象会社ではなくABのために借入れがなされ、同人によってその返済がなされたこと、貸主もABのための借入であることを認識しまたは認識し得たことが認められる。そうすると、Aがかかる借入につき対象会社の代表者として代表者印を押印したことはAB個人の利益を図るための行為として代表権限の濫用にあたるが、そのような事情については、相手方も認識しまたは認識しえたものといえるため、対象会社に対して効力は及ばない。この貸金はABが借主であったもので、対象会社の債務ではなかったというべきである。

(3) 会計処理の妥当性

以上からすれば、対象会社の帳簿処理は不適正とはいえない。

1.5 AV等の貸金債権について

AV等（以下「AV」という。）が平成26年1月10日対象会社に対し7050万円を、利息年3%、弁済期を平成26年7月10日として貸し付けた旨が記載された同日付金銭消費貸借契約書があり、対象会社にはこの借入金債務があると考えられるが、同社の会計帳簿上、この借入金債務の記載はない。

そこで、上記会計処理の妥当性が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 平成26年1月10日、対象会社とAVは、元金7050万円、利息年3%、弁済期を平成26年7月10日とする金銭消費貸借契約書を作成した（資料15-2）。当該借入れについて、対象会社において取締役会決議が行われた形跡はなく（議事録が存在しない）、稟議もなされていない（稟議書が存在しない）。

イ 対象会社は、弁済期である平成26年7月10日が到来しても借入金債務を弁済しなかった。

ウ 金銭消費貸借契約書上の弁済期である平成26年7月10日、AVが対象会社に来社し、直接請求を行った。

対象会社は債務は不存在であるとして請求を拒否した。

エ 平成26年7月23日、AVの代理人より貸金の返還を請求する内容証明郵便が対象会社に送付され（資料15-3）、7月24日に対象会社に到達した（資料15-4）。

対象会社はこれに対して特に回答することはなく、債務不存在確認訴訟を検討中であったが、上記内容証明郵便以降、AVからの請求はなかった。

オ 当委員会が貸付金債権の存否についてAVに照会したところ、AV代理人より、債権は全額存在し、弁済は一度もない旨の回答がなされた（資料15-1）。

カ これに対し対象会社は、AVなる人物を知らないと述べる。金銭消費貸借契約書には保証人として対象会社の現代表者Aの記載があるが、署名欄には同人の署名がないところ、同人は、契約書の存在すら知らないし保証を拒否した経緯もないと述べる。

キ 現在に至るまで対象会社からAVへの弁済はなく、AVから対象会社に対する訴訟提起はなされていない。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 本件については金銭消費貸借契約書が作成され、対象会社の実印が押印されていることから、特段の事情のない限り、当該金銭消費貸借契約書記載の法律行為及び金銭交付があったと認められるべきである。
そこで、以下、特段の事情の有無について検討する。

イ 貸金返還請求権の要件事実が金銭の交付と返還合意であり、金銭消費貸借契約は要物契約であるところ、本件においては金銭の交付を認めるに足りる客観的証拠が存在しない。

7050万円という多額の金銭を貸し渡す場合には金銭の交付は銀行振り込みにより行うことが一般的であると考えられるが、対象会社がAVから7050万円の送金を受けたことはうかがわれない。現金交付の可能性も否定はできないが、対象会社には領収書(控え)は存在せず、当委員会からAVに対して質問書を送付し領収書の提示を要請するも、AVからの提示はない。

ウ また、当該金銭消費貸借契約は多額の金銭の借入れであるところ、対象会社において取締役会決議が行われた形跡はなく(議事録が存在しない)、稟議もなされていない(稟議書が存在しない)。

エ 対象会社の現代表者はAVを知らない旨述べるところ、当委員会からAVに対し、貸付の目的について照会するも、AVは債権の存在を主張するのみで目的について何ら回答しない。

7050万円もの金額を借り入れるには相応の目的があつて然るべきで、貸主においても当然に重要な関心事であるはずであるが、敢えてこれに回答しないのは極めて不自然である。

オ 金銭消費貸借契約書には、不動文字で「菊地博紀」が保証人と記載されているところ、菊地博紀は契約書の存在すら知らなかったし、保証人としての署名を拒絶した事実もないと述べる。貸主にとっては、債権を保全するため担保は極めて重要であるが、不動文字で保証人の名を記載しながら保証人の署名押印のないままに契約を締結したという点も不自然である。

カ 加えて、AVの代理人より対象会社に内容証明郵便が送付されてから対象会社がこれに対応しない状態が5か月近くも経過しているにもかかわらず、AVが訴訟を提起していないことも不自然と言わざるを得ない。

キ 以上からすれば、前記アにいう特段の事情が認められるというべきであり、対象会社とAVとの間の金銭消費貸借契約が成立したと認めることはできない。

(3) 会計処理の妥当性

上記検討のとおり、対象会社は、AVに対して、平成26年1月10日に7050万円の貸金返還債務を負った事実を認めることはできない。

したがって、対象会社が上記取引に関して何も記載しないという会計処理を行ったことは不適正とはいえない。

16 株式会社BFの貸金債権について

株式会社BF（以下「BF社」という）が平成25年9月10日対象会社に対し2000万円を、弁済期を平成26年6月30日として貸し付けた旨が記載された同日付金銭消費貸借契約書写し（資料16-1）及びBF社が平成25年12月10日対象会社に対し2000万円を、弁済期を平成26年7月10日として貸し付けた旨が記載された金銭消費貸借契約書写し（資料16-2）があり、対象会社にはこれら借入金債務があると考えられるが、同社の会計帳簿上、この借入金債務の記載はない。

そこで、上記会計処理の適否が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 平成25年9月10日付借入金債務について

(ア) 平成25年9月10日付金銭消費貸借契約書（資料16-1）には、BF社が対象会社に対して弁済期を平成26年6月30日として2000万円を貸渡し、同社がそれを受領した旨が記載され、対象会社の会社代表印に類似する会社代表印が押されている。

なお、上記契約書前文中には、債権者に対する保証人を、当時の対象会社代表取締役であった菊地博紀とする旨の記載が不動文字でなされているものの、保証人欄には同人の記名捺印は存しない。

対象会社において、上記契約書の原本は発見されていない。

(イ) 上記借入れが対象会社において社内稟議や取締役会で取り上げられた形跡はない（議事録や稟議書が存在しない。）。

(ウ) 菊地博紀 は、BF社に対する債務の存在を一切認識しておらず、そもそもBF社など知らない、上記契約書にも見覚えがなく、自らがBF社に対して対象会社の債務を連帯保証した事実もない旨、及び、上記契約書(写し)の存在が判明した経緯として、菊地博紀 が、平成26年7月1日、東京都港区赤坂二丁目8番18号赤坂妙和ビル所在の株式会社171総合研究所に赴いたところ、「BF社の実質オーナー」を名乗るEKなる人物より、対象会社がBF社に対し合計4000万円の借入金債務を負っているなどとして、上記契約書写しを交付された旨を述べる。EKとBF社の関係は明らかではない。

(エ) 上記以外に、上記借入金に関して、BF社から対象会社に対し、書面による弁済請求や、差押え、訴え提起などの法的措置がなされたことを認めるべき証拠はない。当委員会より、当該貸付金債権の有無、請求の意思の有無等についてBF社に照会した(資料16-3)ところ、BF社からの回答はなされなかった。

(カ) 対象会社の預金口座において、BF社から2000万円の送金を受けた形跡はない。現金で入金し口座に振り込んだような履歴もない。対象会社に2000万円を受領したことを示す領収書あるいは受領書(控え)の類の諸票はない。

イ 平成25年12月10日付借入金債務について

(ア) 平成25年12月10日付け金銭消費貸借契約書(資料16-2)には、対象会社がBF社から2000万円を受領した旨が記載され、対象会社の会社代表印に類似する会社代表印が押されている。なお、上記契約書前文中には、債権者に対する保証人を、当時の対象会社代表取締役であった菊地博紀 とする旨の記載が不動文字でなされているものの、保証人欄には同人の記名捺印は存しない。

対象会社において、上記契約書の原本は発見されていない。

(イ) 上記借入れが対象会社において社内稟議や取締役会で取り上げられた形跡はない(議事録や稟議書が存在しない)。

(ウ) 菊地博紀 は、BF社に対する債務の存在を一切認識しておらず、そもそもBF社など知らない、上記契約書にも見覚えがなく、自らがBF社に対して対象会社の債務を連帯保証した事実もない旨、及び、上記契約書(写し)の存在が判明した経緯として、菊地博紀 が、平成26年7月1日、東京都港区赤坂二丁目8番18号赤坂妙和ビル所在の株式会社171総合研究所に赴いたところ、「BF社の実質オーナー」を名乗るEKなる人物より、対象会社がBF社に対し合計4000万円の借入金債務を負っているなどとして、上記契約書写しを交付された旨を述べる。EKとBF社の関係は明らかではない。

(エ) 上記以外に、上記借入金に関して、BF社から対象会社に対し、書面による弁済請求や、差押え、訴え提起などの法的措置がなされたことを認めるべき証拠はない。

(オ) 当委員会より、当該貸付金債権の有無、請求の意思の有無等についてBF社に照会した(資料16-3)ところ、BF社からの回答はなされなかった。

(カ) 対象会社の預金口座において、BF社から2000万円の送金を受けた形跡はない。現金で入金し口座に振り込んだような履歴もない。対象会社に2000万円を受領したことを示す領収書あるいは受領書(控え)の類の諸票はない。

(2) 以上認定の事実によれば以下の通り判断される。

以上の通り、BF社から対象会社に対し、貸付金の交付がなされた形跡は一切存しない。

また、本件貸付けは対象会社にとって、取締役会決議を要する「多額の借財」(会社法362条4項2号)に該当すると思料される所、対象会社において上記2件の貸金の存在が認識されていた形跡は一切なく、金銭消費貸借契約書の原本も、いずれも保管されていない。そして、BF社との関係が明らかでない、EKなる人物から契約書写し2通がはじめて提出されたに過ぎず、BF社の代表権を有する者による請求が一切なされず、当委員会の照会にも回答しないというのは、真に債権を有する者の採る行動ではないと考えられる。更に、上記金銭消費貸借契約書には、不動文字で「菊地博紀」が保証人と記載されているところ、菊地博紀は契約書の存在すら知らなかったし、保証人としての署名を拒絶した事実もないと述べる。貸主にとっては、債権を保全するため担保は極めて重要であるが、不動文字で保証人の名を記載しながら保証人の署名押印のないままに契約を締結したという点も不自然である。

従って、金銭消費貸借契約書(写し)があったとしても、このような貸金債務の存在を認めるに足りないというべきである。

(3) 会計処理の妥当性

上記検討のとおり、対象会社は、BF社に対して、平成25年9月10日に2000万円の貸金返還債務を負った事実は認められず、また、平成25年12月10日に2000万円の貸金返還債務を負った事実も認められない。

したがって、対象会社が上記取引に関して何も記載しないという会計処理を行ったことは不適正とはいえない。

1.7 株式会社BGの貸金債権について

株式会社BG(以下「BG」という。)は、平成26年6月13日対象会社に対し1億円を、弁済期を平成26年6月30日として貸し付けた旨が記載された同日付金銭消費

貸借契約公正証書（資料17-1）があるが、対象会社においては債務として計上していない。

そこで上記会計処理の適否が問題となる。

（1）当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 平成26年6月13日付金銭消費貸借契約公正証書には、BGが平成26年6月13日対象会社に対し1億円を、弁済期を平成26年6月30日として貸し渡し、同社がこれを受領した旨が記載されている。（資料17-1）。

イ 対象会社作成の領収証はなく、対象会社の預金口座にも1億円が入金された形跡はない。

ウ 上記借入れが社内稟議や取締役会で取り上げられた形跡はない。

エ 菊地博紀は、平成26年6月に突然上記公正証書が送付されたものの、Yが気にしないでいいと言いながらこれを持ち去ったことから、架空の公正証書が作成されたもので、公正証書に対象会社の代理人として記載されたCEは平成26年6月開催の定時株主総会における代表取締役候補者となった者であってABやYと親しい人物である旨述べる。

オ 当委員会が上記貸付金債権の存否についてBGに照会したところ、現在までBGから回答は一切ない。

カ 上記公正証書の到達以降、BGからの請求はない。

（2）以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

本件については、金銭消費貸借契約公正証書が作成されていることから、特段の事情のないかぎり、当該金銭消費貸借契約公正証書記載の法律行為及び金銭の交付があったと認められるべきである。

そこで、以下、特段の事情の有無について検討する。

貸金返還請求権の要件事実は金銭の交付と返還合意であり、金銭消費貸借契約は要物契約であるところ、対象会社が領収証を発行した形跡はなく、預金口座にも入金がなく、さらに帳簿上の記載もないことから、対象会社がBGから金銭を受領した事実を認めるに足りる客観的証拠が存在しない。

また、対象会社は借入れの際に必要な社内手続も経ていない。

当時対象会社の役員でも従業員でもなかったCEが、金銭消費貸借契約公正証書作成の際に対象会社代理人となっていること自体不自然である。

他方BGは、対象会社に1億円もの多額の金銭を貸し付けているにもかかわらず、当委員会からの照会に回答しないのは極めて不自然であるし、上記公正証書の送付以後弁済期（平成26年6月30日）を約6か月経過しても、催告もなければ強制執行の手続をとらないことも不自然と言わざるを得ない。

したがって、対象会社がBGから金銭を受領したと認める特段の事情が存在することから、金銭の授受があったとは認められず、対象会社はBGに貸金返還債務を負わない。

（3）会計処理の妥当性

以上によれば、対象会社がBGから1億円を受領したと認めることは困難であるから、対象会社が債務として計上しなかったことは不適正とはいえない。

18 BM及びBNの貸金債権について

対象会社とBM（以下「BM」という。）及びBN（以下「BN」という。）との間には、BMが平成23年7月19日に対象会社に2200万円を、返済期日を平成23年8月31日として貸し付けた旨記載された同日付金銭消費貸借契約書（資料18-1）及びBNが平成23年7月19日に対象会社に800万円を、返済期日を平成23年8月31日として貸し付けた旨記載された同日付金銭消費貸借契約書（資料18-2）があり、両貸付に関し、平成25年6月13日付合意書（資料18-3）には、対象会社がBMに対して4000万円を、BNに対して1000万円を、支払期日を平成25年7月1日として支払う旨記載されており、同年10月25日付和解調書（資料18-4）には、対象会社がBMに3188万円を、BNに797万円を、その約定に従って支払う旨記載されている。

これらによれば、対象会社の上記両貸付に基づく貸金返済債務が平成25年6月13日及び同年10月25日時点において存在していると考えられる。しかし、対象会社においては、平成23年7月22日にBNからの借入金800万円を短期借入金800万円に計上し、同日にBMからの借入金3200万円を短期借入金3200万円に計上したものの、平成25年4月1日にBNに800万円を返済し、同日にBMに3200万円を返済したとして、平成26年3月期において債務として計上していない。その後、平成27年3月期第2四半期にて、BN及びBMに対する保証債務について、債務保証損失引当金3000万円を設定している。

そこで、上記会計処理の適否が問題となる。

（1）当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 平成23年7月19日付金銭消費貸借契約書（以下、本項において同契約書を「本件契約書1」という。）（資料18-1）には、BMが同日対象会社に対して、返済

期日を平成23年8月31日、利息を年3%、遅延損害金を年5%として3200万円貸付けた旨記載されている。

また、平成23年7月19日付金銭消費貸借契約書（以下、本項において「本件契約書2」という。）（資料18-2）には、BNが同日対象会社に対して、返済期日を平成23年8月31日、利息を年3%、遅延損害金を年5%として800万円貸付けた旨記載されている。

イ 平成25年4月1日付領収書（資料18-9）には、BMが対象会社から平成23年7月付貸金の元本として3200万円を受領した旨記載されている。

平成25年4月1日付領収書（資料18-10）には、BMがBNに代わって対象会社から平成23年7月付貸金の元本として800万円を受領した旨記載されている。

さらに、同日付消費貸借契約書（資料18-6）には、BMがABに対し5000万円を、返済期日を内2750万円につき同月30日、内2250万円につき同年5月31日、保証人を菊地博紀として貸し付ける旨記載されている。

ウ 平成25年6月13日付本件合意書（以下本項において「本件合意書」という。）（資料18-3）には、対象会社は、本件契約1に関し、BMに対し平成25年7月1日に4000万円を支払い、本件契約2に関しBNに対して同日に1000万円を支払うこと、遅延損害金を年14.6%とすること並びに菊地博紀及びABは対象会社の債務を連帯保証することが記載されている。

本件合意書の作成につき対象会社の社内稟議や取締役会で取り上げられた形跡はない。

エ 平成25年7月5日付FAX（資料18-7）には、BM及びBNの代理人が対象会社及びABに対して、同年6月13日付合意書に従った支払いが一切なされていないことを理由に、同年7月5日の300万円の支払い及び同月8日までの支払条件の提示を求める旨記載されている。

オ 平成25年8月7日から同年10月11日までに作成された19通の領収書（資料18-11）には、BM及びBNの代理人が対象会社から貸付金の一部弁済として金銭を受領した旨が記載されている。金銭の1回ごとの受領額は最小で5万円、最大で140万円で総額560万円であり、支払期日は不規則である。

カ 平成25年8月2日、BMおよびBNは対象会社を被告として訴えを提起した。同訴訟上の和解に基づく平成25年10月25日付和解調書（以下、本項において「本件和解調書」という。）（資料18-4）には、対象会社は、菊地博紀及びABと連帯して、BMに対して3188万円の借入金債務及びこれに対する平成25年7月1日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金の支払義務があり、また、BNに対して797万円の借入金債務及びこれに対する平成25年7月1日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金の支払義務があること並びに、BMに対する上記債

務につき、平成25年11月から平成26年10月まで毎月末日限り借入金元本として240万円、平成26年11月末日限り本件借入金元本として308万円、平成26年12月末日限り遅延損害金全額を指定口座への振込により支払うこと及びBNに対する上記債務につき、平成25年11月から平成26年10月まで毎月末日限り借入金元本として60万円、平成26年11月末日限り本件借入金元本として77万円、平成26年12月末日限り遅延損害金全額を指定口座への振込により支払うこと等が記載されている。

本件和解調書の作成につき対象会社の社内稟議や取締役会で取り上げられた形跡はない。

キ 平成25年10月25日から平成26年6月20日の間に作成された17通の領収書（資料18-11）には、BM及びBNの代理人が対象会社から貸付金の一部弁済として金銭を受領した旨が記載されている。

うち平成25年10月25日、同年11月30日及び平成26年2月17日付受領証の受領額は300万円であり、また、同月27及び28日付受領証の受領金額は併せて300万円となっている。一方で、平成26年3月、4月が作成日付の領収書はない。同年5月、6月が作成日付の領収書は受領額が3万円のものから60万円のものまで複数あり、不定期に返済がなされているが、同月日付の受領額を併せても300万円に満たない。

ク 平成26年2月8日付菊地博紀 作成のメモには、「外国人 訴訟和解 600万円（毎月300万円 残3300万）」との記載がある。

ケ 対象会社楊のパソコン内に保存されていた文書ファイルでは、貸付人、貸付金額（残額）、特記事項、会社借入事実の有無、貸出日等、本人からの返済要求、会社の対処の各項目が表形式に整理され、「外国人（BM） 30,000,000 裁判和解 有 支払う義務があり」と記載されている。

コ 平成26年6月5日付メール（資料18-8）では、BMが、菊地博紀 に宛てて、貸付金につきABから現金で一部返済を受けたものの不十分であり、菊地博紀 及び対象会社には早期の対応を求めており、また、訴訟提起の準備を進めたことを伝えている。

サ BM及びBNは、当委員会の質問状に対する平成26年11月18日付回答書（資料18-5）において以下のとおり主張する。すなわち、本件契約書1及び2に基づき、BMは3200万円を、BNは800万円を対象会社に貸し付けたが、対象会社は約定期日の返済を怠ったため、平成25年6月13日には、それまでの利息及び損害金を加味して本件合意書が作成された。さらに同合意書の約定に従った返済もなされなかったため、両人は対象会社を被告として訴えを提起し、訴訟上の和解により本件和解調書が作成された。しかし、対象会社は和解調書に従った支払いも平成25年12月分以降遅滞した。なお、本件和解調書に基づく債務の支払いは菊地博紀 又はABが現金でBM及びBN代理人の事務所に持参するという方法でなされていた。平成26年11月

18日現在、BMは対象会社に対して元本及び遅延損害金を併せて、2314万8755円の債権を、BNは対象会社に対して元本及び遅延損害金を併せて578万7189円の債権を有している。

ス 対象会社の主張は以下のとおりである。すなわち、本件契約書1及び本件契約書2に基づき契約を締結したことは争わない。しかし、対象会社は、平成25年4月1日、各契約に基づく貸金債務の総額4000万円を返済した。BM及びBNは同日、ABを債務者として4000万円を返済額5000万円として貸し付けた（資料18-6）。しかし、ABが支払いを怠ったため、同人が返済を実行するがそれを対象会社が保証するという趣旨で、本件契約書1及び本件契約書2に基づく債務が存続しているものとして本件合意書が作成された。さらに、その後ABが支払いを怠ったので、BM及びBNから訴訟を提起され、やはり、返済の実行者はABという趣旨で対象会社を連帯債務者とする本件和解調書が作成された。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 対象会社による本件契約1及び本件契約2の債務の弁済について

対象会社も認めるとおり、対象会社は本件契約書1及び本件契約書2に基づき両契約書記載のとおりBM及びBNに対して貸金返還債務を負った。しかし、平成25年4月1日付領収書2通（資料18-9及び資料18-10）によれば、対象会社は同日に両契約書に基づく債務の弁済をしたと認められる。BM及びBNは本件契約書1及び本件契約書2に基づく債務が弁済されていないと主張するが、かかる主張は上記証拠に反し、認められない。

イ BMとABとの消費貸借契約の成立について

金銭消費貸借契約の成立要件は①金銭返還合意及び②金銭の交付である。

金銭返還合意（①）について検討するに、平成25年4月1日付消費貸借契約書（資料18-6）には、BMがABに対して、平成25年4月30日に2750万円、同年5月31日に2250万円返済するという条件で5000万円貸し付けた旨記載され、両当事者の署名があることから、両当事者間で金銭返還合意がなされたと認められる。続いて、金銭の交付（②）について検討する。対象会社は、上記合意に基づきBMからABに交付された金銭は4000万円であると主張する。かかる主張は、元本5000万円として貸し付ける旨記載する上記契約書の記載内容に反するものである。しかしながら、菊地博紀は、対象会社の借入金の返済日にABから、対象会社の返済金4000万円につきABが改めてBMから貸付を得させることを強要されたと供述する。かかる供述は、同日に対象会社からBMに対し先の貸付金の返済として合計4000万円の現金の授受がなされ、（資料18-6、資料18-7）BMは少なくとも4000万円の現金を同日所持していた一方、同人が返済を受けた金銭とは別にさらに1000万円を所持していたとは考えにくいことからすれば、BMが同日に5000万円をABに交付す

ることは困難であることから信用できる。よってBMが上記契約に基づいてABに交付した金額は4000万円であったというべきである。

そうすると、平成25年4月1日にBMとABとの間で4000万円の交付に対して5000万円返還する旨の金銭消費貸借が締結され、4000万円の金銭交付がなされたというべきである。

ウ 本件合意書の効果について

(ア) 本件合意書の解釈

本件合意書は、本件契約書1及び本件契約書2に基づく債務を対象会社が承認し、さらに、その支払方法について定めたものであるところ、本件契約書1及び本件契約書2に基づく対象会社の債務は上述のとおり既に消滅しているため、本件合意書に記載された権利関係は当時の事実関係を反映させたものではない。

この点、菊地博紀は、ABが上記契約に基づく債務の支払いを怠ったため、同人の返済債務を対象会社が保証するという趣旨で、あえて本件契約書1及び本件契約書2に基づく債務が存続しているものとして本件合意書が作成されたと供述する。かかる供述は、対象会社の代表取締役である菊地博紀及びBMが本件契約書1及び2に基づく債務が弁済により消滅した事実を知りながら、その債務の存続を前提とする本件合意書に押印していること、対象会社の役員でもないABが本件合意書において対象会社の債務を保証する保証人となっていること、本件契約書1及び本件契約書2に基づく貸付金総額は4000万円であったのに対し、本件合意書においては借入金総額が5000万円となっており同額は平成25年4月1日付け消費貸借契約書においてABがBMに対して返還を約束した額と一致すること並びに本件合意書は計5000万円という多額の返済につき定める重要な文書であるにも拘わらずルーズリーフに作成されたのはABの個人的な債務を前提とする故に即席で作成されたためと考えられることから信用できる。

さらに、菊地博紀は本件合意書に基づく債務の支払責任はその記載に拘わらず第一次的にはABが負担するものであったと供述するが、BMが菊地博紀に宛てたメール(資料18-8)によれば、本件合意書及び後述のとおり本件合意書の債務を前提として作成された本件和解調書に基づく債務につき、ABが債務の弁済をしていたことが認められ、また両債務の弁済が少額かつ不定期で多数回にわたってなされていたこと(資料18-11)は対象会社ではなくABが個人的に金銭を工面しBM及びBNの代理人に支払っていた故であると考えられる。よって菊地博紀の供述のとおり、本件合意書においては、対象会社が主債務者の地位に立つものの本件合意書に基づく債務の第一次的な支払責任はABにあり、ABが自ら工面した金銭を対象会社の債務の弁済としてBM及びBNの代理人に支払っていたといえる。

これに対し、BM及びBNは、本件合意書の作成経緯につき、本件契約書1及び2に基づく貸付金債務の返済を対象会社が遅滞したために、それまでの利息及び遅延損害金を加味して決定されたと主張する。しかし、上記のとおり対象会社が上記両契約書に基づく債務について遅滞した事実は認められない。また、本件契約書1では、弁済期を平成23年8月31日として利率3%および遅延損害金5%の条件で3200万円を貸し付けているところ、本件合意書を作成した平成25年6月12日時点での元本、利息及び

遅延損害金の合計額は約3500万円であり、4000万円を大きく下回る。よって、利息及び遅延損害金を加味して4000万円の返済を合意をするという主張事実は不自然なものであり認められない。また、BNの800万円の貸金債権を利息及び遅延損害金を加味して1000万円の支払債務としたという主張事実についても同様に認められない。

そうすると、本件合意書は、ABがBMに対して負った5000万円の返還債務につき支払いを怠ったため、同債務につきABより信用のある対象会社を主債務者の地位に立たせ、その一方で本来的には返済責任者であるAB及び同人を紹介した菊地博紀を保証人とし、同債務の支払責任及び方法を確認する趣旨で作成されたものと認めるべきである。そして、本件合意書には、対象会社、菊地博紀、AB、BM及びBNの署名又は押印があり、これらはその意思に基づくものと認められることから、本件合意書に基づき上記趣旨に基づく法律関係が当事者間で形成されたというべきである。すなわち、本件合意書は、本件契約書1及び2の存続を前提とする点で事実関係に誤りがあるが、結果的に、対象会社は本件合意書記載のとおり、平成25年7月1日にBMに対して4000万円を、BNに対して1000万円を返済する法的義務を負い、また、菊地博紀及びABは対象会社の債務について保証債務を負担した。なお、対象会社とABとの間では、ABが対象会社のために自ら工面した金銭をBM及びBNに支払うという内部的な取り決めがあった。

(イ) 本件合意書の効果の対象会社への帰属について

株式会社の代表者が、表面上会社の代表者として法律行為をしたとしても、①それが自己または第三者の利益をはかるため、その権限を濫用してなされたものであり、かつ、②相手方が当該代表取締役の真意を知り、または知りうべきであったときは、当該法律行為の効力は会社につき生じない。

本件合意書は、対象会社の業務と何ら関係なくAB個人が負った5000万円という多額の債務につき対象会社が債務引受するという内容であり、対象会社の内部承認も経ていないことからすれば、対象会社に対する加害行為と言うほかなく、菊地博紀が本件合意書に対象会社の代表者として押印したことは、第三者の個人的利益を図り対象会社に損害を与える行為として権限の濫用にあたる。

続いて、BM及びBNの上記権限の濫用に対する認識について検討する。本件合意書がAB個人に対する貸付債務の対象会社の債務引受であることは両人も当然認識しているところであり、さらに、前提となるABに対する貸付条件は平成25年4月1日に4000万円貸し付け、翌月31日に5000万円返還するというもので、その額の大きさに加え、利息の年率は150%にあたり、その違法性が明白であること（利息制限法1条、2条及び出資法5条1項参照）からすれば、凡そ対象会社の合理的な経営判断としてかかる債務の引受けがあり得ないことは明白である。よって、BM及びBNは、菊地博紀が本件合意書に対象会社の代表者として押印することがその権限の濫用にあたることを認識し又は認識し得たというべきである。

従って、本件合意書に基づく法律効果は対象会社には及ばないため、対象会社は本件合意書に基づきBM及びBNに対して債務を負担しない。

ウ 本件和解調書の効果について

本件和解調書は、対象会社、菊地博紀，ABが連帯して、BMに対して3188万円及び平成25年7月1日以降年14.6%の遅延損害金を、BNに対して、797万円及び同日以降年14.6%の遅延損害金を支払う旨記載されている。かかる内容はBM及びBNの主張のとおり本件合意書に基づく債務総額から一部弁済額を控除して算出したものであり、また、遅延損害金の発生日及び内容は本件合意書のそれと同じであることから、本件和解調書は、本件合意書に基づく債務につき作成された債務承認弁済契約を記載したものに当たる。よって本件合意書に係る事情は本件和解調書の作成においても引き続き妥当する。

そうすると、菊地博紀が対象会社のために本件合意書に押印したことが対象会社の代表者としての権限濫用にあたるのと同様に、同合意書の債務を承認する内容の和解調書を作成する行為も対象会社の代表者としての権限濫用行為にあたる。また、BM及びBNがそのことを認識しまたは認識し得たという点についても同様である。

よって本件和解調書を菊地博紀が対象会社の代表者として作成したとしてもその効力が否定されないとは言い難い。従って対象会社が本件和解調書上の和解契約に基づきBM及びBNに対して債務を負担したとは直ちには認められない。

なお、対象会社は本件和解調書の作成に応じたことから、対象会社が債務負担していることを前提とする内部メモ（資料18-12、資料18-13）を残しているが、本件和解調書を作成したことを踏まえた内部的認識にすぎず、それらのメモを作成したことから、本件和解調書に基づく債務を対象会社が負っているということとはできない。

(3) 会計処理の妥当性

以上のことから、対象会社がBNから800万円を借り入れ、BMから3200万円を借り入れたことが認められ、その後BNに800万円を返済し、BMに3200万円を返済したことを認めることができることから、対象会社が債務として計上しないことが不適正とはいえない。

一方、対象会社は、本件合意書および本件和解調書に基づき貸金返済債務を負ったという会計上の処理はしていない。しかし、対象会社は上記のとおり本件合意書及び本件和解調書に基づく債務を負担したとは直ちには認められないことから、かかる会計処理は不適正とはいえない。

なお、対象会社は、本件和解調書に基づく債務につき、平成27年3月期第2四半期において、債務保証損失引当金3000万円を計上している。対象会社は本件合意書及びそれに基づく本件和解調書につき、ABの個人債務を保証するという認識で作成しており、現実にはABが第一次的に本件合意書及び本件和解調書に基づく債務の支払いを自らの資金で実際に行っていたこと、ABが債務の支払を怠って初めて現実的に対象会社が同債務の支払をせざるをえない事態が生じたこと、さらに対象会社が当該保証債務を履行したとしても、ABからその履行に伴う求償債権を回収できる見込みがないと予測されることから、ABが本件和解調書に基づく債務の支払いを行わないことが明白とな

り債権者から支払いを求められるに至った平成27年3月期第2四半期の時点で債務保証損失金を計上する会計処理は不適正とはいえない。

19 B Oの貸金債権について

対象会社とB O（以下「B O」という。）との間には、平成25年4月25日付金銭消費貸借契約書が存在し（資料19-1）、平成25年6月27日には、B Oから金250万円を貸し渡したとの内容証明郵便が送達されている（資料19-3）。一方、対象会社においてB Oからの借入れが計上されたことはなく、平成26年3月期にはB Oからの債務が計上されていない。

そこで、上記会計処理の適正性が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 対象会社には、対象会社を債務者、B Oを債権者とし、債権者が債務者に対し平成25年4月25日500万円を、返済時期を平成25年5月24日、返済ができない場合、債務者の発行する株式40万株を債権者に代物弁済する旨の内容の平成25年4月25日付金銭消費貸借契約書が保管されている。

イ B Oは「株式会社プリンシパルコーポレーション代表取締役菊地（原文ママ）博紀」宛に、平成25年6月27日、「私は平成25年4月25日、貴殿に対し金250万円を返済期同年5月24日として貸し渡しました」と記載し、返済されていないので返済せよとの内容証明郵便を送達した（資料19-3）。

ウ 対象会社はB Oに対し、平成26年7月23日、「昨年B O様より実行して頂きました借入につきまして、現在、借入残として計上しております。ただ、先般実施いたしました増資資金も流出等があり、返済出来ず、ご迷惑をおかけしていること、心よりお詫び申し上げます」と記載した確認書を発行した。

エ 対象会社は、平成25年度の元帳の短期借入金欄の平成25年6月3日欄に「現金 株）CC 5,000,000」との記載をした。

オ 当委員会が当該貸付金債権の存否についてB Oに照会したところ、B Oは、平成25年4月25日付金銭消費貸借契約書の500万円は、平成26年2月28日返済を受け、平成25年4月25日に菊地博紀より、EMに貸付を行いたいとの依頼を受け、菊地博紀に個人的に250万円を貸し付けたが、平成25年8月末に現金返済を受けた旨の回答をし、対象会社に対する平成26年2月28日付の平成25年4月25日付金銭消費貸借契約書に基づく貸付金の返済金500万円の受領書、平成26年8月31日

付菊地博紀 宛の金250万円の受領書、貸付の経緯と題する文書を提出した（資料19-5乃至7）。

カ 菊地博紀 は、「BOに対する借入れについて、対象会社の元帳に記載された株式会社CC（以下「CC」という）の代表取締役がBOであることから、対象会社はCCからの借入金500万円を計上していたが、平成26年1月15日に代表取締役を解任され、対象会社の現金が保管されている金庫の鍵や通帳を管理することがなくなり、資金の移動についても関与できない立場になったので、平成26年6月27日の株主総会で代表取締役に復帰するまで、BOに対する弁済は行われていないと認識していた。このため、対象会社の帳簿からCCからの借入金500万円が平成26年3月期に抹消されている理由は不明であり、株主総会後の平成26年7月23日、BOに対し、返済猶予の確認書（資料19-2）を送付してしまったが、今回、BOからの第三者委員会宛の回答書の記載により、BOに対する対象会社の借入金は弁済されていることが判った旨述べる。

（2）以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

菊地博紀 は、BOがCCの代表者であるので、対象会社の帳簿上、BOからの500万円の借入金をCCからの借入金として計上したと述べるが、元帳の借入日が平成25年6月3日となっており、金銭消費貸借契約書の日付は平成25年4月25日であることから齟齬がある。また、BOは、当委員会の債権の存否に対する照会に対し、対象会社に対する500万円の貸付金は弁済を受け、菊地博紀 個人に250万円を貸し付けたが、これも平成26年8月31日に返済を受けた旨回答したが、BOは、平成25年6月27日、「株式会社プリンシパルコーポレーション代表取締役菊地（原文ママ）博紀」宛に金250万円の返済を内容証明郵便で催告しており、菊地博紀 個人に貸し付けたとの回答には疑問の余地がないとは言えない。

しかし、BOが、対象会社に貸し付けた金500万円は、弁済を受けたとしてその旨を記載した経緯書とBOの印鑑を押捺した受領書を添付のうえ、当委員会に回答していることから、債権者自身債務が弁済されていると述べ、証拠を添えて回答している以上、弁済されたと判断すべきである。

BOの送付した内容証明郵便には「私は貴殿に対し」と記載し、「貴殿」としていることから、BOが個人に対する貸付を催告したと解することも可能であり、菊地博紀 が平成26年1月15日に解任された以降は、菊地博紀 が金庫の鍵をAAに引渡し、対象会社の資金管理をしていなかったことからすれば、情を知らない菊地博紀 の説明に多少の不自然な点があるとしても、上記認定を覆すものではなく、他に弁済がなかったとする証拠はない。

（3）会計処理の妥当性

以上からすれば、対象会社がBO直樹に対する500万円の債務を計上していないことは、不適正とはいえない。

20 株式会社BHに対する債権の貸倒引当繰入について

対象会社は平成25年10月1日に株式会社BH（以下「BH」という。）と売買基本契約を締結し（資料20-7）、同月2日にLED照明器具合計5018万4750円の発注を行い（資料20-10及び11）、同日、その代金全額を支払った（資料20-12及び13）が、対象会社は、平成26年3月期において、この支払った代金については返還されるべき債権とし、これを破産更生債権として5048万4750円を計上し、全額貸倒処理がなされている。

この代金の返還を求めることの根拠が、必ずしも明らかでないことや、この返還請求権が不良債権化するまでの時間が短期間であることから、この取引が実体を伴うものであったかどうか問題となる。

また、BHから対象会社に対象会社の会社代表印が宅急便により送付された証拠があるが、何故、BHが対象会社の会社代表印を保有していたのかが問題となる。

（1） 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア BHは、後記取引当時東京都渋谷区に本店を設け京都に支社を、長野に営業所をそれぞれ置き、太陽光発電事業、LED照明事業などを行っていた会社（資料20-1及び資料20-3）である。株式会社EN（以下「EN」という）は東京都中央区に本店を設け、各種企業経営に関するコンサルタント業務などを業とする会社である（資料20-2）。

イ 平成25年9月25日付対象会社とBH間の株式譲渡契約の覚書（資料20-4）によれば、対象会社とBHとは同日「平成25年9月27日に株式譲渡契約を締結する」とされ（第1条）、対象会社は、BHより環境事業担当者を受け入れると定められ（第2条）、対象会社はBH代表者であるBY（以下「BY」という。）を環境事業部門の責任者として迎えると定められたが、同月27日に株式譲渡契約は締結されていない。

この覚書には両社の会社代表印が押捺されている。

なお、この株式譲渡契約の目的物についてはこの覚書では特定されていない。

ウ 同年10月1日BHと対象会社間において売買基本契約書（以下本項において「本件売買契約書」という）が締結されている（資料20-5）。この契約書には両当事者の代表印が押捺されている。

本件売買契約書においては、当事者間の基本的な事項が定められており、商品、代金額など具体的な定めはなされておらず、この契約書には特段の拘束力はない。

エ 同年10月2日に対象会社からBHに対しLED照明機材合計5500個、代金総額5018万4750円（消費税込）の発注がなされ（資料20-6 注文書）、これ

に対する注文請書がBHから出され（資料20-7）、直ちに代金が支払われている（資料20-8受領書及び9領収証）。資料20-6には対象会社の会社代表印が、資料20-7にはBHの会社代表印が、資料8及び9にはそれぞれBHの会社代表印が押捺されている。

オ 平成25年10月3日BHと対象会社間で、株式会社E0（以下「E0」という）の株式1万1120株についての売買契約が締結されている（資料20-10）。

この契約書には当事者の代表印が押捺されている。

代金は一株あたり4500円とされ、総代金額は5040万円である。

カ 同年10月3日BHと対象会社と間においてBHが有する売掛金債権の譲渡契約書が締結されている（資料20-11）。この契約書上は譲渡対象の債権は特定されておらず、代金額を5000万円とし、その支払期日を平成25年12月末日に定めている。

キ 同年10月25日対象会社とEN間において覚書が締結されている（資料20-12）。以下本項において「10月25日付覚書」という。

この覚書には、当事者の代表印が押捺されている。

10月25日付覚書1項はENが対象会社のために平成25年10月25日に株式会社BQより600万円の融資を実行することを斡旋すること（第1項）、ENが対象会社に対して、LEDの販売先の顧客としてEPグループ等を紹介し、対象会社の環境事業を推進すること（第2項）、ENは対象会社の内部統制に関し、特設注意上場銘柄としての指定解除を目的として、アドバイザーとしてDG監査法人を紹介すること（第3項）、対象会社はENに対し、これらの報酬として100万円を支払うこと（第4項）を定めている。

ク 同年11月18日対象会社とEN間において覚書が締結されている（以下「11月18日付覚書」という）（資料20-13）。

11月18日付覚書には当事者の代表印が押捺されているが、再度ENが対象会社のために株式会社BQからの600万円の融資実行の斡旋（第1項）、対象会社のLED事業の推進（第2項）、更にこれらの報酬として100万円を支払うことが約束されている（第3項）。

ケ 日付は特定できないが、株式会社EQから対象会社宛にAW、株式会社ER、株式会社ES、株式会社ET、株式会社EUなどに対する引き合いとその金額を一覧にした「納品予定について」と題する書面が交付されている（資料20-14）。

コ 作成者は明らかではないが、その文書に手書きのメモで「9/27」と記されているところから、平成25年9月27日頃に作成されたと思われる「プリンシパルコーポレーション様在庫表」と題する文書が存在する。

それにはLED照明の商品名、型番、残数及び希望小売価格が一部記載されており、その合計額が4779万5000円と言う金額がメモされている。

サ BH BYの名刺(資料20-16)が存在し、その名刺に記載された [REDACTED]@...というメールアドレスと肩書きとして「専務執行役員」「環境事業部 部長」とするようとの指示がなされた文書(資料20-17)が存在する。

シ 撮影日及び撮影場所並びに撮影者などは全て不明であるが、LED照明と思われる在庫が撮影されている写真が存在する(資料20-18)。

ス 株式会社ENのEWと菊地博紀間で平成25年10月4日にEメールのやりとりがあり、そこでEWはEXから対象会社に対する発注書(資料20-22)及びEXからEYホテルへの請求書(資料20-23)を添付している。

さらに、同月5日に同当事者間においてEメールのやりとりがあり、その中で菊地博紀はEWに対して、EYホテルの案件で仕入先のリライフの属性について問い合わせ、EWがこれに答えている。EWはそのほかにも株式会社EZ、FA株式会社、EYホテルについて一部前金の話は、FBと相談してみますと述べている。またEWからはLED事業の業務フローと題する表(資料20-21)が送付されている。平成25年10月3日にEXから対象会社に対してLED照明器具合計574万3079円の発注がなされている(資料20-22)、そして、EYホテルからEXに対してLED照明器具合計621万6735円の発注がなされている(資料20-23)。

セ 平成25年11月18日にDG監査法人から対象会社に対し調査報告がなされているが、内部統制上の不備が指摘されている程度である。

ソ 菊地博紀は事実経過について以下のとおり述べる。

仕入代金の支払いに関与した者は、対象会社側は菊地博紀、BH側はBYである。代金の支払場所は対象会社本社であること、LED事業は、ENのアレンジにより環境事業の一環として、LED販売事業を展開することを勧められ、BHの事業を継承する形態の提案がなされた。最初に提案を受けたのは、平成25年8月末頃とされている。同年9月25日にENと業務委託契約がなされている(原本がない)。同年9月25日に株式譲渡の覚書は締結されたが、契約は成立していない。同年10月1日には売買基本合意書が交わされ、さらにBHの売掛金債権について譲渡する合意がなされている。同年10月2日には対象会社からBHに対しLED照明器具合計5018万48750円の発注がなされ、同日BHから対象会社に発注受書が交わされ、同日その代金が現金にて支払われた。支払ったのは菊地博紀本人である。この代金支払いに立会ったのは、対象会社側が菊地博紀、BH側がBYであった。代金支払場所は対象会社本社である。その翌10月3日には対象会社がBHからE0の株式1万1120株を代金5004万円で買い受け、対象会社がBHに第三者割当をするときは、その新株払込金債権と、E0の株式譲渡代金を相殺するという合意がなされている。その後、同年10月25日には、

対象会社とE Nの間で、同年9月25日に締結した業務委託契約に関しE Pグループ等を紹介し、この売上を増加し、環境事業を推進するという覚書が締結され(資料20-8)、この覚書ではB Q (B Hの関連会社) から同日600万円の融資を実行するように斡旋するという約束もなされている。同年11月18日にも同様の覚書が締結され、その際には対象会社からB Hに対し業務報酬として100万円を支払うことが約束されている。

B Yの当初の提案に対しては、B HのL E D事業を対象会社に譲渡する、B Yは、対象会社の執行役員となり、職務に専念する、B Hの販得意先を含む販売先は全て対象会社に移すという約束のもとで交渉が進んでいた。具体的には、すでにF Cという顧客からも引き合いがある。またE Yホテルという宿泊施設からも引き合いがある。また、E Qという韓国系の会社がL E D照明器具を販売しているが、限られた商品しか扱っておらず、そのため、扱い外の商品の引合いが入った時にはB Hに発注がくる。その件数も多く、事業的にも十分に成り立つとの説明が、E NのF B及びB Yからなされ、その資料も受け取っていた

また、この事業承継によって承継される在庫は相当数に上ることが事前に開示されていた。

以上のような濃密な交渉がおこなわれていたものの、平成25年中にはE Yホテルへの販売も進まず、年が明けて平成26年になっても同様であり、約束されていた事業の移管、融資の実行などは全く進んでいなかった。平成26年3月になり、菊地博紀とCは、B YとE Nに詰め寄ったが、まともな回答がなく、結局契約を解消することを告知し、在庫を返還した上で支払った代金の返還を口頭で求めたが、その後全く連絡が取れない状態が続いていたため、具体的な代金の返還手続は行われていない。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 対象会社とB H間の売買契約の実体性について

(ア) 上記一連の物証及び菊地博紀の供述によれば、平成25年8月ころから、E Nから、L E D事業への進出を勧められ、B Hの事業を承継するという方向で交渉が進められたが、結局同年10月2日に売買契約が成立し、代金5018万4750円が支払われ、他方商品は埼玉県三郷市の倉庫にそのまま保管することになった。

(イ) ところが、在庫については、全く売り捌きが実現せず、ほぼ菊地博紀が述べるとおりの事実経過を辿り、結局対象会社の認識としては、契約は解消されたとしている。

そうすると、本件はE Nの仲介のもとB HのL E D事業を承継するという構想がたてられ、その実現のために対象会社は5000万円の投資を行い、L E D照明器具を仕入れたが、結局B H側の怠慢によりその構想が実現不能となったものであり、その責任はE N及びB Hに存するものと評価せざるを得ない。他方、前記各証拠から認められる事実からすると、本件での仕入れ及び代金の支払いについては、それを否定するような証拠はないから、認められるべきである。

この点、代金の支払いについては、現金で行われているため、金銭の流れについては必ずしも明確ではないが、受領証及び領収証についてそれが特に偽装されたことを疑わせるような証拠及び事実がない以上、それについては認めざるを得ない。

(ウ) 次に売買契約が法的に解消されているかどうかについては、問題となるが、平成26年3月ころの交渉経緯や、その後のBH側の対応を見ても、契約関係が有効に存続していることを前提としていないことからしても、遅くとも3月末日の時点で契約関係が解消されたとみるのが相当である。

イ 印鑑の返還について

(ア) 平成26年4月末にBHから対象会社に対し印鑑の宅配便で印鑑の返還がなされているが、この経緯について不明な点があるので、菊地博紀より事情聴取をした。

(イ) その聴取の結果は以下のとおりである。

まず、BYから、本件のLED事業を対象会社で行う上で、環境事業部専用の口座を作りたいという申出があった。そこで、既存の銀行口座で使っていない口座を使用することとしたが、ちょうどFD銀行日比谷支店の口座が使用されていなかったため、それを使用することとした。銀行印はBYが保持することになり、BYは新たに銀行印を作成した。

そこで、平成26年2月26日にその銀行印に改印し、銀行印はBYが、通帳は菊地博紀が管理することになった。

その後、対象会社とBHとの関係が決裂した後の同年4月頃に、この印鑑が返還されてきた。

(ウ) 当委員会としては、上記印鑑の返還は、BYにLED事業を任せるという前記経緯のなかで、BYが銀行印を新たに作成し、保管していたものが、LED事業の承継が成就せず交渉が決裂したことから、これが返還されるに至ったものであり、印鑑の返還自体には何ら問題はないと考える。

(3) 会計上の処理の妥当性について

上記の通り、平成26年3月になりBHとの契約を解消し、在庫を返還した上で代金の返還を口頭で求めたものの、全く連絡が取れない状態が続いたため、具体的な代金の返還手続が行われていないことから、BHに対する支払金額について、回収可能性は低いといえる。そのため、平成26年3月期において、その全額を貸倒引当金計上するという会計処理は不適正とはいえない。

2.1 BB株式会社及び株式会社テクノメディアのソフトウェア仮勘定について

対象会社においては、ソフトウェア仮勘定として、平成26年3月31日付で、対象会社の連結子会社である株式会社テクノメディア（以下「テクノメディア」という）への短期貸付金2380万9524円（短期貸付金を充当してソフトウェア仮勘定を取得している）のほか、BB株式会社（以下「BB社」という）に対する2380万9524円の支出が計上されている。

しかるに、対象会社は、平成26年8月15日付「特別損失の計上に関するお知らせ」において、「ネットスーパー事業の立ち上げのために作成したソフトウェアにつき資産計上を行なっておりましたが、当社の事業計画の再検討を実施した結果、当該事業については利益計上までに時間がかかること、運營業務委託先が旧経営陣支援者関係であることや、追加として必要となる経営資源を衡量すると、事業継続を断念すべきとの方向性が固まりつつあることから、その全額に対して減損損失を計上いたしました」とのIRを行なっており、上記起票のわずか3か月後である平成26年6月30日付けで、当該ソフトウェア仮勘定の帳簿価額全額を減損処理している。

そこで、ソフトウェア仮勘定に関する短期貸付金の実在性及び現金支出の有無及びその経緯につき以下検討する。

(1) 当委員会に調査によれば以下の事実が認められる。

ア テクノメディアについて

(ア) 対象会社の平成25年10月18日付取締役会議事録（第69期第18回）によれば、同日、対象会社取締役会において、G取締役より、テクノメディアが今後、インターネット上の販売およびこれに付随する広告事業を実現していくにあたり、商品の仕入れ・広告枠の確保のため、取引先に対する仕入れ代等が必要になるとして、上限5000万円、期間3か月ほどの融資枠を設定してほしい、第1回目として来週早々に広告枠を取得するための資金として1500万円の短期融資を実施してほしい旨の説明がなされ、利害関係人であるG取締役を除いた全員一致でこれが承認されたことが認められる（資料21-7）。

(イ) 対象会社は平成25年11月13日、テクノメディアに対し、対象会社のCQ銀行の口座から、2700万円を振込送金した（資料21-8）。

これに関し、対象会社においては、菊地博紀を申請者として、平成25年11月13日付で、「V e g e e - L a b o 準備資金」として、テクノメディアに対する2700万円の支払承認申請書が作成されており、この支払が対象会社において承認されていることが認められる（資料21-9）。

対象会社とテクノメディアとの間の金銭消費貸借契約書及び領収書は発見されていない。

(ウ) 対象会社とテクノメディアとの間では、平成26年3月3日付で、テクノメディアが対象会社に対し、同日を譲渡基準日として、テクノメディアが保有する「ベジスーパー」【URL： <http://www.vege-super.net>】（なお、URLは [「http://www.vege-super.net」](http://www.vege-super.net) の誤記と思料される。）のWEBサイト事業（以下本項において「本件事業」という。）を代金2500万円（税込）で譲渡する旨の「ウェブサイト事業譲渡契約書」（以下本項において「本件事業譲渡契約書」という。）が締結されており、対象会社とテクノメディアとの各記名押印が存する（資料21-10）。

本件事業譲渡契約書によれば、上記事業譲渡に際し、テクノメディアは対象会社に対し、対象サイトのドメインの使用に関する全ての権利、対象サイト及びコンテンツ等に関してテクノメディアが有する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。またテクノメディアは対象会社及び対象会社の指定する第三者による対象サイト及びコンテンツの改変に関し著作者人格権を行使しないものとする）、その他特許権、実用新案権、これらの対象となり得るが未だ登録の出願がなされていない発明、考案等に関する一切の知的財産権、テクノメディアが有する名称・意匠に関わる商標権、意匠権等一切の権利を譲渡し、かつ、譲渡基準時において締結されている、本件事業に使用しているショッピングカードシステム会社との一切の契約、対象サイトのドメインに関する一切の契約、対象サイトの会員との間の会員契約、その他テクノメディアが指定する契約の、各契約上の地位を移転するものと定められている（第3条）。

また、本件事業譲渡契約書によれば、対象会社は、上記譲渡代金を、対象会社がテクノメディアに対して有する貸付債権のうち2500万円と対当額で相殺するものと規定されている（第4条第2項）。

(エ) 対象会社においては、平成26年3月3日付で、「これまで、「H」開業にむけ、テクノメディアでホームページを作成し、認知を図っていたが、開業にともない、事業主体である対象会社がテクノメディア社からホームページを譲り受けることとなった。については、ウェブサイト事業譲渡契約を締結し、同事業の対価として1200万円をテクノメディアに支払いたい」との稟議書が作成され、決裁されている（資料21-11）。

イ BB社について

(ア) BB社は、コンピューターによる情報処理サービスに関する事業等を目的とする株式会社であり（資料21-1）、対象会社において、平成20年9月10日付履歴事項全部証明書が保管されている。

(イ) 対象会社においては、平成26年2月3日付で、BB社が対象会社に対し、ネットスーパー事業化に伴うシステム構築等の事業計画を示した、「ネットスーパー事業化スケジュール」と題する書面（資料21-2）及び同社の「ネットスーパー導入ご提案書」（資料21-3）が存在する。前者の書面によれば、ネットスーパー事業化スケジュールとして、「リサーチ&企業分析」が3月～5月、「事業計画」が5月～6月、「システム構築」が5月～9月とされ、「スーパー実店舗もしくは食品卸販売会社等の商品供給者が決まり次第、最短期6か月でスタートが可能となります」と記載されている。

(ウ) 対象会社の平成26年3月25日取締役会議事録(平成26年3月25日午後12時20分開催・第69期第30回取締役会)によれば、G取締役より、決議事項(4)ネットスーパー事業として、「当初テクノメディア社で実施しようと考えていたネットスーパー事業について、対象会社にて推進したい、これに伴い、システム開発の請負契約及び同事業の運営委託契約を対象会社にて契約し、システム開発の必要資金5000万円、運営委託費用5000万円を対象会社より支出したい」旨の提案がなされ、同提案が、全員一致で原案通り承認可決されたことが認められる(資料21-4)。

(エ) 対象会社においては、同日付で、「BB社に対するシステム開発業務委託費用支払の件」と題して、「システムの第一段階の製作完了にともない、システムのバージョンアップを図るため、コンピューター情報処理の会社であるBB社にシステム開発の業務委託をするにあたり、システム開発予算内である2500万円をシステム開発業務の対価として支払う」旨の稟議決裁が行なわれていることが認められる(資料21-5)。

(オ) 当該事業に関しては、対象会社とBB社との間の、平成26年3月25日付けシステム開発業務請負基本契約書(以下「本件基本契約書」という。)が存在し、両社の捺印がなされている(資料21-6)。

本件基本契約書には、対象会社がBB社に対しシステム開発業務を委託し、請負金額(税込)2500万円を平成26年3月31日までに支払うべきことが規定され、その第1条には、「本契約は、甲(対象会社)が乙(BB社)に対してシステム開発業務を委託し、乙がこれを請け負うすべてのシステム開発業務請負個別契約に適用されます。」と規定されている。

(カ) 本件基本契約に基づく資金の授受に関しては、BB社の、平成26年3月27日付け対象会社宛て受領証が存し、「平成26年3月25日付けシステム開発業務請負基本契約の請負金額(税込)」として2500万円をBB社が受領した旨が明記され、BB社の印鑑が押捺されていることが認められる。

(キ) 当委員会における調査時点において、URLを<http://www.vege-super.net>とするWEBサイトにアクセスしても、「テストページ」が表示されるだけであり(資料21-12)、ソフトウェア成果物、附属品及びマニュアルについては対象会社において発見されていない。

(ク) 菊地博紀は、当委員会の調査に対し、ネットスーパー事業に関するソフトウェアに関しては、事業計画上、もともと短期間で黒字化が期待できない状況であったこと(資料21-2)、ABの関係者であるAAなど旧経営陣が行なった投資であり、平成27年3月期第1四半期において旧経営陣が退陣したことにより、当該事業の推進が困難

となったことから、黒字化の見通しが立たないと判断して断念したものである旨供述する。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア 上記(1)アによれば、当初、対象会社の完全子会社であるテクノメディアにおいて野菜のネット販売事業（ベジスーパーと題するWEBサイトを通じた野菜の通信販売）を計画し、対象会社が平成25年11月13日、テクノメディアに対する2700万円の短期貸付けを実行したこと、その後、平成26年3月3日付けで、対象会社において「H」事業を開業するにあたり、事業主体である対象会社がテクノメディア社のWEBサイト事業「ベジスーパー」を譲り受けることとなり、上記貸付金と、事業譲渡代金2500万円が対当額で相殺されたことが認められる。

現時点において、「ベジスーパー」のWEBサイト画面は見当たらないが、本件事業譲渡契約書において、具体的なURLが特定されるなど、譲渡基準日において成果物たるホームページを譲渡することが約されていること、対象会社の平成26年3月3日付け稟議書には、「テクノメディアでホームページを作成し、認知を図っていた」旨記載されており、ホームページが完成していたことを前提とする記述がなされていることからすると、本件事業譲渡契約書締結時点においては、「ベジスーパー」のWEBサイト画面は、テクノメディア用のものとしては一応完成していたものと認められる。

イ 上記(1)イ(ア)、(イ)によれば、対象会社が、平成26年2月乃至3月当時、ホームページ運営を含む、ネットスーパー事業を実施するため、これに伴うシステム構築を検討しており、システム開発事業者として、BB社の事業内容及び同社の事業計画につき、ある程度の調査検討を行っていたことが認められる。

また、上記(1)イ(ウ)、(エ)によれば、対象会社において、BB社に対しシステム開発業務委託費用を支出することにつき、会社内部の規則に則した承認を経ているものと認められる。

そして、上記(1)イ(オ)によれば、対象会社とBB社間において、本件基本契約書が締結され、対象会社がBB社に対しシステム開発業務を委託し、請負金額2500万円を平成26年3月31日までに支払うべきことが約されていることが認められる。また、同契約においては、請負報酬を前金として受領し、具体的な請負業務の内容については、別途締結する個別契約において具体的に定めることが予定されているものと認められる。具体的な業務の内容としては、平成26年3月25日付け稟議書によれば、対象会社が上述の経緯でテクノメディアより譲渡を受けたWEBサイトを含むシステムを、対象会社において「H」事業を営むために「バージョンアップ」することを含むものであったことが推認される。

上記(1)イ(オ)、(カ)によれば、対象会社がBB社に対し、本件基本契約書に基づき、請負金額（税込）として、2500万円を現実に支払ったことが認められる。

ところで、ソフトウェア成果物、附属品及びマニュアルについては対象会社において発見されていない。

しかし、もともとBB社の「ネットスーパー事業化スケジュール」と題する書面（資料21-2）によれば、システム構築に至るまで半年程度を予定していたこと、及び、本件基本契約書締結後わずか3か月後に、AA及びGら旧経営陣が退陣したことから、本件基本契約書において予定されていた個別契約締結に至らなかったことが推認されることから、成果物（WEBサイトシステム）は未完成であるものと思料される。

（3）会計処理の妥当性

上記検討に基づき、ソフトウェア仮勘定について減損損失を計上した処理の妥当性については「11 平成27年3月期第1四半期に計上された減損損失について」にて記載したとおり不適切ではない。

2.2 AXの貸金債権について

AX（以下「AX」という。）と対象会社間には、AXが平成26年3月28日対象会社に対し500万円を、弁済期を平成26年4月28日として貸し渡し、同社がこれを受領した旨が記載された公正証書が作成されている（資料22-1）。対象会社の会計帳簿にも同日付短期借入金として計上されていたが、対象会社は同年5月1日に全額を返済したとして、平成27年3月期第1四半期現在これを債務として計上していない。しかしAXは、未だ残金400万円、これに対する利息1万0520円及び遅延損害金の支払いがないとして、対象会社に対し債権差押えをしている。対象会社は、訴訟提起を想定して偶発損失引当金として400万円を引当計上しているが、平成27年3月期第1四半期の記載が問題となる。

（1）当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア 対象会社とAX間の平成26年3月28日付金銭消費貸借契約公正証書には、AXが平成26年3月28日対象会社に対し500万円を、弁済期を平成26年4月28日として貸し渡し、同社がこれを受領した旨が記載されている（資料22-1）。

イ AXは、当委員会の照会に対し、文書での回答はしていないが、電話にて平成26年4月28日に100万円返済があったが、その後の返済がないので債権差押命令を申し立てた旨述べ、当該公正証書を送付してきた（資料22-2及び3）。

ウ 対象会社には、平成26年5月2日付支払承認申請書が保管され、同書面にはAXに対する500万円の債務のほか、AT茂に対する債務100万円及びBE株式会社に対する債務500万円について平成26年5月2日の支払期日までに支払いをしたいので承認願いたいと記載され、支払方法は現金となっており、社長欄に当時の代表者A

Aの「AA」と記載された捺印が、管理欄にAの「菊地」と記載された捺印が、経理欄に担当者Lの「松井」と記載された捺印がある（資料22-4）。

エ 対象会社には、対象会社が弁済をしたとする500万円の領収書もAXが弁済を受けたと主張する100万円についての領収書もいずれも保管されていない。

オ 対象会社の会計帳簿上は同年5月1日に全額返済したとする会計処理がなされている。しかし、対象会社の預金口座に同日これに相当する金額が出金された記載はない。

カ AXは、平成26年8月18日、上記公正証書に基づく債権差押えを一部取り下げた（資料22-5）

キ 菊地博紀は、対象会社がAXから1ヶ月で返済する約定で500万円を借り入れたことは事実であり、弁済期の平成26年4月28日を経過したころ、弁済することになり、AAが金庫から上記ウ記載の支払承認申請書記載の1100万円を現金で取り出し、これを支払いに充てるために持ち出した。その後、AAは、上記各支払いを終えたと報告したので、その旨の経理処理がなされた。対象会社の帳簿上、支払日が支払承認申請書の作成日付の前日である同年5月1日となっているのは、支払承認申請書の起案が翌日になることがままあることであり、実際は、同年5月1日にAAが現金を持って行ったことは間違いがない。第69回株主総会までAXから支払いの催促を受けたことはなく、同総会終了後の同年7月8日になって、突然、AXが来社し、実は100万円しか弁済を受けていないと主張され、その後、同年7月23日になって、残金400万円が存在するとして対象会社預金口座などに債権差押えを受けた。

しかし、AXに弁済するとして、支払承認申請書に捺印のうえ、現金を持ち出し、経理処理を指示したのは代表取締役AA自身であり、同総会で排除されたFEグループのAAが弁済の領収書を対象会社に渡していなかったことを奇貨としてAXと相談のうえ、差押えをしてきていると判断している。事実、同年5月1日に弁済の目的で持ち出された、ATの一部弁済金100万円とBEの弁済金500万円については弁済されており、請求もない。AXに対しては今後訴訟で対応し、対象会社の正当性を主張する旨述べる。

ク 対象会社経理担当者Lも、上記キと同趣旨の供述をしている。

(2) 以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

対象会社の当時の代表取締役AAは、上記ウ記載の支払承認申請書に「AA」の個人印を押捺したうえ、AXに対する弁済金500万円のほか、合計1100万円の現金を金庫から搬出し、経理担当者Lに対してAXへの弁済が終わった旨報告して、その旨経理処理させた。その後、平成26年6月27日開催の対象会社第69回定時株主総会終了後まで、AXから支払いの催促はなかった。AXは、弁済期を1ヶ月後とする短期の

貸付に対し、公正証書まで作成したのであるから、弁済期を途過した場合、直ちに債務名義のある公正証書による差押えの予告やその実行をすると考えるのが合理的であるにもかかわらず、AXが、上記第69回定時総会が終了するまで、支払いの催促をしなかったのは不自然である。また、AAが支払承認申請書に記載した他の債権者であるAT及びBE株式会社に対しては、弁済金合計600万円を支払ったことが認められ、AAがAXに対してのみ一部金のみ弁済にとどめたとする理由が不明である。しかも、AXは、一部金100万円のみ弁済を受けたと主張するが、その100万円の領収書さえ、対象会社に保管されていない。

以上によれば、対象会社の経理担当者Lが平成26年5月1日に当時の代表取締役AAの指示に従って、500万円の弁済が行われたとする経理処理をしたことは、至極当然であり、不適正ではない。

加えて、既に認定したとおり、対象会社においては、激しいプロキシファイトが行われ、経営権争奪戦があったことに鑑みると、菊地博紀が述べるとおり、対象会社が定時総会の開催日である平成26年6月27日以後になって、旧経営陣と意を通じた債権者らが請求を一斉にしてきたと認識し、対象会社がこれら債権者の債権の存否について疑義を持つのはやむを得ないことと思料される。

当時の代表取締役が用途を定めて持ち出した現金の支払先についての経理処理の修正を直ちにすべきであるとする証拠はなく、その意味で、現段階での対象会社の経理処理が不適正とまではいえない。

したがって、現段階で上記債務を平成27年3月期第1四半期の債務として計上すべきとまではいえない。但し、今後、AXとの債権に関する訴訟等でAXの債権の存否が明らかになった場合には、平成27年3月期第1四半期の債務として計上すべき必要が生じる可能性は否定できず、対象会社は、訴訟提起を想定して偶発損失引当金として400万円を引当計上していることも不適正とまではいえない。

(3) 会計処理の妥当性

したがって、対象会社の経理処理は不適正とはいえない。

2.3 AQ及び株式会社BVの貸金債権について

対象会社は、株式会社BV（以下「BV」という）の代表者AQ（以下「AQ」という）から350万円及びこれに対する利息の支払いを並びにAQから280万円及びこれに対する利息の支払いを、それぞれ求める訴えを提起されている。しかし、対象会社の会計帳簿にはこのような消費貸借債務が計上されておらず、対象会社はその存在を否認する。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア AQは、対象会社に対し、平成23年9月7日金350万円を、弁済期同年10月27日、利息年5分として貸し付けた。貸金は、同日菊地博紀の依頼により、振込名義人を株式会社FF（以下「FF」という）として対象会社の預金口座に振込送金したと主張する。

BVは、対象会社に対し、平成24年4月20日金280万円を、弁済期同年5月20日、利息年5分として、貸し付けた。貸金は、同日菊地博紀の依頼により、振込名義人をAITとして対象会社の預金口座に振込送金したと主張する。

AQ及びBVは平成26年9月2日対象会社に対し、これら債権の支払いを求める訴えを提起した（資料23-5）。

イ AQ及びBVは、当委員会の質問状に対する回答においても、アと同じ事実があると回答した（資料23-6，23-7）。

ウ 対象会社が保管するFFと対象会社との間の平成23年9月30日付金銭消費貸借契約書（資料23-2）には、FFが対象会社に対して、同日350万円を、返済期日平成24年9月29日、利息年5分で貸し付けた旨記載されている。

エ 対象会社の預金通帳には、平成24年4月20日280万円がFFから振込入金されたとの記載がある（資料23-1）。

オ BVが当委員会に提出した同社の普通預金通帳写しには、同日付で金280万円を対象会社に振込出した旨の記載がある（資料23-3）。

カ 対象会社の預金通帳には、平成24年6月27日「FG（カ）」に対し286万78077円を支払送金したとの記載があり（資料23-8）、対象会社の仕訳リストには、同日FFに対し、借入金返済として合計64万6397円を送金したとの記載がある。対象会社代表者の菊地博紀は、この「FG（カ）」に対する送金は同社に対する債務とFFに対する債務をまとめて支払ったものであり、これによって対象会社のFFに対する債務を一括返済したものであると述べた。

キ 対象会社の会計帳簿上平成23年9月30日に350万円を短期借入金に計上し、平成24年4月20日に280万円を短期借入金に計上した。これら短期借入金について、平成24年6月27日に630万円を返済したとして処理し、平成25年3月期以降、債務として計上していない。

（2）以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

ア AQ主張の貸金については、確かに(1)ウ記載のような契約書は存在する。

しかし、貸主がAQであるのに名義だけをFFにするというのは異常であり、何らかの理由がなければならぬ。菊地博紀が何故法人名であることを依頼するのか、合理的な説明がない。この契約書は記載通りの当事者間のものと認めるべきである。そうであるとするればAQの主張を裏付けるものはないこととなる。また、仮に名義だけ法人として契約したものであるとしても、貸主が法人名である以上返済もその法人にされることとなる。ところが、(1)オ記載のとおり、その法人に対する債務は弁済済みであり、キ記載のとおり対象会社の会計上の処理もこれと符合するから、やはりその主張の貸金は存在しないこととなる。

イ BV主張の貸金については、BVはその主張する債権に関し契約書及び受領書その他その債権の発生を基礎付ける資料を提出しない。(1)エ記載のとおりBV主張の日に同額が対象会社の預金口座に振り込まれているが、その振込人はFFであって、主張のAITではない。(1)オの事実はあるが、BVの預金口座通帳は原本を確認しておらず、これをその主張を裏付ける証拠として直ちに採用できるものではない。そうであるとするればBVの主張を裏付けるものはないこととなる。また、この入金があったとしても振込人名義はBVであって、AITではない。(1)カ記載のとおり、その法人に対する債務は弁済済みであり、(1)キ記載のとおり対象会社の会計上の処理もこれと符合するから、やはりその主張の貸金は存在しないこととなる。

(3) 会計処理の妥当性

以上検討したとおり、対象会社はAQ及びBVに対して貸金返還債務を負わないから、対象会社の会計処理は妥当であると認められる。

2.4 BKの貸金債権について

対象会社の楊晶取締役は、「貸付人」欄に「BK先生」、「貸付金額(残額)特記事項」欄に「8,600,000 金消, EF紹介」、「会社使用の有無, 貸出日等」欄に「不明 26/5/23」と記載された貸付人・貸付金額特記事項一覧表(資料2.4-3)及び未払優先順位260701と題された添付ファイルに「BK先生」「8,600,000」と記載された未払債務・借入返済リスト(資料2.4-4)を保管していたが、対象会社は、平成25年3月期(第68期)及び平成26年3月期(第69期)にBKに対する債務を一切計上していない。そこで、上記会計処理の適正性が問題となる。

(1) 当委員会の調査によれば以下の事実が認められる。

ア BK(以下「BK」という。)からの借入債務につき、対象会社は契約書を保管していない。

イ 対象会社の楊晶取締役は、貸付人欄に「BK先生」、貸付金額（残額）特記事項欄に「8,600,000 金消, EF 紹介」、会社使用の有無、貸出日等欄に「不明」と記載された貸付人・貸付金額特記事項一覧表（資料24-3）及び未払優先順位と題された添付ファイルに「BK先生」「8,600,000」と記載された未払債務・借入返済リスト（資料24-4）を保管していた。

ウ 当委員会が当該貸付金債権の存否についてBKに照会したところ、回答がない。

エ 当委員会のヒアリングに対し、対象会社取締役楊晶は、貸付人・貸付金額特記事項一覧表（資料24-3）、未払債務・借入返済リスト（資料24-4）は、債務として覚悟しなければならない可能性のあるものを菊地博紀 から事情聴取して内部文章としてまとめていたものであり、対象会社として債務と認識していたものではない旨述べる。

（2）以上認定の事実によれば以下のとおり判断される。

本件については、契約書の存在が確認できず、債権債務発生の根拠文書が存在しない。この点、対象会社の取締役によって作成された貸付人・貸付金額特記事項一覧表（資料24-1）、未払債務・借入返済リスト（資料24-2）に「BK先生」「860万円」との記載が存在するが、菊地博紀 及び楊唱に対するヒアリングの結果、「これら内部文書は、債務として覚悟しなければならない可能性のあるものを菊地博紀 から事情聴取してまとめていたものなどであり、対象会社として債務と認識していたものではない。」旨の供述を得ている。また、前記貸付人・貸付金額特記事項一覧表及び未払債務・借入返済リストの記載においても「借入無」「不明」などと記載され債務が不存在とされており、いずれにせよ、処分証書がなく、対象会社に対する入金を裏付ける客観的証拠は何もない。以上からすれば、対象会社とBKとの間に債務は存在しないと認めるべきであり、他にこれを覆す証拠はない。

（3）会計処理の妥当性

従って、対象会社のBKに対する債務を認めることはできないから、対象会社が債務として計上しなかったことが不適正とはいえない。

25 BP株式会社の貸金債権について

Yは、対象会社がBP株式会社（以下「BP」という）に債務を負担しているのに、この債務を会計帳簿に計上していないと主張する。

当委員会の調査によれば、対象会社代表者菊地博紀は、株式会社CKのBPからの借入金債務について個人として連帯保証をしており、この連帯保証債務は認諾により債務名義となっていたこと(認諾調書。資料1)、この債務名義によって菊地博紀の対象会社に対する給料債権に差押えがなされたが、第三債務者である対象会社は、これを支払わないため、取立訴訟(民事執行法157条)が提起されたこと(資料35-2及び3)が認められる。

したがって、BPは対象会社に対して債権を有するものではなく、会計帳簿に記載のないのは当然である。

26 BQの貸金債権について

BQは、平成26年6月9日訴状(資料26-1)において、平成25年9月27日、同年10月9日、同月25日及び同年11月18日に併せて3000万円を対象会社に貸し付けたと主張し、対象会社の会社代表印の押印された消費貸借契約書4通(資料26-2, 26-3, 26-4, 26-5)を提示している。

これに対し、対象会社の帳簿を確認したところ、上記4期日におけるBQからの借入合計3000万円が記載されており、上記借入について会計帳簿上の処理に問題はない。

第7 過年度決算の訂正事項の概要

当委員会において調査した結果、過年度決算の訂正を必要とする事項はないと判断した。

第8 本調査を通じて認識された対象会社の業務上の問題点

以上のように、対象会社の新旧経営陣及びその関係者において新規事業に関連する多額の金銭の預け行為や仮払い行為が行われ、また多額の簿外債務の存在が疑われるような状況を作り出してしまった問題点（以下、「本件問題点」という。）について新旧経営陣のコーポレート・ガバナンスに対する意識の低さだけが原因ではなく、本件問題点が長期間に渡って放置されてきた事実からすると、対象会社において実効性のある内部統制制度が機能しておらず、本件問題点を防止するための組織・管理体制の整備と運用が不十分であったことに起因する部分が最も大きいものと考えられる。対象会社における本件問題点に関する組織体制上の主な原因は以下のとおりである。

1 会社代表印、銀行届印、認印等の管理

対象会社の印章管理規程第3条（印章の所管部署）及び経理規程第5条によれば会社代表印、銀行届印、認印及び現金・預金通帳（以下「代表印等」という。）は、管理本部長及び経理業務責任者が保管・管理することとなっている。

しかし、菊地博紀が代表取締役を解任された平成26年1月ころから新経営体制になる平成26年6月ころまで代表印等は旧経営陣であるAA前社長及びこれらの関係者の管理下にあり、管理本部長や経理業務責任者が代表印等を管理できない異常な状態が継続していた。

また、平成26年6月にCV証券からの新株予約権の行使により、対象会社に総額2億1253万9734円の払込がなされたが、このうち総額2億1229万円についてY元総務部長及びAA前社長は払込日同日に対象会社のAY浜松町支店普通預金口座から払い戻し、対象会社の債務を弁済したとされるが、2億1229万円のうち1億9230万745円（使途不明金含む）については、対象会社の債務の弁済をしたとは認められない（「第59 平成26年6月の新株予約権発行に基づく払込金の引出しについて」より）と判断される。これも上記の異常な状態によって、預金通帳や銀行届印の管理者ではない者が勝手に新株予約権の行使対価を銀行から引き出し、会社債務以外の支払にあてたと考えられる。

さらに、対象会社が弁済したと認識していた借入債務や入金事実・契約書類の全く存在しない借入債務に関して多数の第三者から貸金返還請求を受けており、当該請求は公正証書による金銭消費貸借契約書等を根拠に行われているものもあり、これも旧経営陣及びその関係者が会社代表印を利用して公正証書を作成した可能性があり、これにより対象会社の簿外債務が存在しているかどうか疑わしい状況が生み出されたと考えられる。

2 多額の手元現金

対象会社の平成26年3月期末時点の現金帳簿残高は1億9472万8429円であり、同時点の総資産額は7億7062万7864円であることを考慮すると、対象会社

は、会社規模に比して多額の手元現金を保有していたと考えられる。これについて対象会社は債権者からの差押えを免れるために、多額の手元現金を保有せざるを得なかったということであり、それ自体は理解できるが、現金であるがゆえに入出金の証跡が分かりづらい、また、容易に第三者に現金在高を示せないことから、手元現金の実在性についての疑義が生じたと思われる。

3 与信管理の形骸化

対象会社においては多額の預け金行為が行われたが、これについて対象会社では概ね与信管理規程に即して与信限度額を設定し、信用調査を行ったうえで与信限度額申請書を起案し、所定の決裁者による承認のもと預け金を支出していることが認められる。

しかし、大口の預け先について平成27年3月期第1四半期において預け金全額に対して貸倒引当金を設定しており、金銭の預け先の全てで実質回収不能になっているという異常事態になっている。また、与信限度額申請書起案者と決裁者はともに経営陣の者が行っており、内部牽制機能の実効性に疑問が残る。

よって、預け金行為に関して与信管理規程に則した内部承認があったものの、この制度は実質的には形骸化していたと考えられる。この与信管理の形骸化も多額の預け金行為が生じた原因のひとつと考えられる。

4 稟議制度の形骸化

対象会社においては多額の預け金行為が行われたが、これについて対象会社では決済権限基準内規第2条（稟議書）に基づいて、預け金行為について稟議書が起案され、決済者による承認のもと預け金を支出していると認められる。

しかし、預け金行為の中には預けた日付と稟議書の日付が同一のものや、預けた日付の後に稟議書が起案されているものもあり、また与信管理と同様に稟議書の起案者と決裁者はともに経営陣の者が行っており、内部牽制機能の実効性に疑問が残る。

よって、預け金行為に関して決済権限基準内規に則した内部承認があったものの、この制度は、実質的に形骸化していたと考えられる。この与信管理の形骸化も多額の預け行為が生じた原因のひとつと考えられる。

第9 再発防止策

対象会社において本件問題点を今後防止するために検討されるべき主な施策は以下のとおりである。

1 会社代表印、銀行届印、認印等の管理について

印章管理規程に即して管理本部長による保管・管理を徹底するべきである。また、印章の保管場所を所定の金庫の中など予め決めておき、会社代表印・銀行届印・認印を使用する場合には日付、使用者名、使用目的などを押印簿など所定の様式の記録簿に記載したうえで、使用後は必ず保管場所に返却するよう徹底すべきである。また、預金通帳は経理業務責任者による保管・管理を徹底し、入出金取扱者と入出金管理者を別にして明確に決め、入出金行為の前に管理者が承認を与える仕組みを徹底するべきである。

2 現金の多額保有について

手元現金が多額になると不正リスクが高まるため、入出金を適宜に帳簿に記帳するとともに、現金実査を少なくとも2人以上で日次、週次などの一定の短いタイミングで行うべきである。通常、現金で保有・管理するよりも預金で保有・管理した方が望ましいので、まずは不明な債務を整理・解決して、早期に預金で管理できる体制を整えることが必要である。

3 与信管理の形骸化について

与信管理規程に即して実効性のある与信管理を徹底するべきである。経営陣自らによる起案はなくし、与信行為に関連する部署を独立させ、その部署が起案したうえでその上席者ないし、経営陣が承認するという仕組みを徹底するべきである。

4 稟議制度の形骸化について

決裁権限基準内規に即して実効性のある稟議制度を構築するべきである。このために、稟議事項に関する行為が実行される前に稟議決済をする仕組みを徹底するべきである。事後稟議はやむを得ない場合を除き、原則として禁止することが重要である。また、経営陣自らによる起案をなくし、稟議事項に関連する部署が起案したうえでその上席者ないし、経営陣が承認するという仕組みを構築し、これを徹底するべきである。

5 企業風土の改善

対象会社においては、過去に反社会的勢力との関係が疑わしいか、社会的にその属性に問題がある人物の関与が認められた。

更に、対象会社においては、対象会社の関係者が対象会社を利用して資金調達がなされる他、商道德上問題がある取引が行われ、取引先の与信管理上の問題も存することも指摘せざるを得ない。

これは、対象会社の企業風土の問題と言っているが、その改善のためには、最低限これまで問題となる事象に関与し、責任を負うべき立場にあった関係者との関係を絶つことが絶対の条件である。

これは、内部的な人事面における改革のみならず、取引先及び対象会社を取り巻く全ての関係者にいえることである。

6 組織

(1) 従前対象会社においては、いわゆる企業統治（コーポレートガバナンス）を担当する部署が全く機能していなかったと評しうる。

特に、現金決済を原則としていたにもかかわらず、入出金の管理が杜撰であったこと、更に社内稟議についてのルールが必ずしも確立していなかったことに加えて、社内情報の管理、印鑑の管理、契約書、領収書などの管理及びその管理についての検査態勢が確立していなかったことは指摘せざるを得ない。

そこで、組織的にこれらの体制を確立すべきであるが、その確立がなされるまで、当面公平かつ中立的な第三者による監視体制をとることとし、当委員会に準ずる機関（以下「監督機関」という）を設置し、検査体制を徹底することが最低限必要である。特に対象会社のこれまでの経理処理及び法的処理は杜撰であったことは否めないところであり、今後公認会計士、弁護士等の専門家と協議の上、経理処理及び法的処理の妥当性の確認を経ることも必要であるので、この監督機関には専門家が必ず参加することが必須である。特に、従前のコンプライアンス委員会、内部監査室などの組織があるにもかかわらず、問題が繰り返されたことについて、猛省すべきである。

(2) 現執行部の内現代表者である菊地博紀 については、調査対象となった期間中に問題を起こした人物と協調して行動していたこともあること、同期間中取締役としての監督責任を怠ったものとの誹りは免れないこと、このまま業務執行を行いつつ、体制の改善をすることについて期待ができないこと、藩培今代表取締役が常勤の体制になっていないことからすると、代表取締役、取締役を辞任させ、業務執行体制を刷新するべきである。

7 責任追及

(1) 対象会社においては、当委員会による調査対象となった事象により、対象会社の信用の失墜に止まらず、会社財産の流出などが認められる。

(2) 社外に流出した預け金、貸付金名下の金銭債権については、今後民事的な回収手続が必要であるが、それが回収不能となる可能性はあるし、借入金の返還請求などについては訴訟で争うこととなろうが、敗訴の可能性もあることは否定できない。

このような結果になった場合、関係者がいかなる責任をとるかが問題となる。

この責任追及については、新たな取締役が選任され、新体制のもと実行されるべきであるが、まずは、これらの事象が発生した時期に関与した取締役については、取締役など役員が損害賠償責任（会社法423条以下）が検討されるべきであるし、関与した第三者については、その共同不法行為者としての責任が検討されなくてはならない。

(3) のみならず、本報告において問題となった各行為については、民事的なサンクションにより解決するに止まらず、刑事罰をもって望むべき高度の違法性の有無について検討する必要もある。本委員会の発足の経緯から、本委員会においては、刑事責任の検討については、行っていないが、問題視できる項目があり、今後対象会社において、然るべき対応が必要である。このような、今後の責任追及も視野に入れると、対象会社においては早急に役員人事などを整備し、全てにおいて刷新した上で、上記責任を検討する必要がある。

第10 結語

対象会社及び関係者は、今後法的責任が発生する可能性があることを厳粛に受け止めるべきである。

本来株式会社が投資家の利益のための存在であるという根本原則及び企業の社会的責任を改めて自覚し、役員及び従業員など対象会社に関係する者が、定められた規則などの規範を遵守することを徹底することが求められる。共に、コンプライアンスを高めることを徹底する必要がある。

現在対象会社の証券市場における信用は失墜していることも厳然とした事実であり、それにより、多数の投資家の利益のみならず、証券市場の信用そのものを毀損させた責任は重大であり、関係者は猛省するべきである。

幸い、平成26年6月27日開催の株主総会において、上海ヒュージリーフ側が経営権を獲得し、従前の勢力と決別し、新たな体制により信頼回復ができる環境となったことは評価しうるものである。対象会社においては今後新たな体制のもとでこれらの損失をいち早く回復することに邁進するべきであるが、そのためにも、関係者諸氏の自覚を強く求めるものであり、市場経済に与える影響を常に念頭に置き、今後社会に疑念を抱かせるような事象の発生を防止し、いち早く正常な企業として復活することを期待するものである。

以上

第三者委員会補助者（事務局）

弁護士 田 邊 勝 己

弁護士 片 岡 剛

弁護士 尾 山 祐 介

弁護士 平 田 香 織

弁護士 岡 山 大 輔

弁護士 神 前 吾 郎

公認会計士 峯 尾 商 衡

公認会計士 楠 壽 大